

経済統計学ゼミナール

2020 年度 ゼミナール論文集

北海学園大学経済学部

鈴木ゼミナール

2021 年 2 月

目 次

1 部 ゼミナール			
日本の賃金推移とその要因			
石崎 修造 出口 好 萩原 圭太 南 柊平 宮森 康平	1. 賃金の決定要因	…	1
九島 慎太郎 神野 拓真 沼田 伊吹 原田 佳奈 森 諒平	2. 日本の賃金の現状	…	27
大津 京介 清野 英斗 中島 仁 福井 亮	3. 可処分所得と非消費支出の推移と要因	…	40
上田 尚弥 川内 康平 中畑 淳貴 山崎 貴彰 渡部 航太	4. 労働生産性と賃金の関係性	…	54
戸田 羽泉 光主 望 伊在井 大生	5. 最低賃金の決定要因と賃金差縮小への助力	…	70
2 部 ゼミナール			
歌方 凌河 大込 陽太 熊田 翔太郎 元沢 敬介 尾形 原野 廣川 和果 小原 竜一 鈴木 聖矢	新型コロナウイルスによる札幌の観光業への影響 ー統計データとアンケート調査から考えられる札幌が 行うべき政策ー	…	89

1. 賃金の決定要因

石崎修造 出口好 萩原圭太 南柊平 宮森康平

はじめに

この章では、賃金がどのように決まるのか、賃金はどのような要因で変化するのかについて理論的に実証する。1 節では、労働供給について調べ、労働者の労働供給行動がどのような意思決定で行われているのか、どのような要因で労働者の労働供給は変化するのかについて述べる。2 節では労働需要について調べ、企業の労働需要行動がどのような意思決定で行われているのか、どのような要因で企業の労働需要は変化するのかについて述べる。3 節では、これらの意思決定が労働市場全体ではどのように影響しているのか、労働需要曲線と労働供給曲線を導出して労働市場の賃金と雇用量がどのように決まるのか述べる。この章を通じて、章で明らかになった賃金の決定要因が、現在の労働問題を分析、考察する際の理論的な前提知識となる。

1. 労働供給

1-1. 労働供給行動の決定要因

この節では、労働者の労働供給行動がどのような意思決定で行われているのかを調べ、労働供給曲線の性質について明らかにする。

以下では、意思決定を、制約条件、選好、意思決定問題に分け、順に説明する。

制約条件とは、労働者が労働供給行動をするにあたって、一定の条件下で労働供給をしているということを表す条件式である。労働者は2つの制約条件下に置かれており、1つは時間制約、もう1つは予算制約である。

時間制約とは、労働者の余暇時間と労働時間の和が一定期間中の総時間の範囲内でなければならないという制約である。一定期間の総時間を T 、余暇(leisure)の時間を ℓ 、労働(labor)の時間を L とすると時間制約は、(1-1)式で表すことができる。

$$\ell + L \leq T \quad (1-1)$$

余暇は総時間のうち、労働しない時間と定義するため、(1-1)の式は、等号で成立し、次の式で表すことができる。

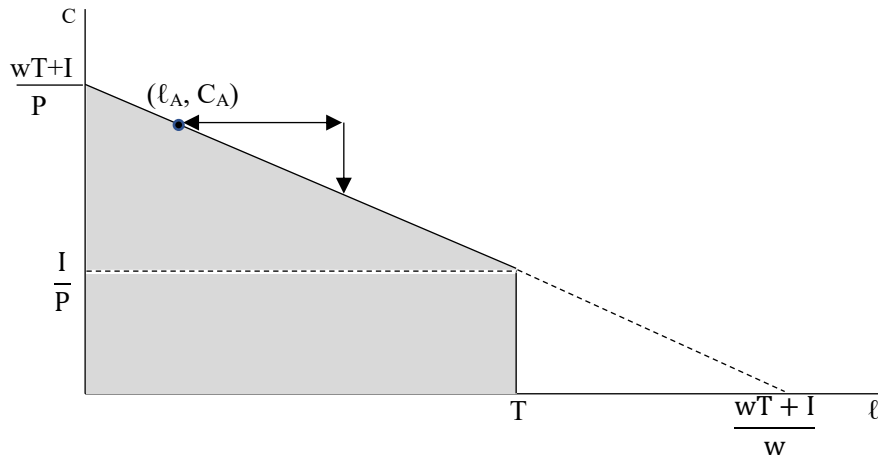
$$\ell + L = T \quad (1-2)$$

予算制約とは、労働者の消費財に対する支出は労働者の所得の範囲内でなければならないという制約である。ここでは、労働者は貯蓄や借入をして消費財の購入はしないものと仮定する。また、所得とは、労働所得と非労働所得(I)の和である。非労働所得とは、年金や有価証券の利子など、労働によらない所得のことであり、労働所得は賃金(w)と労働時間($L = T - \ell$)の積である。消費財支出を消費財の数量(C)と消費財価格(P)の積とすると、予算制約は(1-3)式になる。

$$PC \leq w(T-\ell) + I \quad (1-3)$$

これらの式に用いられている変数を、労働者が決定しているのではなく、労働者の意思決定によらない外生的に値が与えられているものを外生変数、労働者の意思決定によって値が決定するものを内生変数とする。外生変数は T, P, w, I 、内生変数を ℓ, L, C であり、内生変数の ℓ の値が決まると(1-2)式から L の値が決まる。

<図 1-1 時間制約と予算制約>



<図 1-1>は、横軸に内生変数 ℓ 、縦軸に内生変数 C をとり、時間制約と予算制約を表している。この図上の斜線部が、時間制約、予算制約の両方を満たす (ℓ, C) の組み合わせとなる。なぜなら、縦軸の切片と横軸の切片を通る直線の下に位置する (ℓ, C) の組み合わせは式(1-3)を満たし、横軸 T の左側に位置する (ℓ, C) は式(1-2)を満たすからである。この斜線部分のことを機会集合と呼ぶ。また、機会集合の右上縁の直線を予算制約線と呼び、最適な (ℓ, C) の組み合わせは予算制約線上にある。したがって(1-3)の式を(1-4)に置き換えることができる。

$$PC = w(T-\ell) + I \quad (1-4)$$

また、予算制約線の傾きの絶対値は余暇の限界費用である。予算制約線上にある (ℓ_A, C_A) において、余暇をもう 1 単位増やしたい場合、労働所得が w 円減るため、消費支出も w 円分だけ減らさなければならない。これが余暇の限界費用である。余暇の限界費用を消費財単位に換算すると、 w/P でありこれは、図 1-1 の下向きの矢印がこの量を表している。また、(1-4)の式を整理すると(1-5)となる。

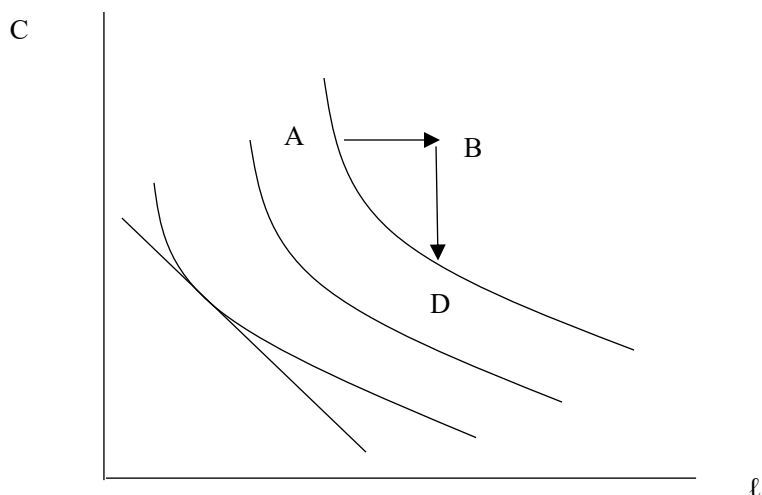
$$C = -\frac{w}{P}\ell + \frac{wT+I}{P} \quad (1-5)$$

余暇の限界費用は実質賃金とも呼ばれる。

次に、選好について述べる。選好とは、異なる組み合わせの間の好みの事を指し、選好を表すために、効用関数を用いる。労働市場における効用とは労働者の便益であり、便益とは一般に財に対して払ってもよいと思う最大金額である支払意思を、財が人に与える経

福祉の貨幣表現の考えである。労働者の効用を測る際には、2つ条件がある。1つは、労働者の効用は労働者間で比較することはできないということである。もう1つは、1人の労働者のなかで、異なる組み合わせによって、効用の大小関係は述べることができるが、一方の効用が他方に比べ、どれだけ大きいのかを表す尺度は作れないということである。効用関数は $U(\ell, C)$ と表し、等高線の無差別曲線で表すことができる。

<図 1-2 無差別曲線図>



<図 1-2>は無差別曲線を表しており、無差別曲線図は、一定の高さの効用を生む全ての点を表す曲線である。この同一無差別曲線上にある余暇と消費財の組み合わせは同じ効用を表し、曲線が原点よりも離れているほうが効用は大きくなる。

無差別曲線の傾きの絶対値は、余暇の限界効用と解釈できる。<図 1-2>で BD 間の距離は、もう 1 単位余暇を増やすとき、同じ効用にするために必要な消費財の減少量であり、余暇の消費財に対する限界代替率ともよばれる。限界代替率は、 $MRS_{\ell C}(\ell, C)$ と表す。

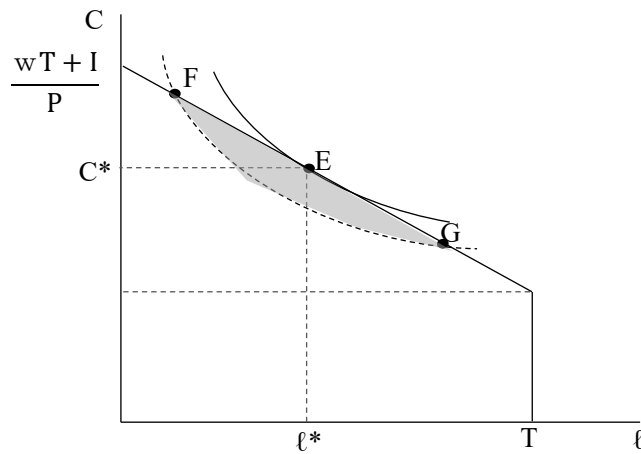
最後に、意思決定問題について述べる。労働者の意思決定問題は、制約条件下の効用最大化問題として定式化することができる。なぜなら、労働者は制約条件下で便益を最大化するように労働供給をしているからである。

$$\begin{aligned} &\text{Max } U(\ell, C) \quad (1-6) \\ &\text{subject to } PC + w\ell = wT + I \\ &0 \leq \ell \leq T \end{aligned}$$

(1-6)式が制約条件下での効用最大化問題の定式であり、この制約条件下で効用を最大化する ℓ と C の値を決定する。

これら 3つの意思決定により労働者は労働供給をすることがわかった。以下では、この意思決定により労働者の余暇需要と消費材需要がどのように決まるのかについて述べる。

<図 1-3 制約条件下の効用最大化>



<図 1-3>は機会集合と無差別曲線図を重ね合わせたものである。先述した通り、最適な (ℓ, C) の組み合わせは予算制約線上にあり、予算制約線と無差別曲線の接する点 E において、制約条件下で効用最大化を達成する。点 E が最適な理由として、仮に予算制約線上の点 F、点 G と交わる無差別曲線があったとする。このとき、最適な (ℓ, C) の組み合わせは点 F と点 G である。しかし、無差別曲線の性質として原点より離れているほうが効用は高く、また、機会集合も右上の直線上にいくほど消費財と余暇を増やすことができる。つまり点 F、点 G と交わる無差別曲線では、斜線部分において、より最適な (ℓ, C) の組み合わせが存在するということになる。そのためよって、予算制約線と無差別曲線の接する点 E が最適な (ℓ, C) の組み合わせとなる。この点 E の座標を (ℓ^*, C^*) とすると、 ℓ^* が余暇の需要量、 C^* が消費財に対する需要量、労働供給量は $T - \ell^*$ となり、次の 2 つの方程式を満たす。

$$PC^* + w\ell^* = wT + I \quad (1-7)$$

$$MRS_{\ell C}(\ell^*, C^*) = w/P \quad (1-8)$$

(1-7)は、予算制約を (ℓ^*, C^*) が満たすことを表す。(1-8)は、限界原理と呼ばれるもので、費用と便益を勘案したうえでその中から最も望ましい行動を選択するという考え方の事である。(1-8)は余暇の限界費用と余暇の消費に対する限界代替率が等しくなるように、労働者は (ℓ^*, C^*) を選択するということである。また、余暇の限界費用は実質賃金であるため、労働者は実質賃金と余暇の限界効用が等しくなるように行動するといえる。

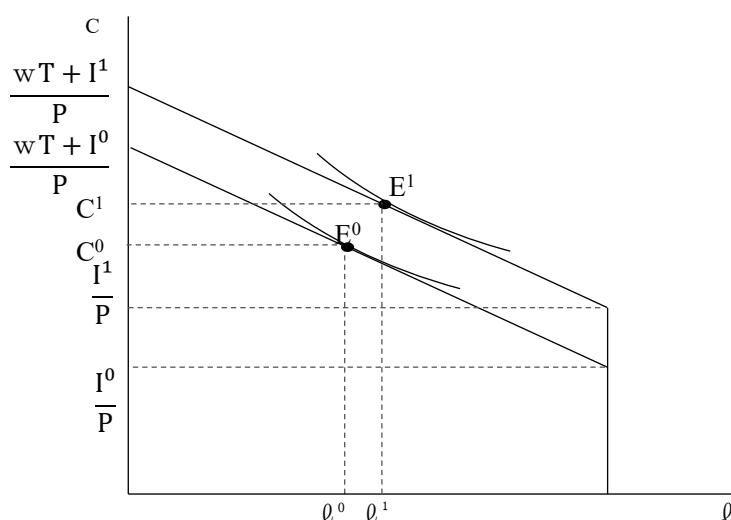
1-2. 外生変数の変化による労働供給の変化

労働者の労働供給行動は実質賃金に関係しているということがわかった。労働供給量は労働者の余暇需要量と消費財需要量といった内生変数によって決まり、内生変数は労働者によって決まる値である。そのため、賃金や消費財価格が変化することで労働者の内生変数も変化する。以下では、外生変数が変化しとき、どのように内生変数が変化するかスルツキー分解を用いて分析する。また、分析するにあたって前提条件として余暇、消費財

は正常財であると仮定する。この項では外生変数である、非労働所得の増加、賃金の増加、消費財価格の増加のケースを例に分析する。

非労働所得の増加が各内生変数に与える効果について分析する。変化前の非労働所得を I^0 、変化後の非労働所得を I^1 とし、非労働所得以外の外生変数は変化しないものとする。

<図 1-4 非労働所得の効果>



<図 1-4>は、非労働所得が I^0 から I^1 に増えたときの機会集合の変化について表している。 $I > 0$ より、縦軸切片は上にシフトし、予算制約線も外側にシフトする。このとき、予算制約線の傾きである w/P は変化しない。よって限界代替率も変化せず、予算制約線が外側にシフトし、新たに制約条件下で効用最大化を達成した点 E^1 で最適な効用の組み合わせ (l^1, C^1) となる。非労働所得が増加した結果、労働者は、消費財需要量と余暇需要量を増やす。そのため、労働時間は減少し、労働供給量は減少する。

次に賃金が上昇したケースについて分析する。変化前の賃金を w^0 、変化後の賃金を w^1 とする。賃金が w^1 に上昇したとき、(1-7)の式では、余暇 l への支出が増加すると同時に、総時間 T の価値も上昇する。前項で先述した通り余暇と総時間の関係は、 $T = L - l$ であり、余暇 l は総時間 T の一部であるため、賃金が上昇したときの変化量は総時間 T の方が大きくなる。また、(1-8)の式では、右辺の余暇の限界費用のみ増加する。よって、等号関係が成立しなくなり、次式が成立する。

$$PC + w^1 l < w^1 T + I \quad (1-9)$$

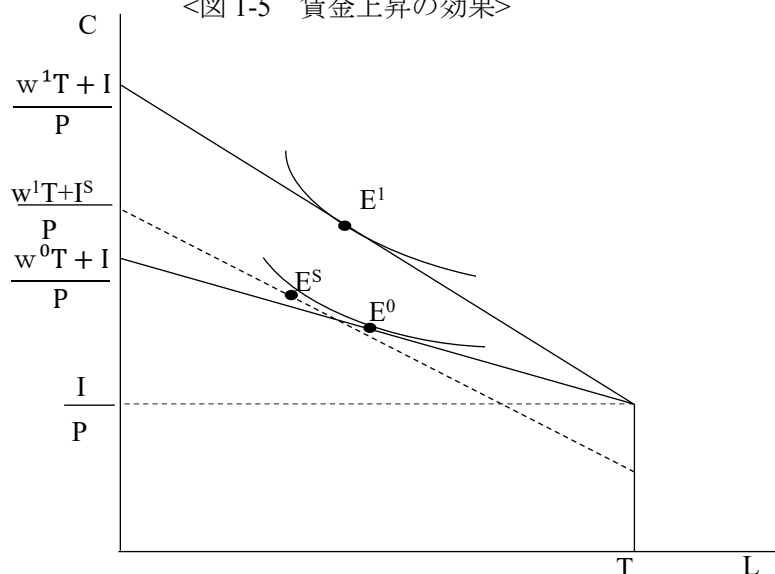
$$MRS_{lC}(l, C) < w^1 / P \quad (1-10)$$

(1-9)では、総時間の価値と非労働所得の合計が消費財支出と余暇費用の合計よりも小さくなっていることを表している。賃金が上昇したことによって、変化前よりも消費財と余暇を消費できるようになったため、労働者にとって最適な余暇と消費財の組み合わせが変化する。このことを所得効果といい、余暇需要量と消費財需要量を増やす。

(1-10)では、余暇の限界効用が、余暇の限界費用を下回るということを表し、代わりに

消費財の限界効用は、限界費用を上回っている。つまり、余暇を過ごすための費用が、消費財を消費するための費用より相対的に割高になったため、労働者は余暇よりも消費財を消費したほうが自分の効用をより高めることができると判断する。この効果を代替効果といい、労働者は余暇需要量を減らし、消費財需要量を増やす。

<図 1-5 賃金上昇の効果>



<図 1-5>は、賃金が w^0 から w^1 上昇したときの機会集合と無差別曲線図の変化を表している。予算制約線の傾きは、 w/P で、賃金が増えたことにより、傾きも大きくなっている。また、縦軸切片 $(wT+I)/P$ も賃金上昇によって上にシフトする。 E^0 から E^S への移動は代替効果を表しており、 E^S では、賃金上昇後の予算制約線と同じ傾きかつ E^0 を通る無差別曲線に接する架空の予算制約線における最適な効用の組み合わせとなっている。そのため、 E^S では、賃金上昇前と同じ効用となる。よって、 E^S では賃金上昇による余暇の限界費用の上昇を反映していることがわかる。

E^S から E^1 への移動は、所得効果を表している。架空の予算制約線と賃金上昇後の予算制約線の傾きは等しく、架空の予算制約線を賃金上昇後の予算制約線までシフトさせることで、実際の所得上昇分を表している。

賃金の上昇による効果は、所得効果と代替効果によって消費財需要量は増加する。しかし、余暇需要量は所得効果によって増加するが、代替効果では減少する。そのため、必ずしも余暇需要量は増加するとは限らない。よって、労働供給量の増減も理論的な観点からは、分析できない。

最後に、消費財価格について分析する。変化前の消費財価格を P^0 、変化後の消費財価格を P^1 とする。消費財価格が増えることによって、(1-7)の式では、左辺の総支出が増加し右辺の総所得は変化しない。また、(1-8)の式では、右辺の余暇の限界費用のみ減少する。よって、等号関係が成立しなくなり、次式が成立する。

$$P^1 C + w l < w T + I \quad (1-11)$$

$$MRS_{lc}(l,C) < w/P^l \quad (1-12)$$

(1-11)では、消費財価格が上昇したことによって支出が所得を上回っていること表す。そのため、労働者は今まで通りに効用を実現することができなくなるため、最適な余暇と消費財の組み合わせを変更しなければならない。この所得効果により労働者に余暇需要量と消費財需要量を減らす。

(1-12)では、余暇の限界効用が余暇の限界費用を上回っていることを表し、代わりに、消費財の限界効用が消費財の限界費用を下回っている。つまり、労働者は余暇費用と比べて消費財費用が割高になり、消費財を消費するより、労働者は余暇に費やすほうがより高い効用を得られると判断する。この代替効果により余暇需要量を増加させ、消費財需要量を減らす。

消費財価格が上昇することによって、所得効果、代替効果が働き消費財需要量は減少する。しかし、余暇需要量は所得効果によって減少するが、代替効果によって増加する。そのため、余暇需要量は増加するとは限らず、労働供給量の増減も理論的な観点からは分析できない。

2. 労働需要

この節では企業の労働需要行動について労働需要に関する基礎的モデルである静学的労働需要モデルを用いて理論分析を行う。静学的労働需要モデルとは、制約条件下で企業が利潤最大化するために労働需要量を含む生産要素需要量を選ぶという考え方である。

2-1. 労働需要行動の決定要因

この項では、労働需要行動の意思決定問題がどのように決まるのか、生産技術、費用、収入、意思決定問題に分け順に述べる。

生産技術について述べる。ここでは単純化するため労働サービスと資本サービスのみを生産要素とし、生産要素である資本の量を K 労働の量を L で表す。また企業は1種類の財のみを生産する。資本と労働の量からどれだけの生産物が生み出されるかは、利用可能な生産技術で決まり、この関係を生産関数という。生産量を Y 、労働投入量を L 、資本投入量を K とすると生産関数は次の式で表せる。

$$Y=F(K,L) \quad (2-1)$$

生産関数は、限界生産力逓減の性質を持っている。限界生産力逓減とは、資本量を一定とした場合、労働量が多くなるにつれて、労働の限界生産物は小さくなるという性質である。労働の限界生産物とは、もう1単位の労働を生産に投入することにより生じる財の生産量の増分のことをいい MP_L と表す。 ΔL を L の変化分、 $\Delta F(K,L)$ を生産量 $F(K,L)$ とすると、

$$MP_L(K,L)=\Delta F(K,L)/\Delta L \quad (2-2)$$

と表すことができる。同様に資本をもう1単位投入することにより生じる財の増分を資本の限界生産物といい MP_K を用いる。資本の限界生産物を式で表すと、

$$MP_K(K,L)=\Delta F(K,L)/\Delta K \quad (2-3)$$

となる。また、ここでは $MP_L > 0$ 、 $MP_K > 0$ と仮定する。

生産関数の分析には等量曲線図を用いる。等量曲線とは、2 種類の生産要素である、資本と労働の技術的代替の可能性を表した曲線である。そのため、同一等量曲線上の (K, L) の組み合わせは、どれも一定の量の財を生産することができる。

<図 2-1 等量曲線図>

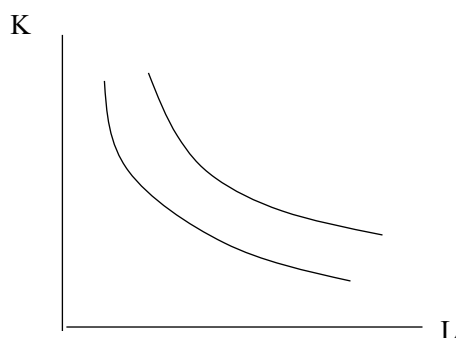


図 2-1 の等量曲線の傾きの絶対値は労働の資本に対する技術的限界代替率である MRT_{LK} であり、技術的限界代替率は $MRT_{LK} = MP_L / MP_K$ の式で求めることができる。そのため、技術的限界代替率は労働の限界生産物を資本単位で測ったものであると解釈できる。

また技術的限界代替率低減の法則が成り立つと仮定した場合、同一量を生産できる異なる労働と資本の組み合わせの加重平均をとった組み合わせのほうがより多くの量を生産できる。つまり、労働量が極端に多く資本投入量が少ない場合と、資本投入量が極端に多く労働投入量が少ない場合に比べ、2 つの生産要素投入量が平均であるほうが財の生産量は多くなるということである。

次に費用、収入、意思決定について述べる。企業の目的は利潤の最大化であり、企業は生産物を価格 p で販売し、労働者を賃金 w で雇い、資本をサービス料 r で借りる。生産物の販売価格、賃金、資本サービス料は、企業によって与えられたものであると仮定する。企業の目的である利潤最大化を達成するためには、生産物を販売したことによる収入と生産物を生産する費用の差が最も大きくなる必要がある。利潤は収入から労働費用と資本費用を引いた値であり次の式になる。

$$\pi = pY - wL - rK \quad (2-4)$$

(2-4)に生産関数である(2-1)を代入すると、

$$\pi = pF(K, L) - wL - rK \quad (2-5)$$

と表すことができる。(2-4)では競争的企業が生産物価格と要素価格を所与として、利潤を最大化する労働と資本の量を選択する。利潤を最大化する労働投入量、資本投入量が、労働需要量、資本需要量である。(2-5)の式において、利潤を最大化する (L, K) の組み合わせが、利潤最大化問題である。労働を 1 単位追加して生産が増加することによる収入増加と費用の増加のどちらが大きいかを比べる。つまり、労働を 1 単位増や

すことによる利潤の変化 $\Delta \text{利潤} = \Delta \text{収入} - \Delta \text{費用}$ を用いる。実際に式にすると次の通りである。

$$\pi = pMP_L - w \quad (2-6)$$

企業は収入増加が費用を上回るならば更なる利潤を得るため労働を 1 単位増加させ、最終的に収入の増加＝賃金となるまで労働を雇い続ける。よって次の式が成り立つ。

$$pMP_L = w$$

$$MP_L = w/p \quad (2-7)$$

w/p は実質賃金であり、生産物単位で測られた労働への報酬である。企業は利潤を最大化するために、労働の限界生産物が実質賃金に等しくなるまで雇用する。

2-2. 短期の労働需要

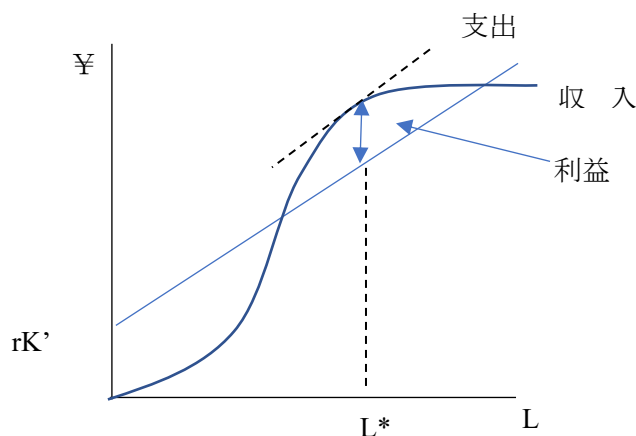
前項では、利潤最大化問題を分析するにあたって、労働投入による、収入の増加量と費用の増加量について着目して分析した。しかし、企業の生産要素には労働だけでなく資本も含まれており、資本においても同様に利潤最大化を分析する必要がある。利潤最大化問題を分析するために、資本を自由に変わることができる長期と、資本の投入量が一定である短期について区別して分析する。ここでは短期の労働需要について資本が一定である条件下で、どのように労働投入量を決定するのかについて、限界原理を導出し、操業停止条件を用いて、短期の労働需要曲線を導出し分析する。

限界原理について述べる。短期の労働需要における限界原理とは、企業の生産の追加による収入の増加分が費用の増加分と等しくなる数量で生産を行うことによって利潤の最大化を図ることができることである。資本が一定であることを K' とし、生産関数は、

$$\pi = pF(L, K') - (wL + rK') \quad (2-8)$$

となる。このとき資本の総費用 rK' の値は労働投入量にかかわらず一定のため、労働の総費用 wL のみが労働投入量を決定する。この関係を総収入と総支出の図で表すと次の図で表すことができる。

<図2-2 総収入と総費用>



利益を最大化する点の総支出曲線と総収入曲線の傾きは等しくなる。つまり<図2-3>より労働が企業にもたらす限界収入と限界費用(w)が一致するという次の限界原理が成立することがわかる。またここでのL*は限界原理が成り立つ労働投入量である。

$$pMP_L(L^*, K') = w \quad (2-9)$$

次に操業停止条件について述べる。操業停止条件とは、生産しても利益がマイナスになってしまう状態で企業が生産を停止する生産量のことである。このL*の労働投入量の下での利潤が、労働投入量がゼロの下での利潤と比べて低い場合には、利潤を最大化する労働投入量はL*ではなくゼロになる。つまり操業停止条件は次の3つの式である。

$$\pi(L^*, K') < \pi(0, K') \quad (2-10)$$

$$pF(L^*, K') - (wL^* + rK') < -rK' \quad (2-11)$$

$$pF(L^*, K') < wL^* \quad (2-12)$$

この条件に当てはまる場合は操業停止となる。

また操業停止条件は、労働者1人当たりの平均値からも述べることができる。(2-12)の式の両辺をL*で除すと、次式が求められる。

$$pF(L^*, K')/L^* < w \quad (2-13)$$

(2-13)の式は、L*での労働の平均収入が労働の平均賃金に満たない場合には操業停止となり、利潤最大化する労働投入量はゼロになる。

また、限界原理は他の解釈もできる。

(2-9)で得られた式を $MP_L(L^*, K')$ で除すると次式が得られる。

$$p = w/MP_L(L^*, K') \quad (2-14)$$

(2-14)の式の左辺は財の価格、1単位生産することにより得られる限界収入を表す。

右辺の分母は労働をもう1単位増やすことで得られる財の量を表し、分子は1単位の労働にかかる費用つまり賃金を表す。この比で求められるのは、1単位追加するにあたって必要な費用、つまり財の限界費用となる。

よって(2-14)は限界収入＝限界費用となり、企業の利潤最大化条件となる。

先述した、限界原理同様に操業停止条件においても他の解釈をすることができる。

(2-13)の式を $F(L^*, K')/L^*$ の式で除すると次式が求められる。

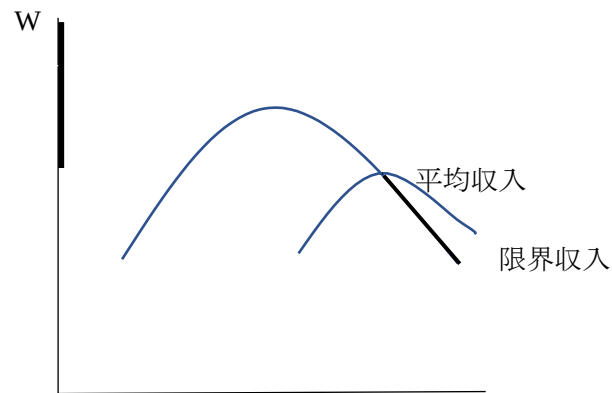
$$p < wL^*/F(L^*, K') \quad (2-15)$$

(2-15)の左辺は財の平均収入を表している。

右辺は財の平均可変費用を表している。つまり、 wL^* が可変費用、 $F(L^*, K')$ が生産量であることからわかる。これは、財の平均収入<財の平均可変費用という短期の操業停止条件にあてはまる。

これらをもとに、短期の労働曲線を考える。縦軸w、横軸Lとすると、平均収入と限界収入は下記の図のように表すことができる。

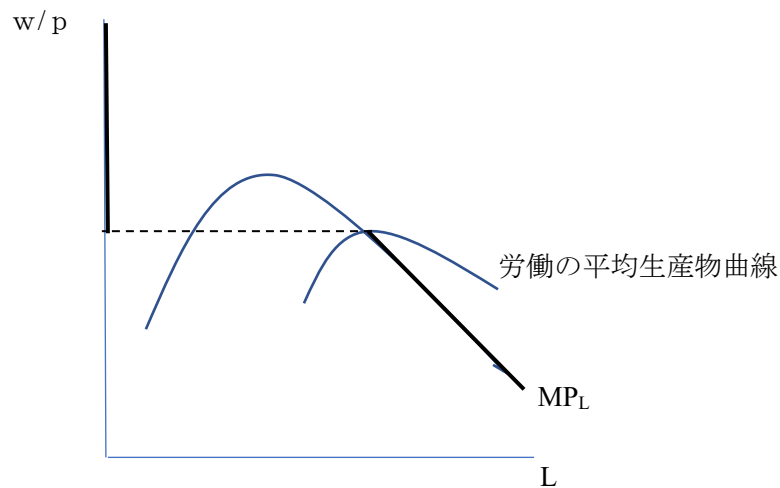
<図2-3 短期の労働需要曲線>



<図2-4>は賃金が労働の平均収入曲線の最大値より高い時には労働需要曲線は縦軸と一致しゼロとなり、それ以外の時には労働の限界収入曲線の右下がりの部分と一致することを示している。また、(2-14)より企業の利潤最大化条件のため需要量は限界収入を選択する。

名目賃金である w の縦軸を実質賃金に変換し、労働需要曲線を描いた場合下記の図となる。

<図 2-4 短期の労働需要曲線>



<図 2-5>は賃金が労働の平均生産物曲線の最大値より高いときには労働需要曲線と一致し、それ以外のときには労働需要曲線は労働の限界生産物曲線の右下がりの部分と一致することを示している。縦軸を w/p とするため、(2-13)の式も同様に生産物価格で除し、表し直すと次のような図になる。

$$F(L^*, K') < w/p \quad (2-16)$$

左辺は、労働の生産物曲線を表す。

また(2-14)の式を整理して次の式が求められる。

$$MP_L(L^*, K') = w/p \quad (2-17)$$

(2-16)、(2-17)より、名目賃金を縦軸とした短期の労働需要曲線と同様の条件のため、形状も同じになる。

2-3 長期の労働需要曲線

前項で述べた短期の労働需要では、資本投入量が一定であったのに対し、この項で述べる長期の労働需要は、資本投入量と労働投入量を自由に調節できる。労働と資本の両方を変えて、利潤最大化をするために最適な労働需要量と資本需要量を選ぶ。企業が利潤を最大化するためには、そのときの生産量を最小の費用で生産する必要がある。つまり、利潤最大化と費用最小化の両方を満たすとき、企業の最適な労働需要量と資本投入量となる。そのため、この項では、費用最小化問題と利潤最大化問題によって適切な労働投入量と資本投入量を求め、さらに費用最小化問題と利潤最大化問題の限界原理について考えていく。また利潤最大化問題を直接解くことでもこの限界原理を満たすことを確認する。

まず、企業が利潤を最大化する時に選択される資本と労働を K^*, L^* で表し、この時の生産量を q^* とすると

$$q^* = F(L^*, K^*) \quad (2-18)$$

この時の総費用を c^* とおくと

$$c^* = wL^* + rK^* \quad (2-19)$$

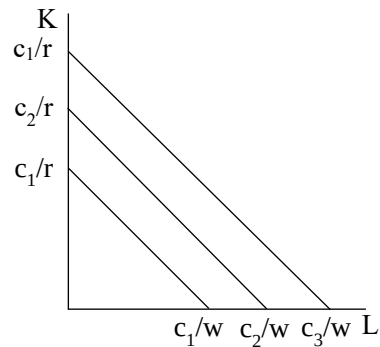
企業は(2-18)と(2-19)を満たすもの、つまり q^* を満たす (L^*, K^*) かつ c^* を最小にする点を選択しなければならない。これをふまえて(2-18)の式の解は $\text{Max } \pi = pq^* - (wL^* + rK^*)$ の利潤最大化問題となる。さらに、(2-18)の式の解は $\text{Min } C = wL + rK \text{ subject to } F(L, K) = q, \dots$ (2-19)の費用最小化問題となる。費用最小化問題では、労働投入量と資本投入量が任意の生産量 q を生産するための費用を最小化するように決定される。また、この問題の解 L^*, K^* は生産量 q 、賃金 w 、資本価格 r に依存するため、最小費用 C^* は q, w, r の関数となるので $C^*(q, w, r)$ で表す。この関数を総費用関数と呼ぶ。これを利潤最大化問題に代入し

$$\text{Max } \pi = pq - C^*(q, w, r) \quad (2-20)$$

これを満たす q^* を求め、(2-19)に代入することで最適な L^*, K^* を求めることができる。

次に費用最小化の限界原理を考える。(2-19)の式より、 L, K は等量曲線 q 上にある。 q 上の (L, K) の費用を比べ最小を選ぶ必要があるため、等費用線を用いる。等費用線とは生産要素の価格が与えられているとき同じ総費用となる生産要素の組み合わせを示したものである。等費用線は $c = wL + rK$ という式で表すことができる。

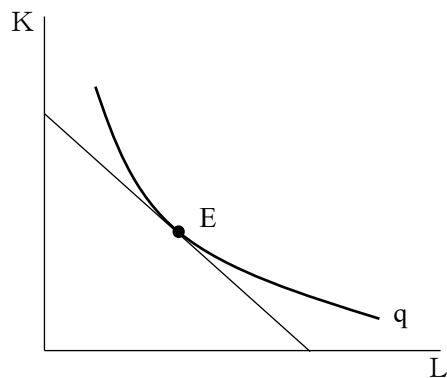
<図 2-5 等費用曲線>



<図 2-5>は、傾きが $-w/r$ 、L 切片が c/w 、K 切片が c/r の右下がりの直線であり、同一直線上では、同じ費用であるということを表している。

次に、費用最小化の限界原理を満たす条件を分析するため、等費用線と前項で述べた等量曲線を重ねる。等量曲線上では同じ量の財を生産でき、等費用曲線上では同じ費用となっているため、同じ量財を生産するために最も少ない費用を分析することができるためである

<図 2-6 費用最小化>



この<図 2-6>からわかるように費用は二つの曲線の接する点において最小になる。接する点において二つの曲線の傾きは等しくなるため、

$$w/r = MRTS_{LK}(L^*, K^*) \quad (2-21)$$

となる。(2-21)は、費用最小化の限界原理であり、労働の限界費用と労働の資本に対する技術的限界代替率が等しいということを表している。この式を変形して、

$$w/r = MP_L / MP_K(L^*, K^*) \quad (2-22)$$

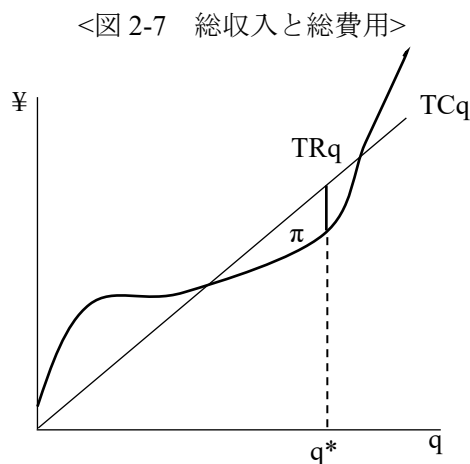
と表すことができる。これは労働の限界費用と労働の限界生産物と資本の限界生産物の比が等しいということを表している。(2-22)を変形して、

$$MP_L(L^*, K^*) / w = MP_K(L^*, K^*) / r \quad (2-23)$$

(2-23)の左辺は労働の限界生産物を賃金で除いたもので 1 円の労働投入による限界生産物

を表す。右辺は1円の資本投入による限界生産物を表している。

次に、利潤最大化の限界原理を考える。



<図 2-7>は、(2-20)の式から、総収入と総費用の関係を表した図である。利潤を最大化するには 2 つの関数のグラフの縦の距離が最大になるときであり、このときに総収入関数の傾き p と総費用関数の傾き $\Delta C/\Delta q$ が等しくなる生産量が求まる。総費用関数の傾きは生産の限界費用であるため、 $p=MC(q^*,w,r)$ という限界原理が成り立つ。このときの生産量 q^* の点において、費用を最小化する労働投入量と資本投入量を求めることで、求めた 2 つがそのまま利潤を最大化する (L^*,K^*) となる。

限界原理には他の解釈も存在する。まず、利潤最大化問題を直接解く場合、(2-5)を用いて分析する。また L 、 K のどちらにおいても限界収入＝限界費用を成立させる必要がある。

$$pMP_L(L^*,K^*)=w \quad (2-24)$$

$$pMP_K(L^*,K^*)=r \quad (2-25)$$

(2-24)、(2-25)の式を労働と資本の変化による限界収入＝限界費用から、財を生産することによって得られる限界収入＝労働と資本を投入することによって変化する限界費用と表し直すと、

$$p=w/MP_L(L^*,K^*) \quad (2-26)$$

$$p=r/MP_K(L^*,K^*) \quad (2-27)$$

となり、(2-26)、(2-27)を合わせて、変形すると、(2-23)の式と同じ形になり、(2-23)の式は、費用最小化を満たすため、このときの (L^*,K^*) は、利潤最大化と費用最小化を満たす生産要素の組み合わせとなる。

2-4 外生変数の変化による労働需要の変化

企業の労働需要行動は、利潤最大化を目的に行動しており、労働者の雇用については、実質賃金、資本の導入については実質レンタル料が労働需要量に関係があるということかわ

かった。この項では、外生変数が長期の労働需要曲線に与える効果を分析する。名目賃金、資本価格、生産物価格の三つの外生変数が上昇した場合について順に分析する。

名目賃金について述べる。変化前の各目賃金を w^0 、労働需要量、資本需要量を (L^0, K^0) 、生産量 q^0 とする。費用最小化の限界原理と利潤最大化の限界原理を満たすので、

$$w^0/r = MRTS(L^0, K^0) \quad (2-28)$$

$$p = MC(q^0, w^0, r) \quad (2-29)$$

$$p = w^0 / MP_L(L^0, K^0) \quad (2-30)$$

$$p = r / MP_K(L^0, K^0) \quad (2-31)$$

賃金が $w^0 \rightarrow w^1$ に上昇することにより (2-28) の等号関係が変化する。

$$w^1/r > MRTS(L^0, K^0) \dots\dots (2-31)$$

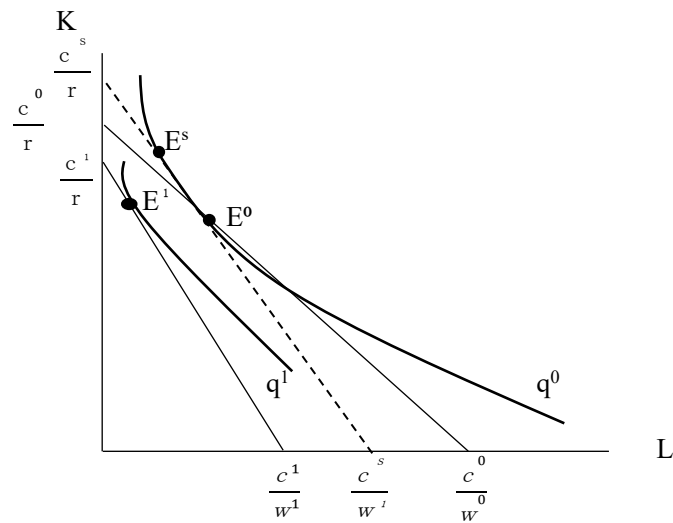
この状態では労働の限界費用（を資本単位で測ったもの） w^1/r が労働の限界生産物（を資本単位で測ったもの） $MRTS(L^0, K^0)$ を上回ってしまう。資本の限界費用（を労働単位で測ったもの）は労働の限界費用（を資本単位で測ったもの）の逆数であり、資本の限界生産物は労働の限界生産物の逆数のため、資本の限界費用は資本の限界生産物を下回っている。そのため企業は労働投入量を減らし、資本投入量を増やすことで費用を抑えようとするインセンティブが働く。これが賃金上昇の労働需要量と資本需要量に対する代替効果である。

(2-29) も同様に $w^0 \rightarrow w^1$ に上昇することで等号関係が変化、(2-29) の式が利潤最大化するとき (2-30)、(2-31) の右辺が等しくなる。(2-30) の右辺が賃金上昇により大きくなり、(2-31) の右辺は賃金上昇では変化しない。労働を資本で完全に代替できれば、生産の限界費用に変化は生じない。しかし、労働と資本は完全代替的ではないため、生産の限界費用は上がる。よって、

$$p < MC(q^0 < w^1, r) \dots\dots (2-32)$$

(2-32) から変化前の生産量 q^0 を選び続けた場合、生産の限界収入 < 生産の限界費用となる。生産の限界費用が生産とともに逓増する場合、企業は生産量を減らし、利潤を増やそうとするインセンティブが働く。これが賃金上昇の労働需要量と資本需要量に対する規模効果である。規模効果とは生産量が大きくなるほど、生産物 1 単位あたりの固定費用の額が小さくなる効果のことである。また、規模効果と代替効果は同時に起きるため、賃金上昇を以下の図で表すことができる。

<図 2-8 賃金上昇の効果>



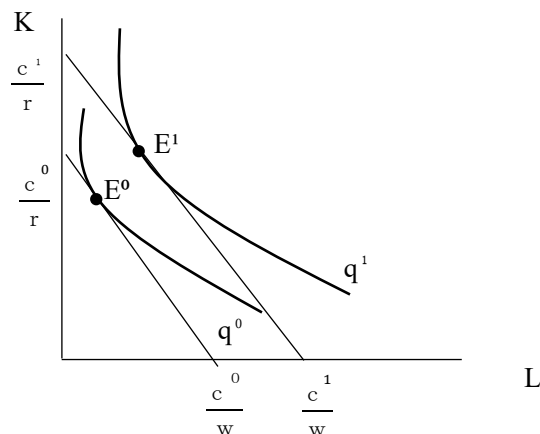
<図 2-8>より、賃金が増加することによって等費用線の傾きが $-w^1/r$ に変化するが等量曲線は変化しない。その結果労働の限界費用が労働の限界生産物よりも大きくなり費用最小化の限界原理が満たされない。また、労働の限界費用が労働の限界生産物を越えるため、限界原理を満たすまで労働を資本で代替し新たな賃金の下で同一生産量の費用最小化を達成させる。よって E^0 であった最適点が、 E^s へと変化する。この効果が代替効果である。

しかし、実際には企業の限界費用と限界収入が等しく、新たな賃金の下で利潤最大化が達成されるまで生産量が減らされる。そのため、実際の等費用曲線上にシフトし、最適点も E^s から E^1 へとシフトする。この効果が規模効果である。

代替効果と規模効果により、どちらも労働需要量を減少させるため、総合効果として、名目賃金の上昇は、労働需要量を減少させるということがわかった。

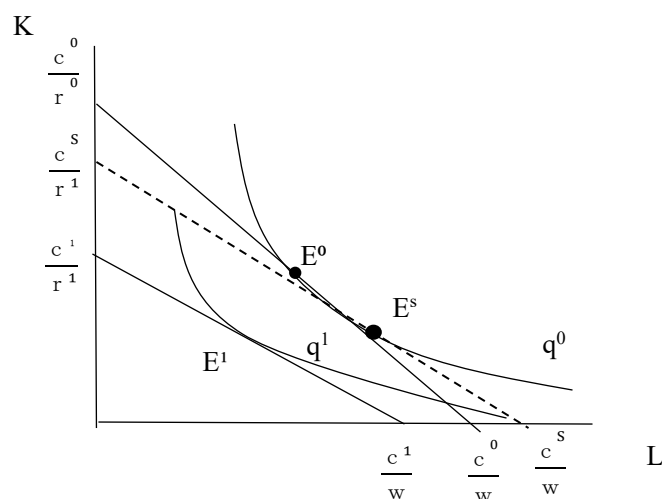
(図 2-11)また資本価格の上昇においては、等費用線の傾きを緩やかにし、代替効果のより労働需要量を増加させる。しかし、規模効果により労働需要量が減少する。(図 2-12)

<図 2-9 生産物価格の上昇>



生産物価格について述べる。＜図 2-9＞は生産物価格 p の上昇による効果を表している。生産物価格が上昇したことにより生産の限界収入が上昇する。そのため限界収入が限界費用を上回り、企業は、限界収入＝限界費用となるまで追加で労働と資本を投入する。この規模効果により、労働需要量と資本需要量を増加させる。賃金と資本価格には変化がないため等費用線の傾きは変わらない。よって代替効果は起きない。生産物価格の上昇は、労働需要量を増加させる効果がある。

＜図 2-10 資本価格の上昇の効果＞



最後に資本価格の上昇について述べる。＜図 2-10＞は資本価格の上昇の効果を表している。前述した賃金上昇の効果と同様に、資本価格が r から r^1 に上昇することによって、資本の限界費用が、資本の限界生産物を上回り、労働の限界費用は、労働の限界生産物を下回る。よって、資本投入量を減少させ、労働投入量を増加させる。よって最適点は、 E^0 から E^s へとシフトし、労働需要量は増加する。

また、資本と労働は完全代替的ではないため、生産の限界費用も上昇し、新たな等費用線下での最適な生産要素の組み合わせを選択するという規模効果が発生する。よって、最適点は E^s から E^1 へとシフトする。総合効果によって、資本需要量は代替効果、規模効果によって減少するが、労働需要量は代替効果によって上昇するが、規模効果によって減少するため、理論的な観点からは分析できない。

3.労働市場

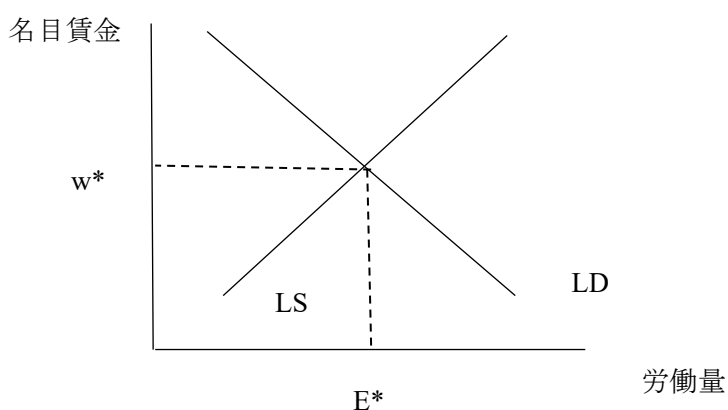
ここまで、労働供給行動と労働需要行動について分析してきた。労働供給行動、労働需要行動のどちらも、実質賃金が各行動の決定要因として作用しているということがわかった。この節では、労働者の労働供給行動と企業の労働需要行動が、市場全体ではどのように作用しているのか、また前節までは、名目賃金は与えられた値として扱ってきたが、労働市場では、名目賃金がどのように決定されるのかについて分析する。また、名目賃金はどのような要因で増減するのか、名目賃金の増減によって雇用量はどのように変化するのかについても分析する。

3-1. 労働市場均衡

この項では、労働市場において労働供給曲線と労働需要曲線はどのような状態であるのかについて整理し、賃金はどのように決定されるのかについて述べる。また労働市場での効率的な資源配分について分析する。

労働市場は、競争的であり、各企業、各労働者は、価格受容者(プライステイカー)として行動すると仮定する。労働需要量と労働供給量が等しくなる状態が労働市場の均衡である。均衡での賃金と雇用量を均衡賃金と均衡雇用量と呼ぶ。図(3-1)では、労働市場の均衡を表している。横軸は労働量、縦軸は名目賃金である。均衡価格 w^* と均衡雇用量 E^* は、市場の労働需要曲線 LD と市場の労働供給曲線 LS の交点 E で与えられる。

<図 3-1 労働市場の競争的均衡>



労働需要曲線上では各企業は利潤最大化を行っているため、均衡でも各企業は利潤最大化を行っている。各企業は、均衡賃金 w^* 、資本価格 r 、生産財の価格 p 、資本財 K を与えられるものとし、利潤最大化すべく(限界原理を満たすよう)労働需要量を定める。各企業は異なる資本と生産技術を有するので、各企業の労働需要量はお互いに異

なる。すべての企業の労働需要量の和が市場の労働需要量であり、均衡では均衡雇用量になる。

労働供給直線上では、各労働者は効用最大化を行っているので、均衡でも各労働者は効用最大化を行っている。各労働者は、均衡賃金 w^* 、消費財の価格 p 、非労働所得 I を与えられるものとし、効用を最大化すべく(限界原理を満たすよう)労働供給量を決める。

各労働者は異なる選好を有するので、各労働者の労働供給量は、互いに異なる。すべての労働者の労働供給量の和が市場の労働供給量であり、均衡では均衡雇用量になる。

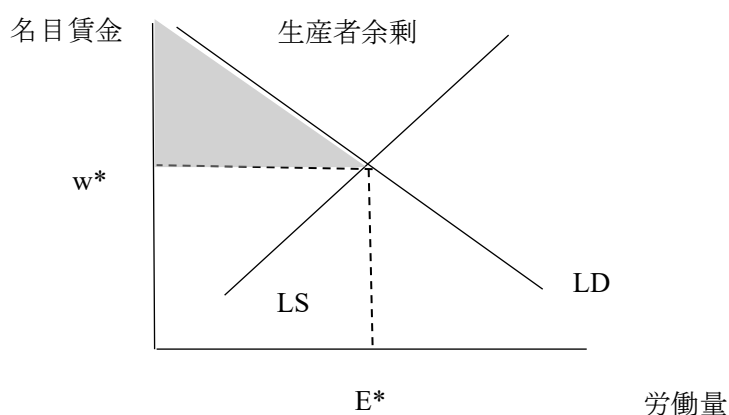
市場均衡では、すべての企業が利潤最大化を行い、すべての労働者が効用最大化を行い、労働需要量の和が労働供給量の和に等しいので、すべての企業の労働需要量は供給により満たされ、すべての労働者の労働供給量は需要により満たされている。均衡では、どの企業も労働不足とならず、どの労働者にも摩擦的失業が発生しない。

労働市場の効率的な資源配分について分析する。企業は、労働を競争市場から調達することにより生産者余剰を得る。生産者余剰とは、総収入が(総)可変費用を上回る部分を指し、企業の厚生の尺度として用いられる。

総収入は、1 単位目の労働の限界収入(限界生産物の価値)、2 単位目の労働の限界収入、3 単位目の労働の限界収入と各単位の限界収入を足し合わせたものである。企業は労働需要を決定するに際し、利潤最大化の限界原理である(2-9)の式を満たすよう行動するため、労働需要曲線上では常に限界原理が満たされている。 pMP_L は労働の限界収入である。労働需要曲線では、労働投入量における労働需要量の位置が、労働の限界収入になる。

図(3-2)では、均衡で E^* 単位の労働を投入したときの総収入は労働投入量 0 から E^* までの範囲にある労働需要曲線の下で面積で表される。一方、総可変費用(労働の総費用)は名目均衡賃金 w^* に均衡雇用量 E^* をかけ合わせたものと

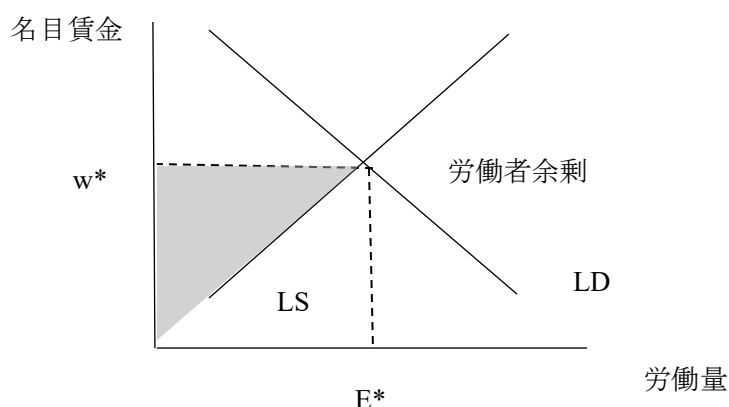
<図 3-2 生産者余剰>



労働投入量 0 から E^* までの範囲にある任意の労働投入量を L^0 とする。企業は L^0 単位目の労働を雇うに際し、 L^0 単位目の労働者の限界生産物よりも低い均衡賃金 w^* しか払わない。このようにして企業に発生するのが生産者余剰である。生産者余剰は、労働投入量 0 から E^* までの範囲にある労働需要曲線より下、かつ均衡賃金を通る水平線の上の面積で表される。

労働者は労働を競争市場で提供することにより労働者余剰を得る。労働者余剰とは、総収入が総費用を上回る部分を指し、労働者の構成の尺度として用いられる。労働の総費用は、1 単位目の労働の限界費用、2 単位目の労働の限界費用、3 単位目の労働の限界費用等を足し合わせたものである。労働者は労働供給を決定するに際し、効用最大化の限界原理(1-8)の式を満たすよう行動するので、労働供給曲線上では常に限界原理が満たされている。 MRS_{lc} は、余暇の限界効用(を消費財単位で測ったもの)である。したがって、 $pMRS_{lc}$ は、余暇の限界効用(を貨幣単位で測ったもの)である。1 単位の労働を提供するのに 1 単位の余暇が犠牲になるので、 $pMRS_{lc}$ は労働の限界費用とも解釈できる。このため、労働供給曲線は、労働の限界費用曲線に等しくなる。均衡で E^* 単位の労働を提供したときの総費用は、労働供給量 0 から E^* までの範囲にある労働供給曲線の下で面積で表される。一方、労働の総収入は、名目均衡賃金 w^* に均衡雇用量 E^* をかけ合わせたものとなる。

<図 3-3 労働者余剰>



労働供給量 0 から E^* までの範囲にある任意の労働供給量を L^0 とすると、労働者は L^0 単位目の労働を提供するに際し、 L^0 単位目の労働の限界費用よりも高い均衡賃金 w^* を受け取る。このようにして労働者に発生するのが労働者余剰である。労働者余剰は、労働供給量 0 から E^* までの範囲にある労働供給曲線より上、かつ均衡賃金を通る水平線の下で面積で表される。

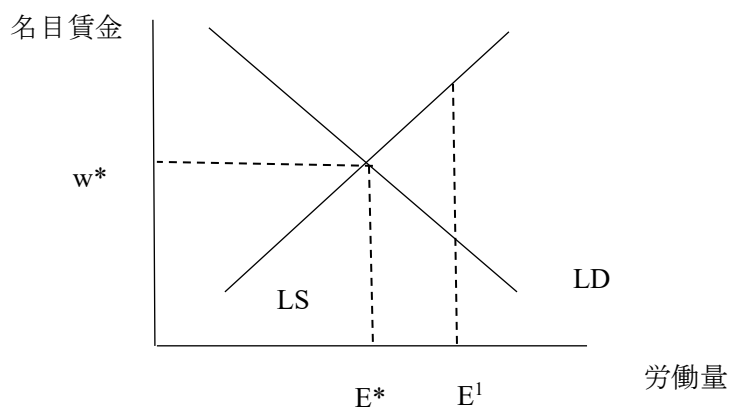
総余剰は生産者余剰と労働者余剰の和を指し、社会全体が享受する「交換の利益」(gains from trade)を示している。競争均衡は総余剰を最大化する。これを理解するた

めに、図（3-4）が市場の雇用量が図の E^1 であったとする。 E^1 では、労働需要曲線が労働供給曲線よりも下に位置するため、労働の限界生産物が労働の限界費用（余暇の限界効用）を下回っている。

$$MPL < pMRS_{lc} \quad (3-1)$$

労働者の保有する時間という希少資源が生産活動（労働）では、均衡点よりも過多に使われ、余暇では、均衡点よりも過少に使われている。

〈図 3-4 労働供給過多〉

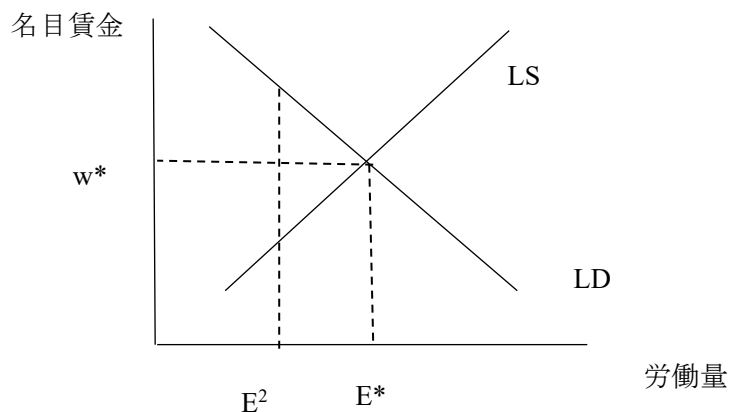


図（3-5）では E^1 から変わって、市場の雇用量が図の E^2 であったとする。 E^2 では、労働需要曲線が労働供給曲線よりも上に位置するため、労働の限界生産物が労働の限界費用（余暇の限界効用）を上回っている。

$$MPL > pMRS_{lc} \quad (3-2)$$

労働者の保有する時間という希少資源が生産活動では、均衡点よりも過少に使われ、余暇では、均衡点よりも過多に使われている。

〈図 3-5 労働供給不足〉



競争均衡では、労働需要曲線が労働供給曲線と同じ高さに位置するので、労働の限界生産物が労働の限界費用（余暇の限界効用）と等しくなる。

$$pMPL = pMRS_{lc} \quad (3-3)$$

労働者の保有する時間という希少資源を生産活動と余暇の間で再分配しても、社会全体の余剰を増やせない。つまり、総余剰が最大化されている。

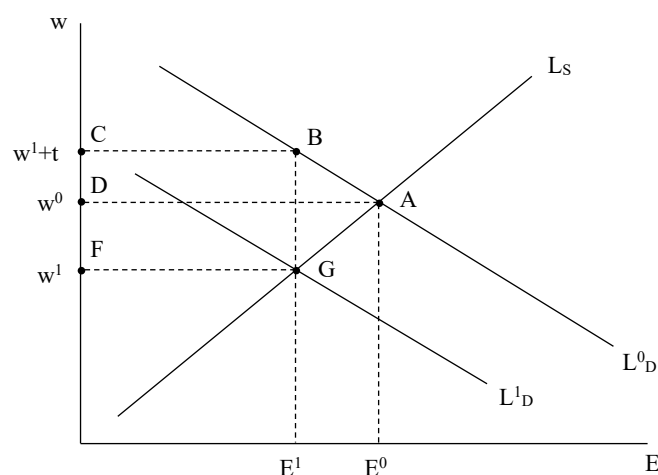
3-2.労働市場モデル分析

この項では、企業が給与税を支払う場合、労働者が給与税を支払う場合の給与税の効果について、最低賃金法の効果について、また、企業の生産性向上の効果について分析を行う。

まず、税の効果について述べる。多くの国では健康保険や年金保険などの社会保障制度は給与税を財源の一部としている。その税を企業に課すか、労働者に課すか、折半するかなど税の負担を巡って議論になることがある。しかし、税を企業と労働者のどちらに課したとしても均衡雇用、労働者余剰、生産者余剰に対する効果は同じである。

企業が給与税を支払う場合の<図 3-6>の縦軸は、市場で企業が支払い、労働者が受け取る名目賃金であり、企業に対する給与税が導入される以前の労働の需要曲線が L^0_D 、導入後が L^1_D である。導入前の均衡は E^0 、導入後の均衡は E^1 である。給与税が導入されてから、企業は労働一単位ごとに t 円の給与税を払うとして、その他の条件は一定とする。この場合、生産者余剰は台形 $ABCD$ の面積分減少し、労働者余剰は台形 $ADFG$ の面積分減少する一方で、政府への給与税収入は長方形 $BCFG$ となる。その分を差し引きすると、総余剰から死荷重である三角形 ABG が減少していることがわかる。

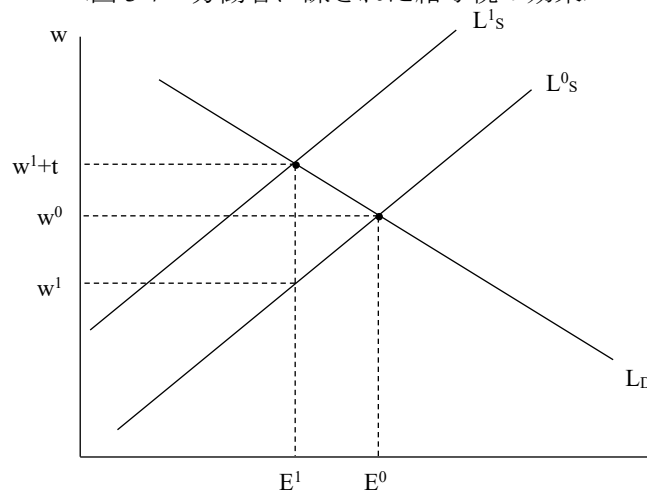
<図 3-6 企業に課された給与税の効果>



また、労働者が給与税を支払う場合の<図 3-7>の縦軸は、市場で企業が支払い、労働者が受け取る名目賃金、労働者に対する給与税が導入される以前の労働の需要曲線が L^0_s 、導入後が L^1_s である。導入前の均衡は E^0 、導入後の均衡は E^1 である。給与税が導入されてから、

労働者は労働一単位ごとに t 円の給与税を支払うとして、その他の条件は一定とする。この図の、新しい均衡で労働者が受け取る、税が引かれる前の賃金 w^1+t 、税が引かれた後の賃金 w^1 、雇用量 E^1 は企業が給与税を支払う場合と同一である。

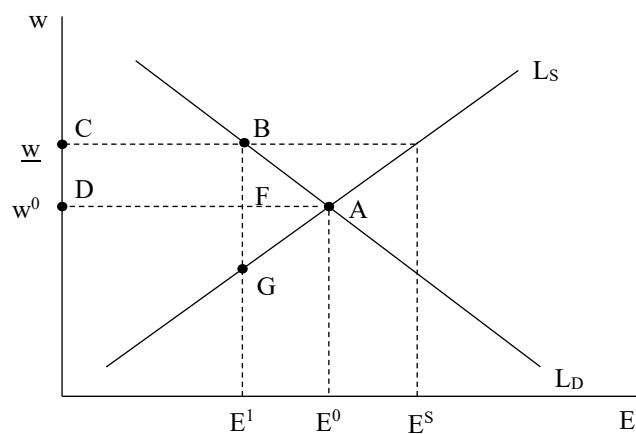
〈図 3-7 労働者に課された給与税の効果〉



給与税の効果については、誰からどれだけの税金を徴収するかとは無関係であり、労働の需要曲線と供給曲線の上に依存することがわかる。

次に、最低賃金法の効果についてである。最低賃金法は労働者の最低基準の生活を保障する目的で定められた法であるが、その目的が達成されるかどうかは労働経済学者の中でも評価が分かれている。最低賃金法の効果を表す〈図 3-8〉では、最低賃金の適用除外の労働市場は無視し、適用される労働市場での最低賃金の効果を示している。最低賃金がないときの均衡賃金は w^0 、均衡雇用は E^0 である。最低賃金 $\underline{w}$ は、この均衡賃金 w^0 よりも高く設定される。この賃金では、労働需要量が供給量を下回っているため、雇用量 E^1 は需要量で決まり、 $E^S - E^1$ の失業が生じる。また、生産者余剰は台形 ABCD だけ減少し、労働者余剰は長方形 BCDF だけ増加する一方で、少ない雇用を反映し、三角形 AFG だけ減少する。なお、最低賃金 $\underline{w}$ が初期の均衡賃金 w^0 より低く設定される場合、 w^0 が最低賃金法を満たすため、最低賃金法の賃金と雇用に対する効果はない。

〈図 3-8 最低賃金法の効果〉

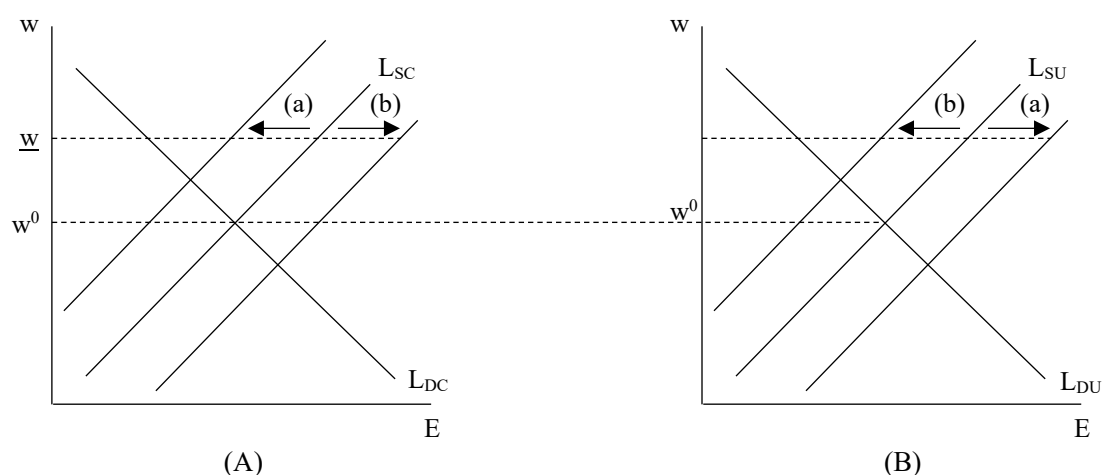


<図 3-9>は、最低賃金の適用される労働市場(A)と適用除外されている労働市場は(B)での最低賃金の効果を示している。最低賃金の適用される労働市場と適用除外の労働市場は、最低賃金導入前の賃金がいずれも w^0 で等しいとする。

適用除外の労働市場が存在するとき、二種類の労働者の移動が生じる可能性がある。ひとつは、適用市場で発生した失業者（<図 3-8>の E^S - E^I ）が適用除外市場へ移動するパターンである。この移動により、適用市場の供給曲線を左にシフト(a)させ、適用除外市場の供給曲線を右にシフト(b)させる。もう一つは、適用除外市場の労働者がより高い賃金を求め適用市場に移動するパターンである。この移動により、適用除外市場の供給曲線を左にシフト(b)させ、適用市場の供給曲線を右にシフト(a)させる。

これにより、最終的に複数の市場の均衡賃金が等しくなることがわかる。

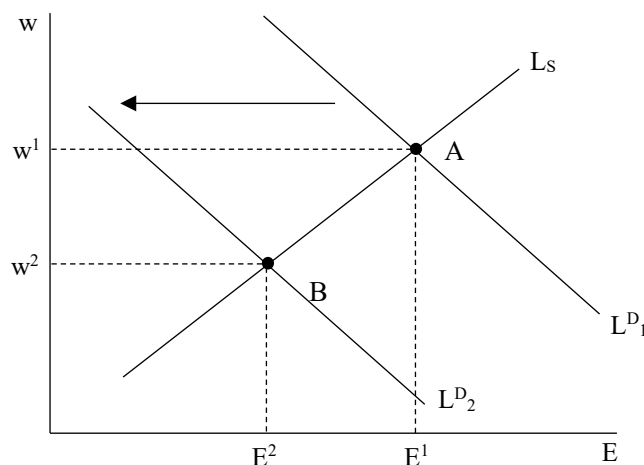
<図 3-9 最低賃金法の効果>



最後に、企業の生産性向上の効果についてである。例として、機械設備の生産能力が向上するケースや、労働者教育の実施によるケースなどが挙げられる。これらは、どちらも労働需要曲線が変化する。

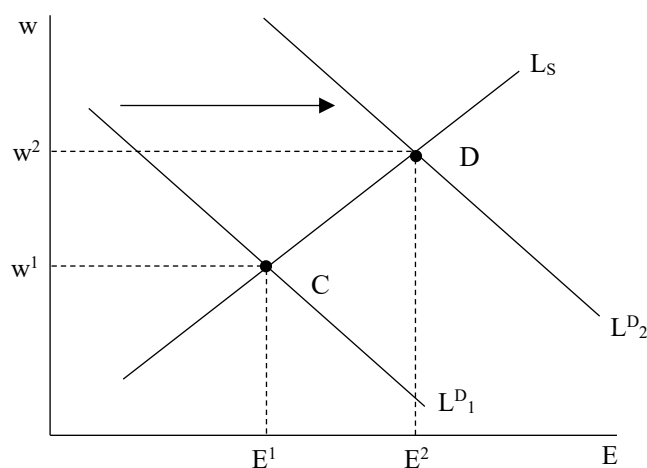
機械設備の生産能力が向上する場合、セルフレジのように機会が労働者の労働に取って代わるような、労働力と代替的なケースと、IoT の導入による労働者の手間が省ける補完的なケースの二種類が考えられる。代替的なケース<図 3-10>では、資本の限界生産物 MP_K は増加する。つまり、資本一単位増加することで得られる生産物の量が増加するということがある。資本と労働が代替的であれば、労働供給量を減らし、その分だけ機械設備を導入すると考えられる。よって、労働と代替的な機械設備の導入は労働需要曲線を左にシフトさせる。よって、新たな労働市場均衡 A となる。均衡賃金は w^1 から w^2 へと変化し、均衡雇用量は E^1 から E^2 へと変化する。そのため、新たな労働市場均衡 A は、変化前の労働市場均衡 B に比べ、賃金が減少し、雇用量も減少する。

<図 3-10 代替的な機械設備の導入の効果>



また、補完的なケース<図 3-11>では、機械設備の生産性が向上した結果、労働者の生産効率が向上したケースであるため、労働の限界生産物 MP_L が増加し、労働需要曲線が右にシフトする。よって新たな労働市場均衡は D となる。均衡賃金は、 w^1 から w^2 へ、均衡雇用量は、 E^1 から、 E^2 へ変化する。そのため、新たな労働市場 D は、変化前の労働市場均衡 C に比べ、賃金が上昇し、雇用量も増加する。

<図 3-11 補完的な機械設備の導入の効果>



労働者教育の効果では、一般的に労働者は労働することによって習熟度や熟練度が高まり、生産性が向上する。そのため、労働者の習熟度を高めるための教育や訓練をすることによって労働の限界生産物が増加する。よって労働需要曲線は右にシフトする。図は<図 3-11>と同様の形をとる。

4. まとめ

本章では、賃金の決定要因について、理論的に説明してきた。労働供給は、労働者の制約条件下で効用最大化するような労働供給行動をしており、労働需要は企業の利潤最大化と

費用最小化を同時に満たす条件下で労働需要行動をしているということがわかった。労働供給量と労働需要量は実質賃金によって決定される。労働市場では縦軸に名目賃金、横軸に労働量としたグラフに労働供給行動と労働需要行動によって決定された労働供給量と労働需要量の合計を表したものが労働供給曲線と労働需要曲線である。労働供給曲線と労働需要曲線がグラフ上で交わる点が労働市場における均衡賃金となり、この状態において賃金は決定されるということがわかった。また労働市場において、様々な外的要因によって労働需要曲線、労働供給曲線はシフトし、新たな均衡点が生まれることで労働市場の賃金と雇用量は変化する。

参考文献

- [1] N・グレゴリー・マンキュー著 (2017)「マンキュー マクロ経済学Ⅰ 入門篇 (第4版)、東洋経済新報社
- [2] 植田和弘他著書 (1996)「環境政策の経済学」、日本評論社、p.16
- [3] 大森義明 (2008)「労働経済学」、日本評論社

2 章 日本の賃金の現状

九島慎太郎 神野拓真 沼田伊吹 原田佳奈 森諒平

はじめに

この章からは、日本の賃金の現状についての分析を行う。まず 1 節では、先行研究についての確認を行う。先行研究によると、賃金制度や労働者の働き方の変化により、非正規労働者の増加が指摘されている。この事実を受けて 2 節以降に非正規労働者の増加による賃金推移への影響を見る。2 節では日本の賃金の現状と、それがどのような推移であるかを確認する。そこから得られた特徴を用いて賃金推移を分析すると共に、その原因についても同様のことを行う。また、そこで得られた特徴が、日本で見られる固有のものであるか、諸外国の賃金推移と比較する。なぜなら、日本だけでなく、諸外国でも似た賃金の現状があるならば、日本国内の問題ではなく、世界的な問題により賃金の現状が生み出されていることになる。あくまでもこの章では、日本における賃金の現状と原因を分析するので、日本固有の特徴を把握する。そのために諸国と比較して特徴を抜き出す。

そこで得られたものを用いて、3 節では、賃金を支払う企業側のデータである毎月勤労統計調査などを使い、労働者に対して支払われる賃金の変化や正規労働者と非正規労働者の賃金や従業員数の変化などから、賃金推移の原因となるものを見つける。それだけでなく、賃金を受け取る家計側のデータである家計調査などのデータからも賃金推移原因を用いた分析も 4 節で行う。その際には、勤め先収入や世帯主と世帯主配偶者との賃金推移から、分析を行う。

1. 先行研究

岩崎・谷口らによると、人事・賃金制度は、1990 年代のバブル崩壊を機に年功序列・能力主義¹であったものから、成果主義²に変化した。成果主義に変わったことで、企業は目に見える成果に対して賃金を払うようになった。その際に短期的に成果を出すことを企業側が求めるようになったため、人材育成を積極的に取り組まない企業も出てきた。なぜなら、人材育成には時間がかかることや、熟練を要する仕事をこなせる上司が人材育成を担うため、仕事の成果を出せなくなるからである。そのため、正規雇用者が固定されるような現象も起こるようになった。しかし、高齢化の進行などから人材不足に陥る企業もある。そこで企業は、熟練を必要としない仕事は非正規労働者で賄おうと考えるようになった。そのため、非正規労働者を今までよりも多く採用する企業が増加した。

また、日本経団連事業サービスによると、労働者側においては、今までとは違う働き方をする労働者が増えてきている。なぜなら、高齢者の増加や女性の社会進出、働き方改革などが背景となって多様な働き方を労働者が選択できるようになったためである。その際に、パートタイム労働者などの非正規雇用を選択する労働者も多くなった。このような企業や労働者の雇用の在り方や働き方の変化を要因として非正規労働者の数は増加した。

これらの先行研究によると、賃金制度の変化や労働者の働き方の多様化から、非正規労働者の増加が指摘されている。この指摘を受けて、非正規労働者の増加が、日本の賃金水準に影響を及ぼす可能性があるのではないかと考える。なので、賃金の現状を確認すると共に、賃金推移に影響を及ぼす原因を探す際には、非正規労働者についても注目して分析を進める。

¹岩崎馨・田口和雄『賃金・人事制度改革の軌跡』, 能力主義とは、各個人が保有する力である職務遂行能力で評価することである。

² 同上, 結果を左右する技能や努力といった原因の部分ではなく、仕事の結果そのものを成果として評価するやり方のことである。

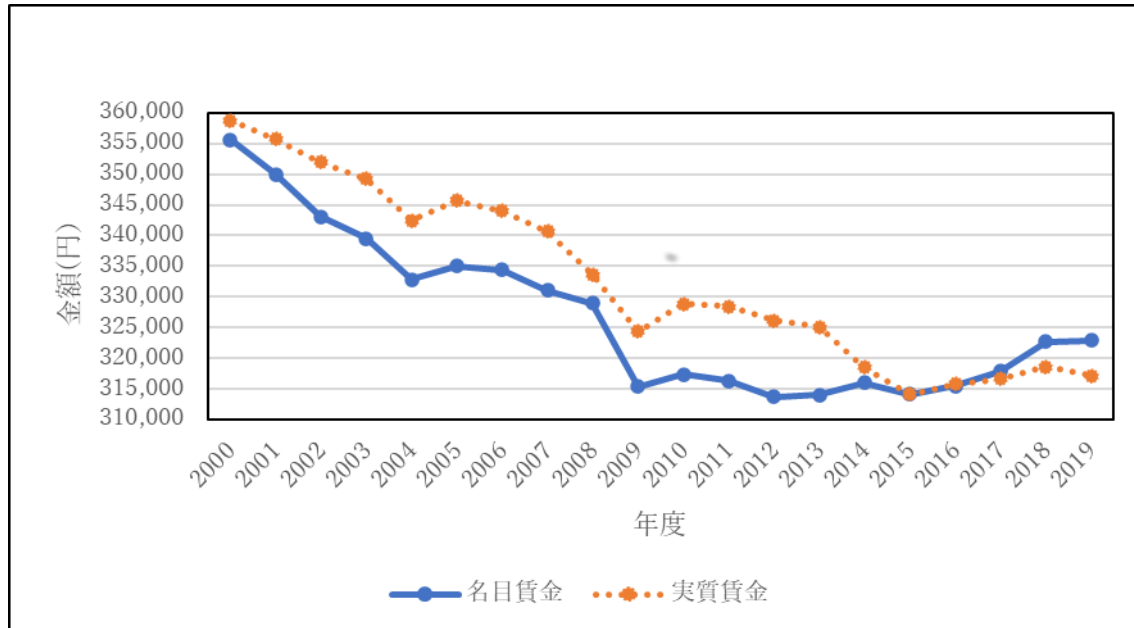
2. 賃金推移の変化

2-1. 日本の賃金推移

ここでは、日本の賃金の現状がどのようになっているのかを分析している。

まず、日本の賃金がどのような推移を辿っているかを確認する。これを見ることで、名目賃金と実質賃金のどちらが上回るのか、以前よりも現在の賃金が高いのか否かわかる。

〈図 2-1 日本の賃金推移〉



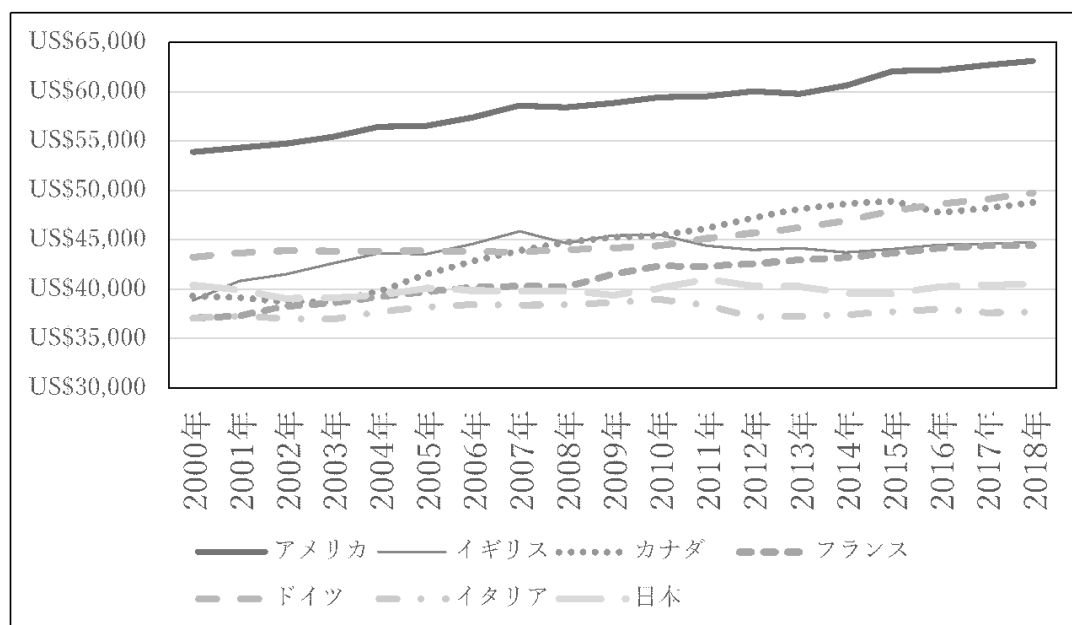
出所「毎月勤労統計調査 平成 12 年度から令和元年度」「2015 年基準消費者物価指数」

図 2-1 を見ると、名目賃金・実質賃金の双方が下落していることが分かる。2008 年から 2009 年にかけての賃金下降はリーマンショックが原因ではないかと考える。しかし、全体的に下落している要因はこのグラフだけでは読み取れない。2015～2016 年頃から実質賃金を名目賃金が追い抜いたことは物価上昇によるためであると考ええる。しかし、この図だけでは分析するには不十分であるため、他の要素を確認しながらこれからの分析を進めていく。

2-2 諸外国の賃金推移

最初に諸外国の賃金推移を確認する。理由としては、もし、諸外国も日本と同様の賃金推移をしているならば、図 1 で見たような賃金の低下は日本だけの問題ではなく、世界全体の問題であることが分かる。しかし、これが日本で見られる特徴であるならば、国内に賃金低下の要因となるものが存在していると判断することができる。なので、諸外国と比較することで、要因となるものが国内外のどちらにあるのかを明かすことができるため、まずは各国の賃金推移について見てみる。

〈図 2-2 各国の賃金推移〉



出所 OECD「Average annual wages」

図 2-2 を見ると諸外国の賃金推移は緩やかに上昇している国が多いことが読み取れる。しかし、諸外国では上昇している一方で、日本は異なっている。ならば、日本の賃金推移の低下は国内の問題によって引き起こされていると仮定できる。

この仮定が正しいかどうかを検証するために、次は賃金を支払う企業側と賃金を受け取る家計側の双方を確認する。そこから、特徴や賃金推移の原因となるが見つけられるか分析も行う。また、賃金を支払う企業側については、労働からみた場合と定義し、賃金を受け取る家計側については、家計から見た場合と定義し今後の節でもこの言葉を用いて分析を行っていくことにする。

3.労働から見た賃金の推移

3-1. 一般労働者とパートタイム労働者での違い

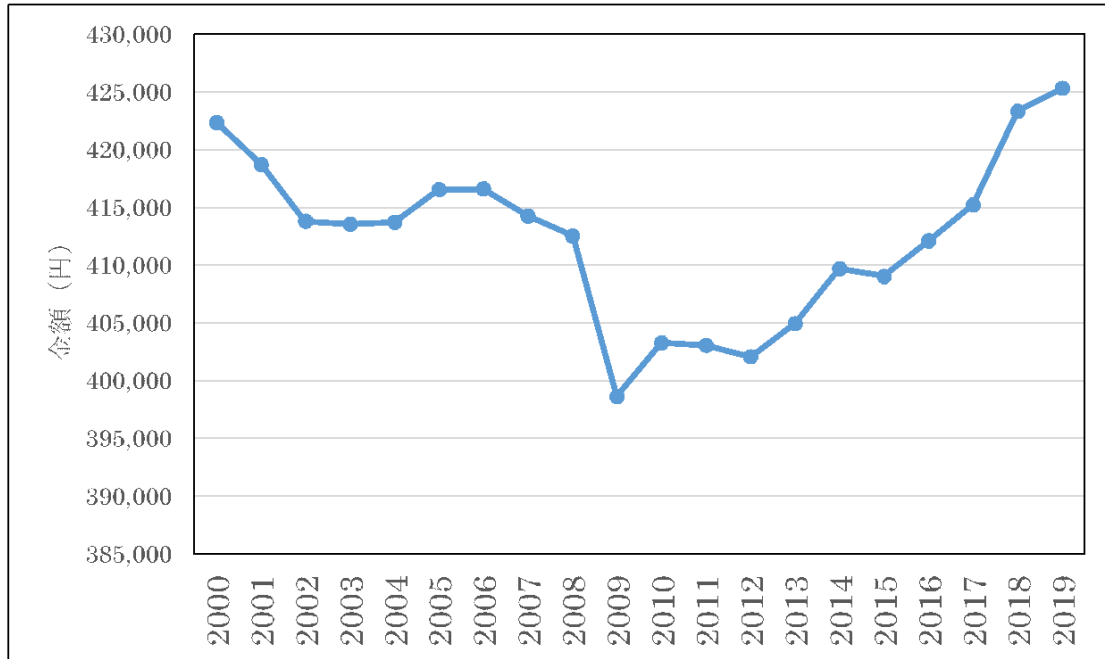
この節では、労働から見た場合の賃金推移を確認する。

最初に一般労働者とパートタイム労働者で変化があるかを確認する。そのために、まずは一般労働者とパートタイム労働者の定義付けを行う。常用労働者はいずれかに該当する労働者である。(1)期間を定めずに雇われている者。(2)1 か月以上の期間を定められて雇われている者。パートタイム労働者は常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者である。(1)1 日の所定労働時間が一般の労働者より短い者。1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで 1 週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者。一般労働者は常用労働者のうちパートタイム労働者を除いた労働者³と定義する。

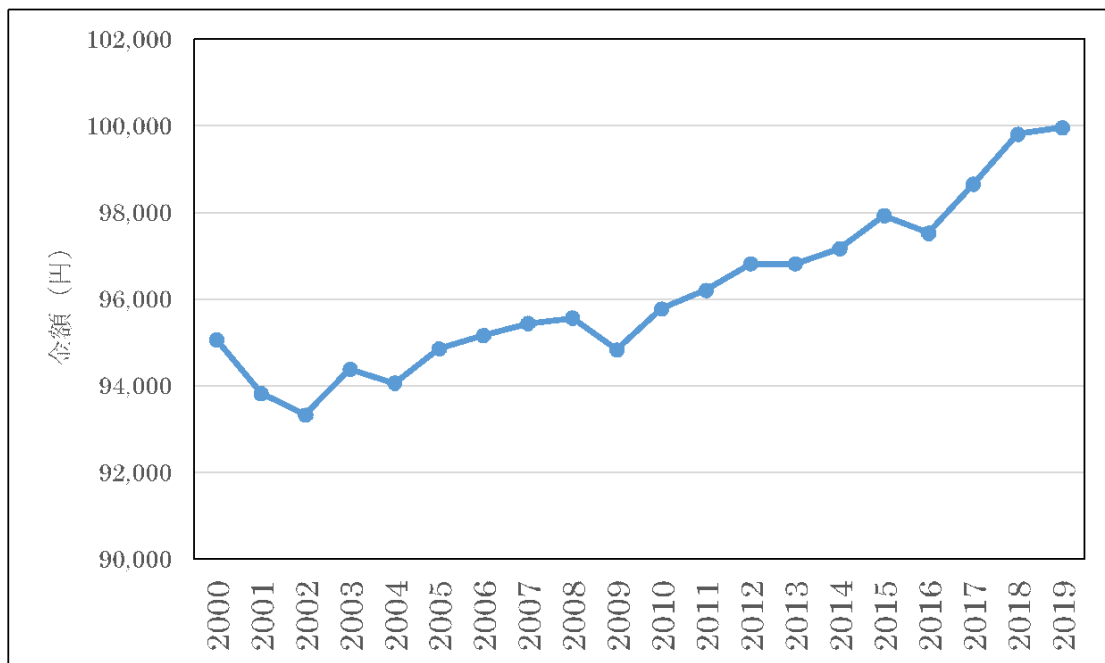
次は実際に、一般労働者とパートタイム労働者の賃金がどのように推移しているか図を用いて確認していくことにする。

〈図 3-1 一般労働者の賃金推移〉

³ 厚生労働省「毎月勤労統計調査で使用されている主な用語の説明」



出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査 平成12年度から令和元年度」
 <図3-2 パートタイム労働者の賃金推移>



出所「毎月勤労統計調査 平成12年度から令和元年度」

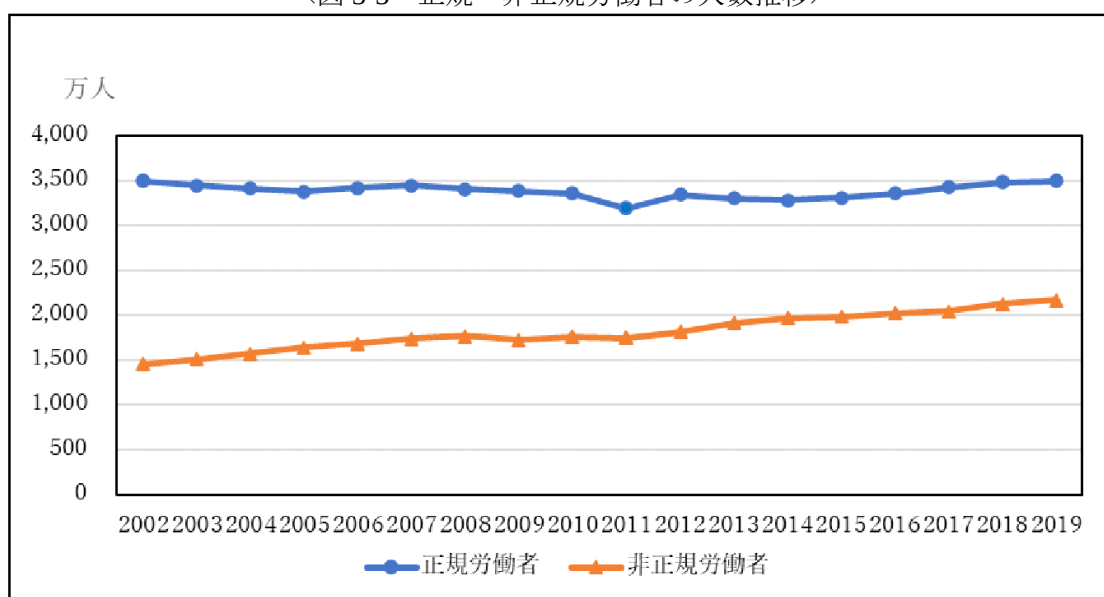
図3-1を見ると、一般労働者の賃金水準は2000年から徐々に低下、停滞気味であったが、年から上昇に転じ2019年は2000年とはほぼ同じ水準にまで回復している。図3-2からもパートタイム労働者の賃金は年々上昇する傾向がある。これについては、最低賃金の上昇が関係していると考えられる。これらの結果を見ると、賃金は増加していてもおかしくない。しかし、図2-1では賃金が全体では下落しているものの、近年は名目賃金については増加している傾向はある。しかし、図3-1のような上昇幅は見られない。

なぜ、一般労働者とパートタイム労働者両方の賃金が上がっているのに全体では上がり幅が鈍い状況に陥っているのでしょうか。その原因として、非正規労働者の増加が原因のひとつとなっていると仮定する。非正規労働者の増加が原因の一つとする理由は、企業が熟練を必要としない非正規労働者を求めているのに加え、働き方の多様化により、女性や高齢者の積極的な労働市場の参入によって非正規労働者が増加していると指摘されているので、正規労働者と非正規労働者の推移を確認することで、それが原因の一つとなるか確認するためである。

3-2. 正規労働者と非正規労働者の推移

この項では正規・非正規労働者数の推移増減が賃金に影響を与える要因が見られるかを確認し、分析を行うことにする。

〈図 3-3 正規・非正規労働者の人数推移〉

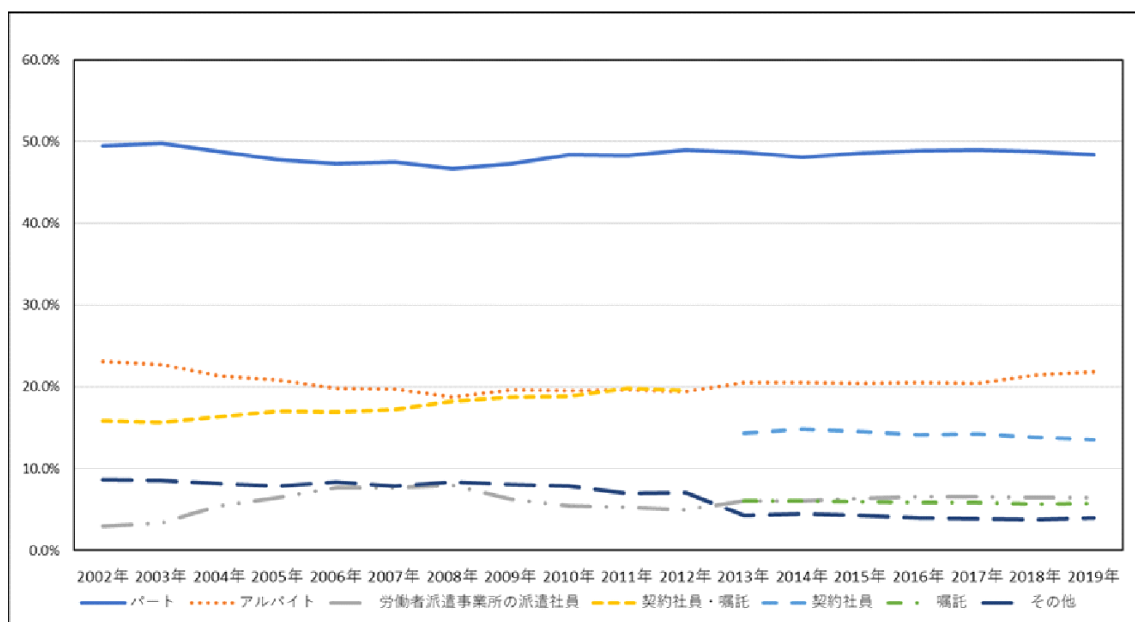


出所：総務省統計局(2011年は宮城・岩手・福島を除く)「労働力調査年報」

正規労働者は変化がほとんどないが、非正規労働者は年々増えていることが読み取れる。このことが賃金推移に影響を及ぼし、たとえ図 3-1 のように一般労働者の賃金水準が2000年と2019年で同じ水準にあるとしても、非正規労働者が増加することで賃金が低水準で推移する結果をもたらしたので、図 2-1 のような推移を辿ったと考える。

ここでは、非正規労働者と一括りにしているが、それらを構成する物(例えば、パートタイム労働者やアルバイト、契約社員など)の割合を示す。これを明らかにすることで、非正規労働者の中でも、影響力が大きいものを確認できる。

〈図 3-4 非正規労働者の構成比〉



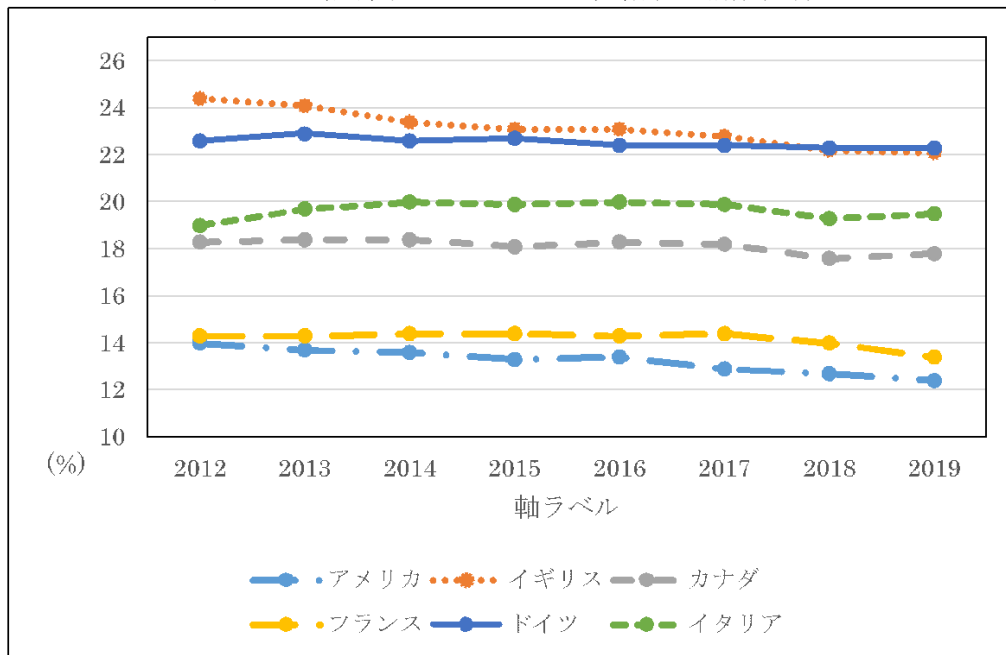
出所：総務省統計局「労働力調査 長期時系列データ」

この図は、2002 年からの非正規労働者の雇用形態別の割合を示している。一番比率が高いのはパートで、非正規労働者のうち半分を占めている。

3-3. 日本と諸外国のパートタイム労働者数の比較

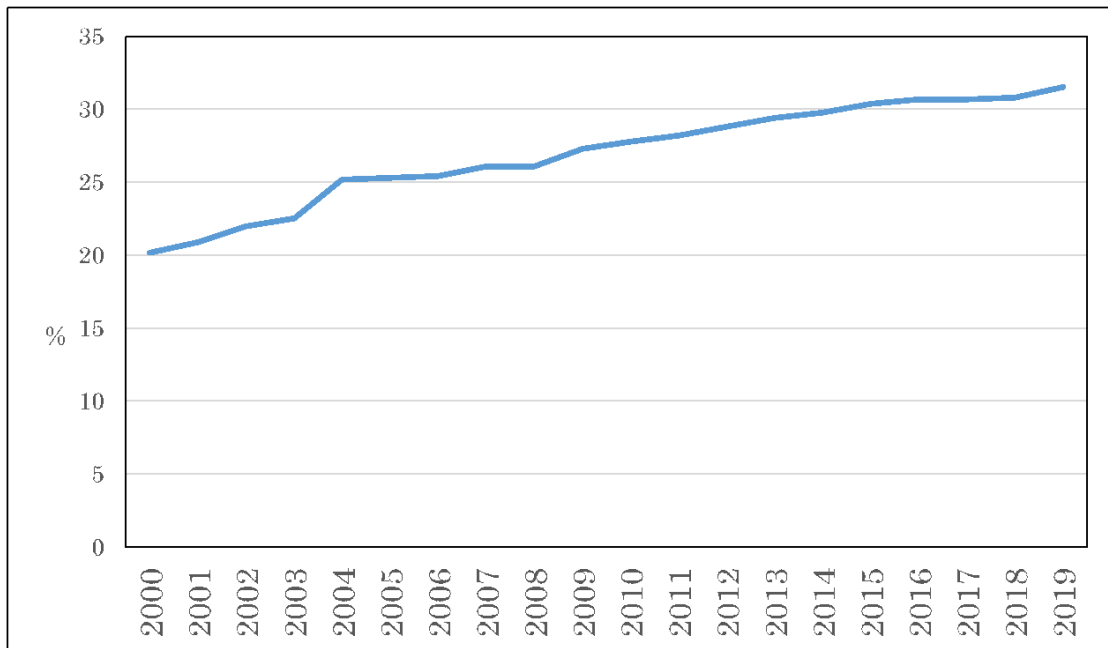
日本では非正規労働者の増加が見られたが、それが諸外国でも同じ傾向かどうか見ることとする。非正規労働者の増加や構成割合が日本でのみ見られる傾向であれば、日本の賃金推移の要因と考えることができるからである。それを行う際、純粋な非正規労働者数ではなく、割合を用いて分析する。なぜなら、各国ごとで人口が異なるので、非正規労働者が占める割合で比較しないと、純粋な人数同士での比較ができないためである。

<図 3-5 諸外国のパートタイム労働者の構成割合>



出所：OECD Library 「Full-time part-time employment – common definition: incidence」

<図 3-6 パートタイム労働者比率>



出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査(事業所規模5人以上)」

図 3-5 を見ると、諸外国におけるパートタイム労働者の割合は横ばいに推移していることが分かる。しかし、図 3-6 によると日本のパートタイム労働者の割合は上昇していることが分かる。

諸外国と比較してみると、日本は比較的顕著にパート労働者の割合が増加していることがわかる。ということは、非正規労働者の増加は日本でのみ見られる傾向であると言える。

しかし、ここで比較できているのは、2012 年以降の推移についてなので、全体の傾向は読み取れない。だが、非正規労働者の増加は国内の賃金推移の上昇を緩やか、ないしは停

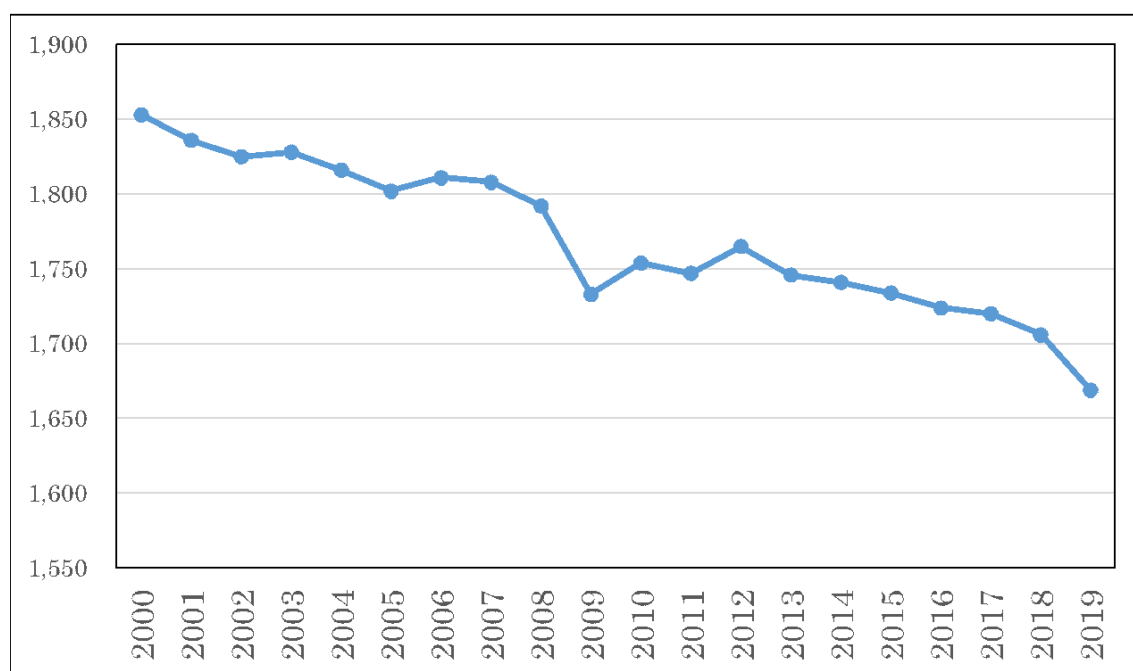
滞させている要因の一つであると考える。

2012 年以降の傾向を示す要因の一つとなるものは分かった。しかし、2000 年から 2011 年までの傾向分析は出来ていない。そこで次は労働時間に注目してみる。

3-3. 労働時間から見た分析

この項では、日本国内の賃金推移の傾向が労働時間に左右されていると考えて、労働時間について見ることにする。

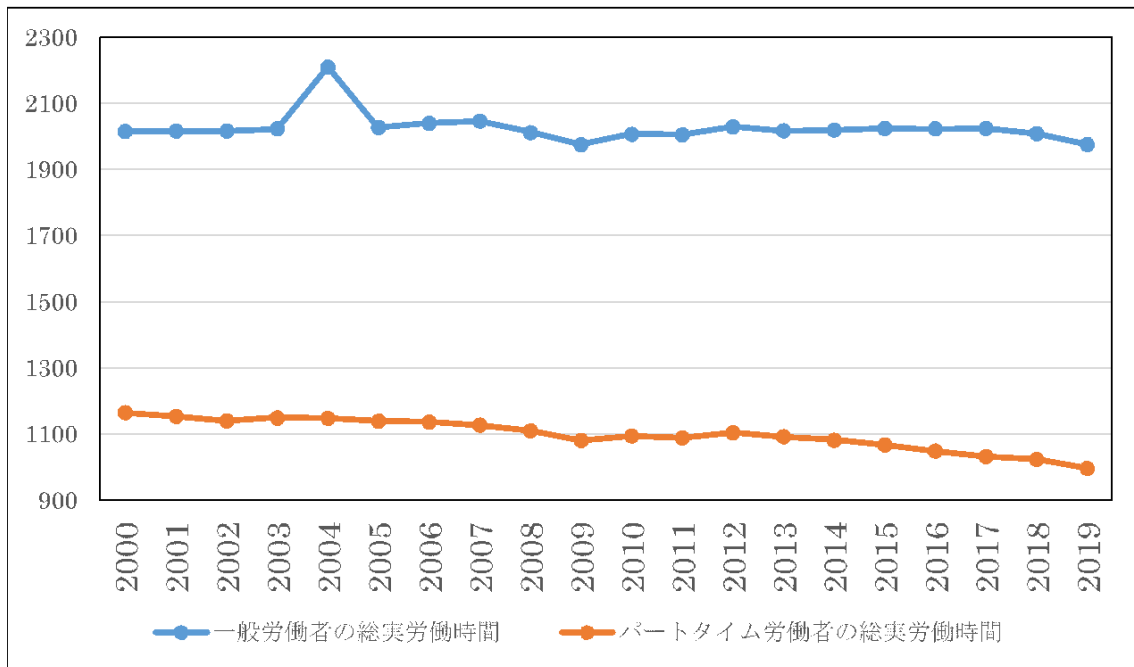
<図 3-7 総実労働時間の推移>



出典「毎月勤労統計調査」（事業所規模五人以上、パートタイム労働者も含む）

この図を見ると、2000 年から 2012 年の推移は図 3-1 で示した日本の賃金推移と似た傾向が見られることが分かる。だが、それ以降の年代についての推移は異なる。これは一般労働者とパートタイム労働者を合わせたデータのため、2つを分けて見ることにする。

<図 3-8 労働者別総実労働時間>



出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

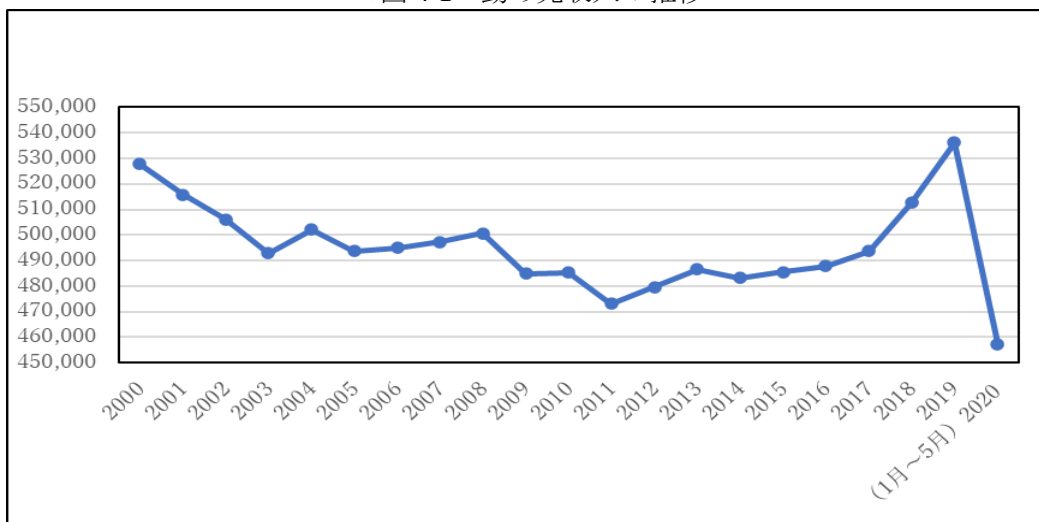
一般労働者とパートタイム労働者を分けて見ると、一般労働者はほぼ一定であるが、パートタイム労働者は減少傾向にある。図 3-1 や図 3-2 で見たように、一般労働者とパートタイム労働者双方に賃金の上昇が見られるが、一般労働者より労働時間が短く給与も低いパートタイム労働者の増加が、図 2-1 のように賃金が減少傾向にある原因と考える。

4 家計調査から見る賃金推移

4-1 勤め先収入

この節では、家計調査を使って賃金推移を分析する。まずは、家計調査の勤め先収入の分析から行う。

<図 4-1 勤め先収入の推移>



出所：「家計調査 家計収支編」

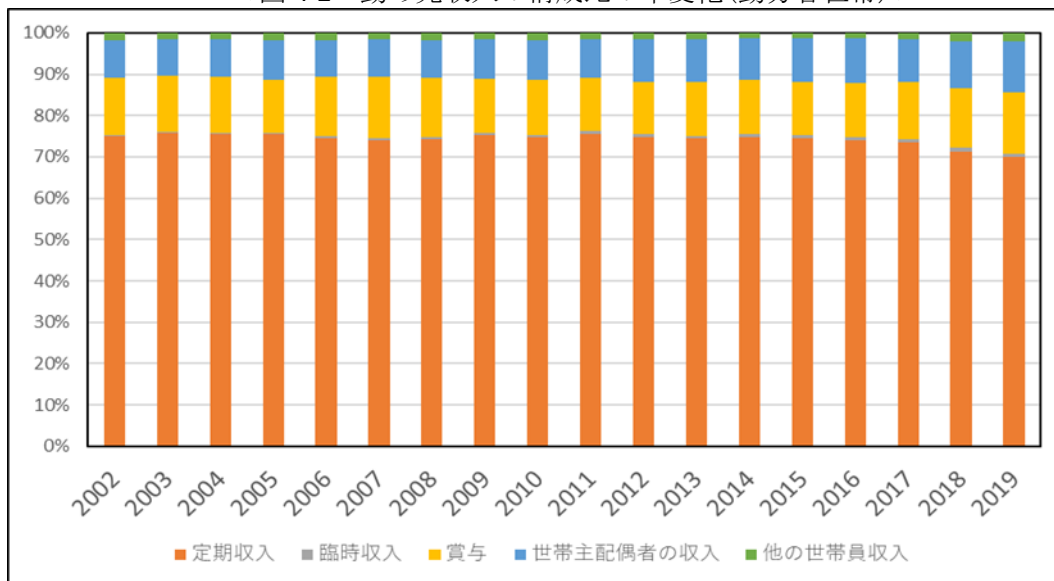
2020年の値が極端に低いのは、ボーナスが支給される6月・12月のデータを含まないためと考える。

図4-1を見ると、2000年から2001年までは減少傾向にあるが、2012年以降は増加傾向にある。また、2019年の勤め先収入は2000年のデータを少し上回っていることがわかる。

ここで、図4-1と図3-1を見比べてみる。すると、家計を対象とした調査(家計調査)のデータである図4-1のグラフの形状が、企業を対象とした調査(毎月勤労統計調査)のデータである図3-1のグラフの形状と似ていることがわかる。

そこで次は勤め先収入を細かく費目別に分けて分析を行う。

<図4-2 勤め先収入の構成比の年変化(勤労者世帯)>



出所：「家計調査 家計収支編」

図4-2の定期収入に注目すると、2019年は2002年から2019年の間で最も低いことがわかる。また、2017年から2019年にかけて定期収入が減少傾向にあることもわかる。

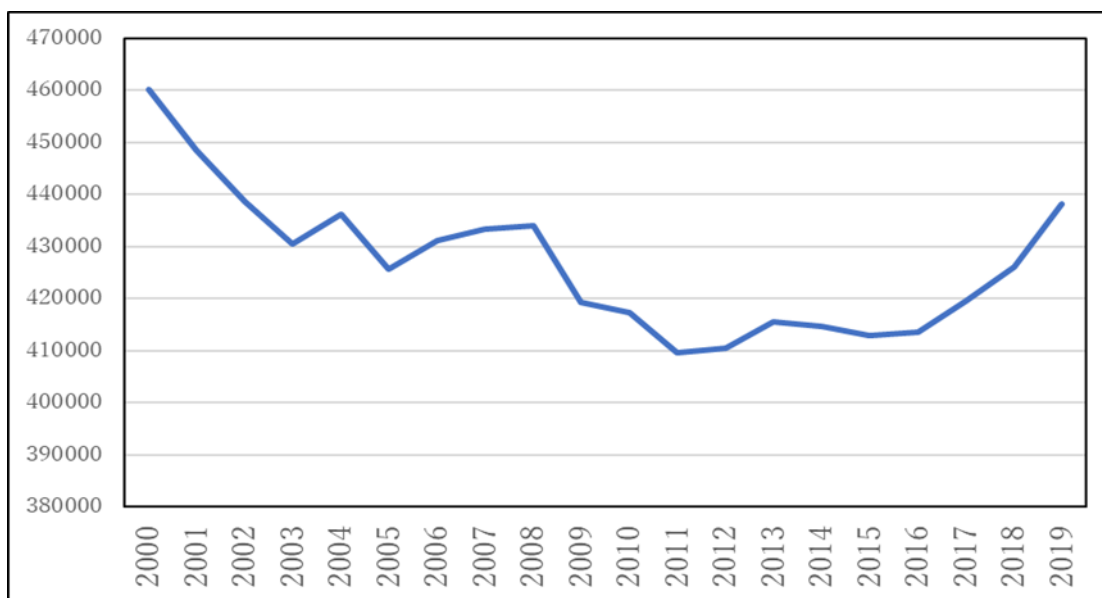
臨時収入については、2002年から2019年の間で大きな変化はない。

次に賞与に注目する。2008年に比べて年の賞与は減少している。これはリーマンショックによるものと考えられる。

このグラフの分析からは賃金推移の要因を探ることができなかったため、次は世帯主収入・世帯主の配偶者の収入の分析を行う。

4-2 世帯主収入・世帯主配偶者の収入の分析

<図4-3 世帯主収入>



出所：「家計調査 家計収支編(二人以上世帯)」

<図 4-4 世帯主配偶者の収入の推移>



出所：「家計調査 家計収支編」

図 4-3 を見ると 2000 年から 2015 年にかけて、上下の波はあるが世帯主収入が減少傾向にあることがわかる。しかし 2016 年頃からは増加傾向にある。

ここで、2 章節で登場したグラフと、図 4-3・図 4-4 を見比べる。すると、共通点が二点見つかる。

一点目は、図 4-3 のグラフの形状が一般労働者の賃金推移のグラフ(図 3-1)と似ているということである。

二点目は、図 4-4 のグラフの形状が、パートタイム労働者の賃金推移のグラフ(図 3-2)と似ているということである。

以上の二つの共通点から、2 章 3 節で導き出した、賃金推移の上昇を停滞させている要因の一つは非正規労働者とパートタイム労働者の増加である。という結論と同じことが言える。

したがって、賃金推移の上昇を停滞させている要因の一つは、非正規労働やとパートタ

イム労働者の増加であることが、家計調査を使った分析からもわかる。

おわりに

今回の研究で判明したことは、日本の賃金推移低下の要因となるものは日本国内の問題によるものであるということ。それは非正規労働者の増加によって国内の賃金推移の上昇を緩やか、ないしは停滞させているということが一つの要因ではないかと予測できた。また、家計調査を使った分析からも非正規労働者とパートタイム労働者の増加が賃金推移に影響を及ぼし、賃金推移の上昇を停滞させている要因であることがわかった。

今回、労働の側面と家計の側面から賃金推移の低下の要因は非正規労働者の増加によるものという予測を立てることができたが、他に賃金推移に影響を与えたものを挙げることはできていない。非正規労働者の増加以外に賃金推移に影響を与えたものを考慮する必要があり、導けていないことが問題点、課題である。また、先行研究に関する調査や読み込みが足りない点があり、先行研究と結びつけて比較や細かい分析を行う必要がある。

参考文献

【1】 岩崎馨・田口和雄（2012）『賃金・人事制度改革の軌跡－再編過程とその影響の実態分析』、ミネルヴァ書房

【2】 日本経団連事業サービス 人事賃金センター（2010）『役割・貢献度賃金－成果主義人事制度の再設計－』、日本経団連出版

(1) 厚生労働省「毎月勤労統計調査で使用されている主な用語の説明」

OECD.Stat「Average annual wages」

(https://stats.oecd.org/viewhtml.aspx?datasetcode=AV_AN_WAGE&lang=en)

OECD iLibrary「Full-time part-time employment – common definition: incidence」

(https://www.oecd-ilibrary.org/employment/data/labour-market-statistics/full-time-part-time-employment-common-definition-incidence_data-00299-en)

厚生労働省「毎月勤労統計調査」

総務省統計局「家計調査」

総務省統計局「労働力特別調査」

総務省統計局「労働力調査」

3. 可処分所得と非消費支出の推移と要因

大津京介 清野英斗 中島仁 福井亮

はじめに

第1章と第2章では、理論的に想定される賃金の決定と実際の推移について確認してきた。第3章では可処分所得、つまり給与などの所得から税金や社会保険料を差し引くことで導出される収入について確認する。

1. 可処分所得とは

まずは可処分所得の定義を確認する。ここでは、総務省統計局の家計調査で使用されている、「実収入」から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことである。」という定義を使用する。計算式にすると可処分所得 = 実収入 - 非消費支出と表せる。実収入とは世帯員全員の、所得税などが差し引かれる前の収入を合計したものであり、非消費支出とは税金や社会保険料などの原則として世帯が自由に扱うことができない支出のことを指す。

前章で実際の労働者の賃金を確認し、日本の労働者の賃金が減少していることが分かった。また日本では少子高齢化が進んでおり、社会保険料の1人当たりの負担は増加傾向にあることが想定される。そのため可処分所得の定義に則すと、可処分所得は減少傾向にあると予測できる。この章では統計データを用いて可処分所得と、非消費支出である税金と社会保険料の推移を確認し、結果と一致しているか、違うのであればどのような理由が考えられるかを考察する。

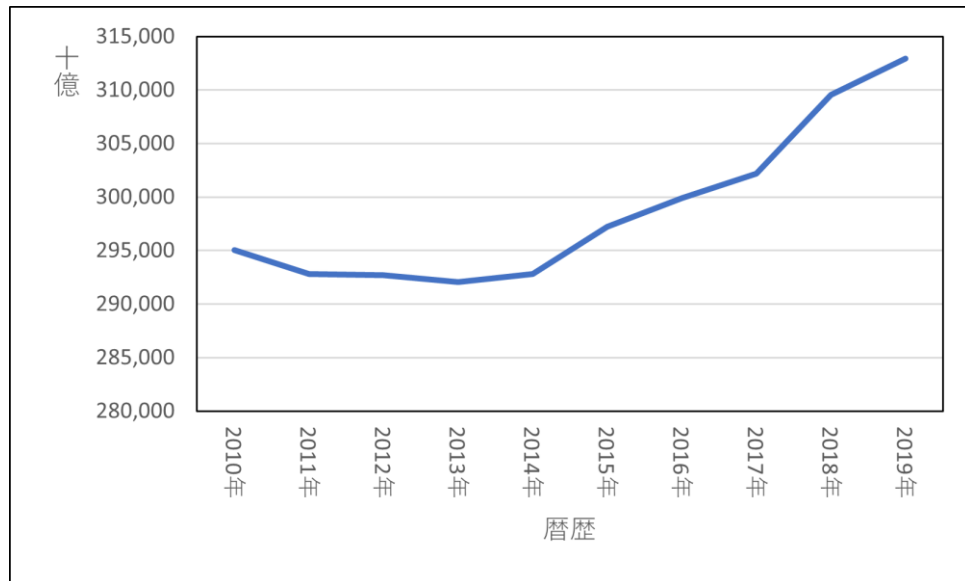
2. 可処分所得の推移

2-1. 可処分所得の推移

最初に名目の可処分所得(以後、「可処分所得」と記載)を確認する。データは、総務省統計局が家計収支を調べ発表している家計調査と、内閣府が支出や雇用者報酬を調べ発表している四半期別 GDP 速報の2種類を掲載している。

次ページの図 3-1 は四半期別 GDP 速報に基づいて作成したグラフである。このグラフから、2010 年代前半は可処分所得が停滞しているが、近年可処分所得は増加傾向にあることが確認できる。

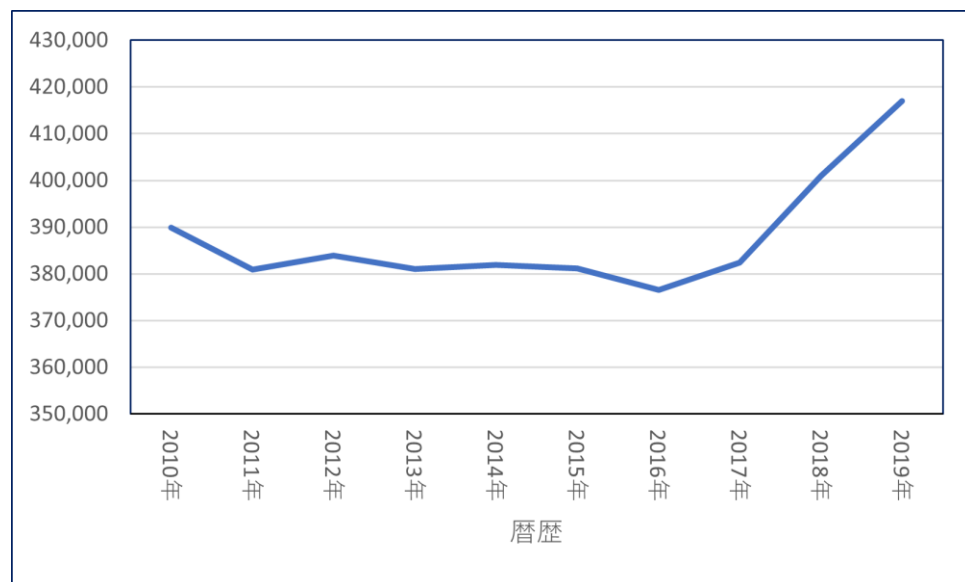
<図 3-1 可処分所得(内閣府調査)>



出典:家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報（参考系列）

図 3-2 は家計調査に基づいて作成した各世帯の可処分所得の平均値である。図 3-1 と比較して増加に転じる年に差はあるが、近年増加傾向にあることは一致している。

<図 3-2 可処分所得(家計調査)>



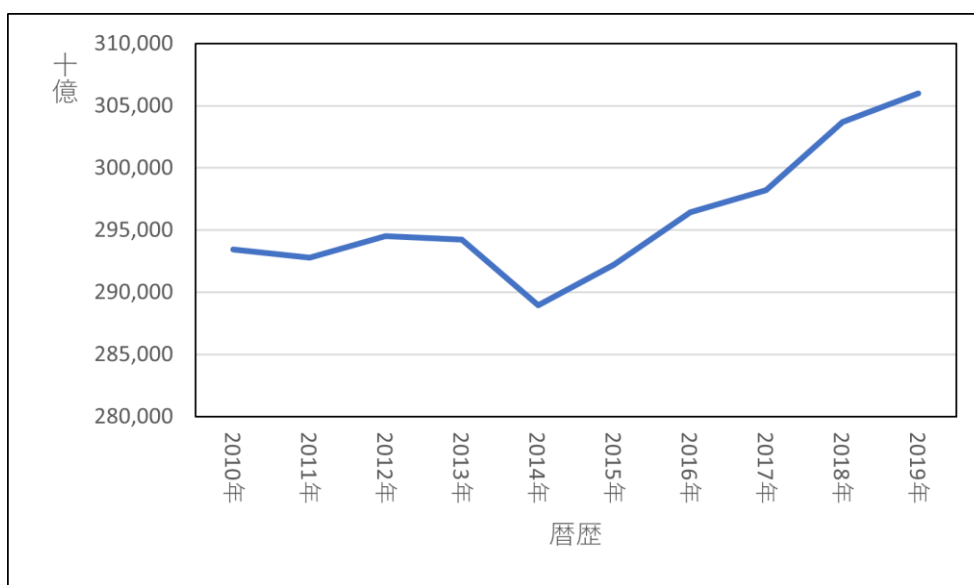
出典:家計調査

このように、内閣府のデータと家計調査のデータを確認すると、それぞれ異なる特徴はあるが、近年に限れば共に可処分所得は増加傾向にあり、実際の賃金の推移とは異なっている。

2-2. 実質可処分所得の推移

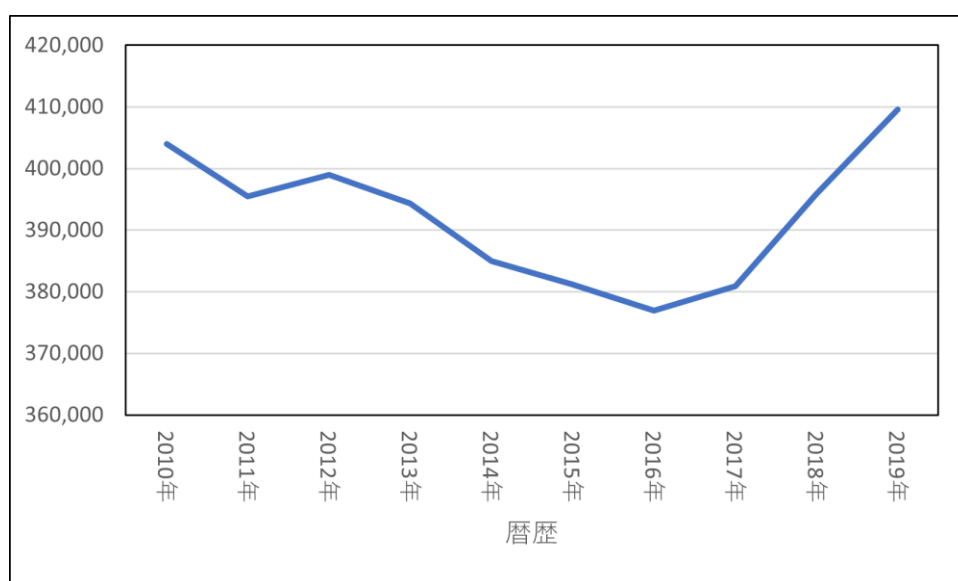
次に実質可処分所得を確認する。これは、物価の上昇も加味した可処分所得のことであり、実際に可処分所得が基準年においてどれほどの価値を持つかを表している。つまり、最初に見たグラフよりも家計の現状をより反映したものとなっている。したがって、実際の生活の豊かさを計るには、こちらの数値を見るのが良い。実質可処分所得は、可処分所得×基準年の物価指数÷分析年の物価指数で求めることが出来る。ここでは基準年を2015年としている。

<図 3-3 実質可処分所得(内閣府調査)>



出典:家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報 (参考系列)

<図 3-4 実質可処分所得(家計調査)>



出典:家計調査

図 3-3 が四半期別 GDP 速報、図 3-4 が可処分所得に基づき作成したグラフである。2010 年から 2015 年においてはデータの傾向に差が見られるが、グラフの後半部分における増加は一致している。なお、2011 年以降の一時的落ち込みまたは停滞は、東日本大震災後の経済的落ち込みが現れているものだと考えられる。

可処分所得と実質可処分所得のどちらに関しても、近年、とりわけ 2016 年以降は増加傾向である。これは、第 2 章の「日本の賃金推移」と比較すると、反対の傾向を示していることが分かる。第 2 章では非正規雇用者の割合が増加したために、賃金の推移が低下していると分析していた。それにも関わらず可処分所得が増加傾向にあるという矛盾が生じている。これについては 4 節で理由を考察する。

3. 税金・社会保険料の推移

非消費支出は直接税と社会保険料の 2 つから構成されている。非消費支出は可処分所得に大きな影響を与えるため、まずは直接税とは何かを確認した後、社会保険料について確認する。

3-1. 直接税の種類とその推移

直接税とは税金の負担者から直接徴収する税である。この項では直接税である所得税、住民税、雇用保険料について紹介する。

所得税とは、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間のすべての所得から所得控除により適用した金額（給与所得）に、一定の税率を適用して算出される税金のことであり、次式の（課税総所得金額－控除額）×税率で求めることが出来る。所得税の税率は所得金額に応じて、段階的に高くなる累進課税を採用している。下の表がその税率である。

<表 3-1 所得税額一覧表 平成 27 年分以降>

課税総所得額	税率	控除額
195 万円未満	5%	0 円
195 万円以上 330 万円未満	10%	97,500 円
330 万円以上 695 万円未満	20%	427,500 円
695 万円以上 900 万円未満	23%	636,000 円
900 万円以上 1800 万円未満	33%	1,536,000 円
1800 万円以上	40%	2,796,000 円
4000 万円超	45%	4,796,000 円

出所:国税庁

住民税とは、都道府県や市区町村が行う行政サービスを維持するためのもので、そのた

めに必要な経費の一部を分担して負担するものである。住民税は収入によって異なるほか、住んでいる地域によっても異なる。市町村民税と都道府県民税の2つを合わせたものを住民税とする。東京都区部である東京23区は市町村ではないため、地方税法上は別の扱いとされている。その年の1月1日現在の居住地としている自治体に納めるものである。住民税は給与所得の10%であり、内訳は市町村民税が6%で都道府県民税が4%である。

住民税の納税方法には2種類存在し、給与所得者の場合、会社の給与から控除されるものである。これは公務員も含まれる。その年の住民税を、6月から翌年5月まで12回に分けて納税する。これを特別徴収と呼ぶ。個人事業主の場合、自身で確定申告を行い、一括もしくは四半期に分割して支払う。これを普通徴収と呼ぶ。

雇用保険とは、失業時に受ける事が可能な失業保険の給付、企業に雇用されている際に受け取れる育児休業給付、介護休業給付、教育訓練給付などの被保険者の生活を守るための保険である。会社に在籍している満65歳未満の人が加入できる保険である。雇用保険料を計算する式は、給与額×雇用保険料率である。下の表がその保険料率である。

<表 3-2 雇用保険料率一覧表>

	労働者負担	事業主負担	合計負担率
一般事業	3/1000	6/1000	9/1000
農林水産・清酒製造	4/1000	7/1000	11/1000
建設事業	4/1000	8/1000	12/1000

出所:雇用保険料率|厚生労働省

直接税は2000年代に入ってから安定しており、ここで紹介した3つについては記載したデータで一定のものであると考えても問題はないと考えられる。

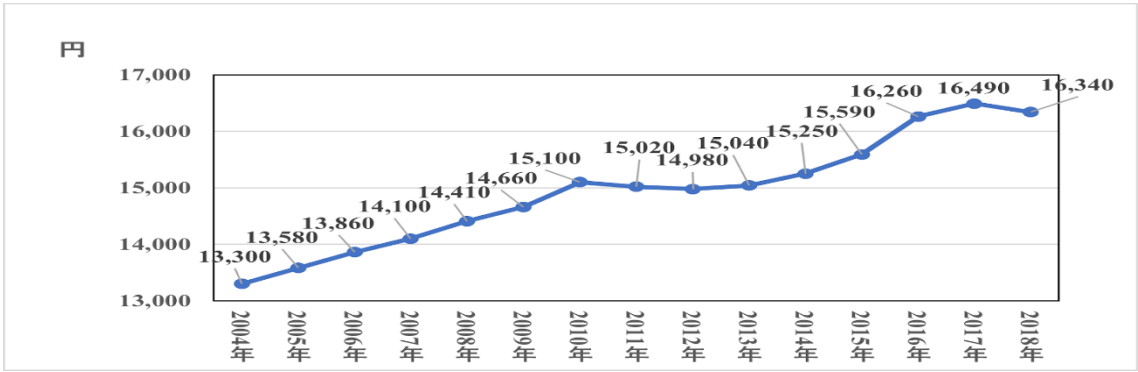
3-2. 社会保険料の推移

この項では社会保険料である国民年金保険料、健康保険料、介護保険料について紹介する。

国民年金とは、20歳以上の全国民が加入するものである。厚生年金は、国民年金に上乘

せられて会社員や公務員が受けられる年金のことである。この項では、20 歳以上が義務付けられる国民年金保険料の推移を確認する。次ページの図がその保険料の推移である。

<図 3-5 国民年金保険料の推移>



出所:厚生労働省 Web サイト

健康保険料とは、病気や怪我で治療を行う際の医療費を、国が一部負担するための財源になる、公的な医療保険料である。対象者は、75 歳未満の給与所得者、個人事業主である。下の表がその保険料の推移である。

<表 3-3 健康保険料の推移>

1990 年	1992 年	1997 年	2003 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
8.40%	8.20%	8.50%	8.20%	8.20%	9.34%	9.50%	10.00%

※所得から引かれる割合を％で表したもの

介護保険料とは、介護施設、自宅でサービスを受ける際の費用を、国が一部負担するための財源となる費用である。対象者は、40～64 歳の給与所得者である。下の表がその保険料の推移である。

<表 3-4 介護保険料の推移>

2000 年	2004 年	2005 年	2010 年	2012 年	2014 年	2019 年	2020 年
0.60%	1.11%	1.25%	1.50%	1.55%	1.72%	1.73%	1.79%

出所:保険料率の変遷 | 健康保険ガイド | 全国健康保険協会

上に掲示した 3 つの図表を見て分かるように、非消費支出はすべて増加傾向にあることが分かる。また年金保険料については、小泉政権において 2004 年から継続的に 2018 年まで毎年保険料増額が決定されていたという原因がある。

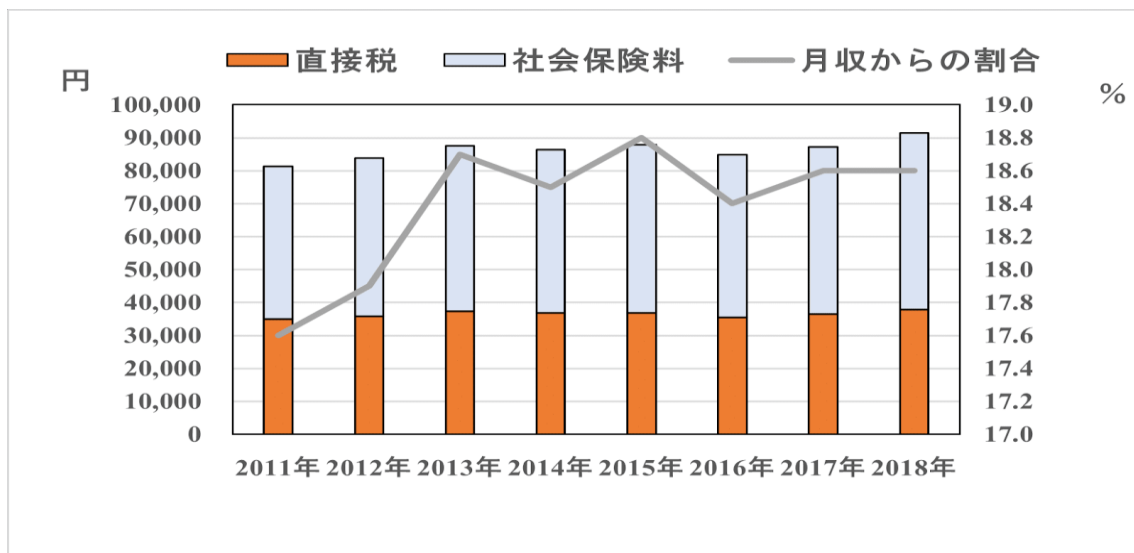
非消費支出の金額と、それが家計に占める割合について紹介する。直接税と社会保険料の年度別の内訳は次ページの表の通りである。

<表 3-5 非消費支出の割合>

年次	直接税	社会保険料	年次	直接税	社会保険料
2011年	35017	46241	2015年	36902	51035
2012年	35770	48070	2016年	35579	49287
2013年	37415	50102	2017年	36552	50691
2014年	36918	49456	2018年	37878	53612

積み上げグラフにしたのが下図である。

<図 3-6 非消費支出の割合>



出所:総務省 家計調査年報 2011-2018 年

4. 可処分所得の推移の要因

4-1. 非消費支出増加の要因

非消費支出が微増していることが3節で確認できた。直接税はほぼ変化していないことから、社会保険料が非消費支出を増加させていると分かる。その理由は、3節の始めで予想したとおり少子高齢化が進んでいるからだと考えられる。年金などの非消費支出は「賦課方式」により徴収されている。賦課方式とは現役世代によって収められた保険料が、その年の受給者に配分される仕組みのことである。つまり現役世代が減るほど、そして受給者が増えるほど負担はより大きくなるということである。次ページの表は日本の人口推移を示したグラフである。

<表 3-6 世代別生産年齢人口の推移>

	2000年	2003年	2006年	2009年	2012年	2015年	2018年
15 歳 未 満(年少人口)	14.6%	14.0%	13.7%	13.3%	13.0%	12.6%	12.2%
15 ～ 64歳(生産年齢人口)	68.1%	66.9%	65.5%	63.9%	62.9%	60.8%	59.7%
65 歳 以 上(老年人口)	17.4%	19.1%	20.8%	22.8%	24.2%	26.7%	28.1%

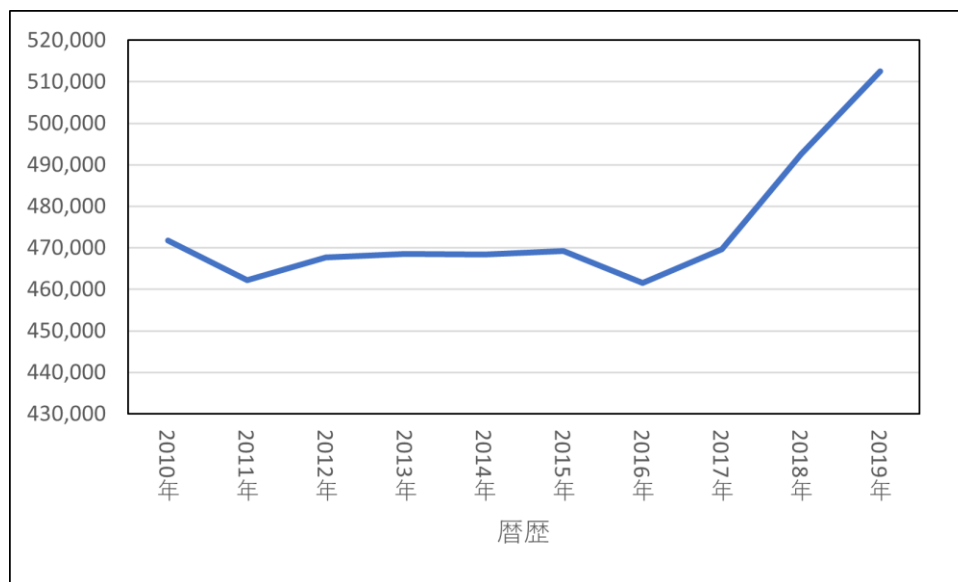
出典:長期時系列データ(平成 12 年~27 年)第 3 表

このグラフから分かる通り、現役世代である 15 歳から 64 歳の生産年齢人口は近年減少傾向にあり、反対に 65 歳以上の高齢者は増加し続けている。よって、非消費支出の増加は、少子高齢化によるものであると言える。

4-2. 可処分所得増加の要因

非消費支出が増加していることを、この章の第 3 節で確認した。また、第 2 章でも近年賃金が減少傾向にあることを確認した。しかし、近年可処分所得は増加傾向にある。ここで考えられるのは、収入が増加したか非消費支出が減少したかの二通りである。しかし、3 節より非消費支出が減少していないことを確認しているため、収入が増加しているということが分かる。下図は非消費支出が差し引かれる前の実収入の推移のグラフである。

<図 3-7 実収入の推移>

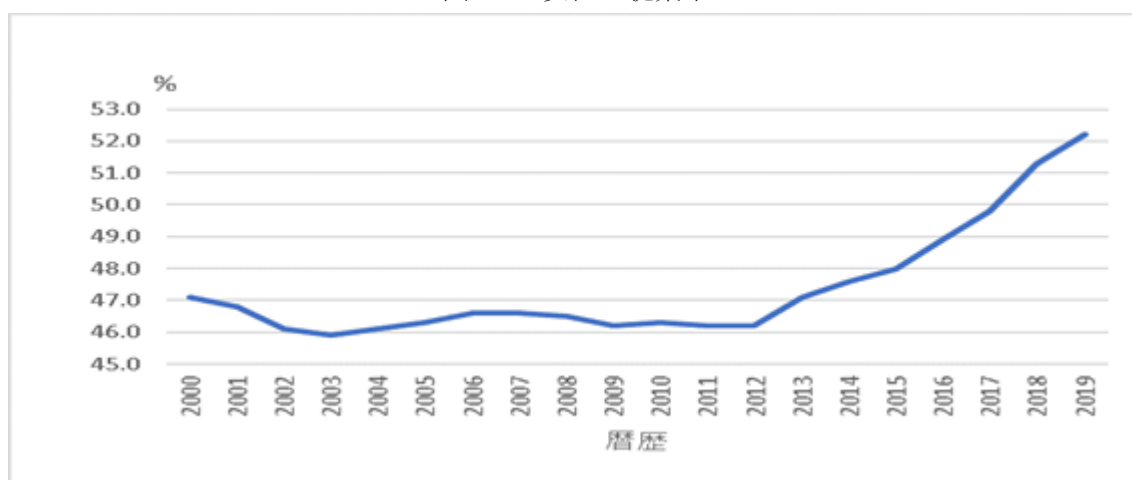


出典:家計調査

このグラフから分かる通り、収入が近年増加していることが分かる。だが、2 章で賃金は減少傾向にあることが提示されている。したがって、世帯における労働者の人数が増加したと考えるのが妥当である。可処分所得は世帯ごとに算出されているため、世帯の労働者数が増加すれば可処分所得も増加する。つまり、高度経済成長期以降一般的だった専業主婦家庭から、夫婦共働き家庭へと家族構成が変化してきたために可処分所得が増加して

いると考えられる。すなわち、女性の社会進出が進んでいることによって、可処分所得が増加したということである。次ページ図は女性の就業率を表した図である。この図から、近年女性の社会進出が進んでいることが分かる。

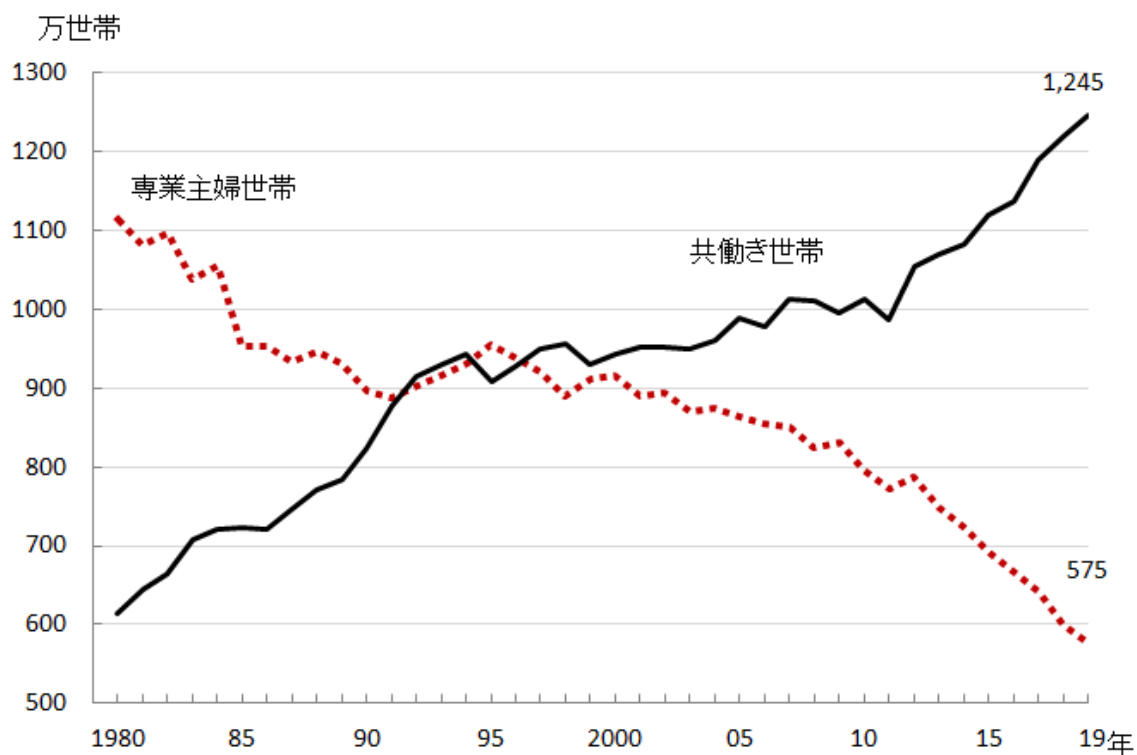
<図 3-8 女性の就業率>



出所:総務省統計局:労働力調査 長期時系列データ

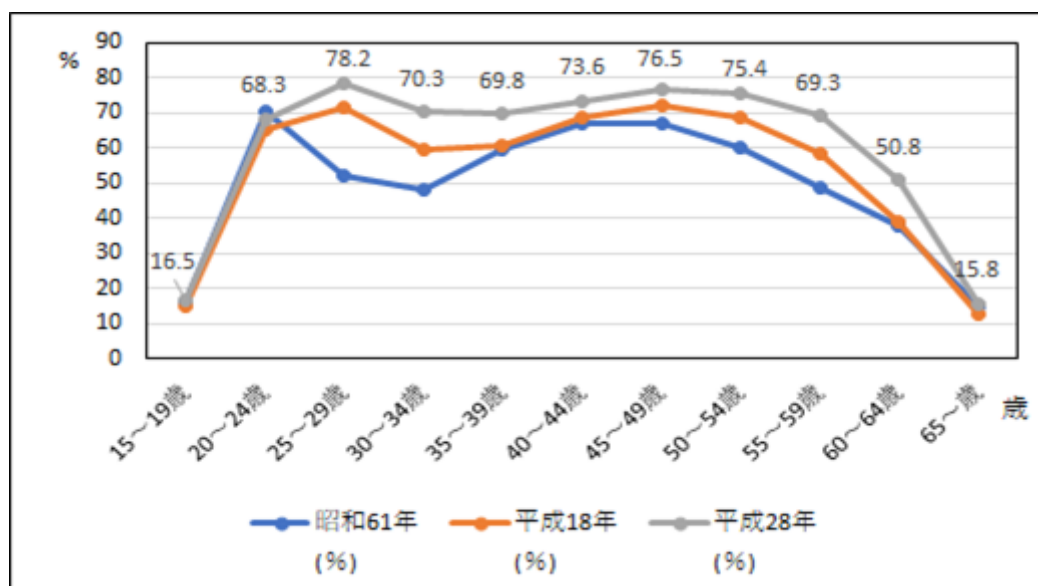
また、下図 3-9 は日本の専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移のグラフである。このグラフからも、実際に女性の社会進出が進んでいることが分かる。

<図 3-9 専業主婦世帯と共働き世帯>



出典:独立行政法人労働政策研究・研修機構

<図 3-10 女性の年齢階級別就業率の推移>



出典:労働力調査（基本集計）

女性の就業率を年齢階級別に見た図 3-10 はM字カーブになっているが、最近の 30 年間にM字カーブの底は上昇し、全体的に大きく上方にシフトしている。女性の就業率が上昇するということは、すなわち世帯における収入源が増加することである。扶養家族

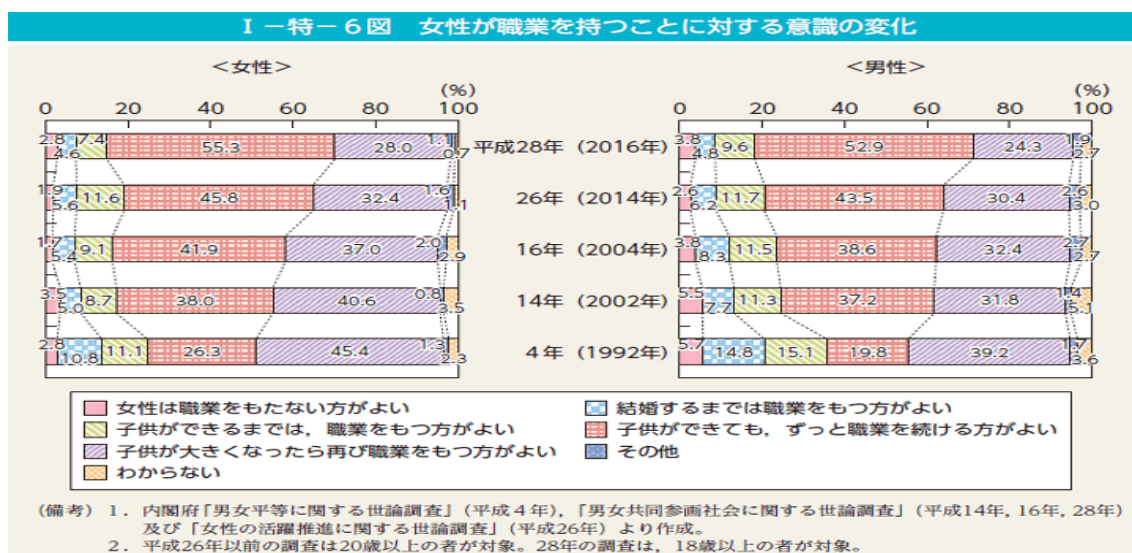
ではなくなることによる非消費支出の負担増加もあるだろうが、それ以上に追加で発生する収入の部分のほう金額は当然ながら大きくなる。その結果、世帯における可処分所得が増加している。

なお、家計調査のデータより内閣府のデータの方が可処分所得の伸び方が大きいのは、共働き世帯の増加に加えて、未婚女性の増加の影響が現れているためだといえる。

4-3. 女性の社会進出の要因

女性の就業拡大の背景には、仕事と育児等との両立支援のため、保育所等の育児基盤や育児休業制度等の整備・充実があると考えられる。それだけではなく、次ページの図を見ると、女性が職業を持つことに対する意識が女性自身だけでなく男性を含め、社会全体として変化してきたことも背景にあることが分かる。最新の調査となる28年では、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答する割合が、男女ともに調査以来、初めて5割を上回り、25年程度の間、女性が職業を持つことに対する意識が社会全体として大きく変化したのだ。

<図 3-11 女性が職業を持つことに対する意識の変化>



出典:内閣府男女共同参画局 働く女性の活躍の現状と課題

4-4. 可処分所得の将来予想

最後に、可処分所得の将来予想について考察する。可処分所得は収入と非消費支出から算定されるが、その2点について人口将来予測や景気動向などを参照しながら予想したいと思う。

まず、非消費支出について考える。現在の日本は少子高齢化が進んでおり、生産年齢人口の割合が減少し高齢人口の割合が増加する動きがしばらくは続く見込みである。下の表は年齢区分別の割合を表にしたものである。

<表 3-6>

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
15 歳 未 満(年少人口)	11.9%	11.5%	11.1%	10.8%	10.8%	10.7%	10.6%
15 ～ 64歳(生産年齢人口)	59.3%	58.5%	57.7%	56.4%	53.9%	52.5%	51.8%
65 歳 以 上(老年人口)	28.7%	30.0%	31.2%	32.8%	35.3%	36.8%	37.7%

出典:日本の将来推計人口（平成 29 年推計）

そのため、非消費支出の負担額も増加するように思える。しかし、年金の例を上げると、保険料率が上限の 18.3%で固定されていることや、それを掛ける対象である標準報酬月額も全体の平均値の 2 倍が法律によって上限と定められていることなどから、これ以上大きく社会保険料の負担が増加するとは考えにくい。また、政府も経済成長を主軸にしていることから、負担を増加させて経済を停滞させる方向へ舵を切るとは考えにくい。したがって、非消費支出が増加することは無いと考えられる。ただし、現在の現役世代の負担だけでは高齢者の社会保障を支えきれないのも事実であり、今後 20 年から 30 年は厳しい時期が続くと予想される。そのため、社会保障の給付額が減額されるという形で調整される可能性は非常に高い。

それに対して収入面では、正社員については大きな動きはないと思われる。コロナによって一時的に収入が大きく減少したとしても、景気将来予測では日本の景気が 2023 年頃には 2019 年頃の水準に復帰すると考えられているため、ゆくゆくは元の所得水準に戻ると考えられる。しかし、年々非正規雇用が増大していることに加え、コロナで職を失った人数も増加していることから、さらに多くの人々が非正規労働者になることが予想される。したがって、実収入が減少することに伴い、全体的に可処分所得は大きく減少すると考えられる。したがって、同一労働同一賃金や正社員と非正規雇用の待遇の差をなくすといった対応を行わない限り、日本全体の購買力が低下し、さらに景気が衰退する可能性があり、雇用環境の迅速な改善が求められる。

参考文献

- [1] e-Stat「全国単身世帯収支実態調査」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200566&tstat=000001074128&cycle=0&tclass1=00001074129>)(2020 年 6 月現在)
- [2] 香取照幸(2017)『教養としての社会保障』東洋経済新報社
- [3] 厚生労働省「国民生活基礎調査」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21kekka.html>)(2020 年 6 月現在)
- [4] 厚生労働省「社会保障制度企画調査」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/102-1c.html>)(2020 年 6 月現在)
- [5] 厚生労働省「所得再分配調査」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/96-1.html>)(2020 年 6 月現在)

- [6] 厚生労働省「平成 27 年版厚生労働白書 - 人口減少社会を考える -」
(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/15/backdata/01-01-03-002.html>)(2020 年 12 月現在)
- [7] 厚生労働省「日本の公的年金は「賦課方式」～どうして積み立てておけないの？」
いっしょに検証！国民年金(<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/finance/finance02.html>)(2020 年 6 月現在)
- [8] 国税庁(2019)「No.2260 所得税の税率」
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2260.htm>)(2020 年 6 月現在)
- [9] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」
(http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp_zenkoku2017.asp)(2020 年 6 月現在)
- [10] 知るぽると(2015)「可処分所得(disposable income)とは」
(https://www.shiruporuto.jp/public/data/vocabulary/yogo/k/kashobun_shotoku.html)(2020 年 6 月現在)
- [11] 全国健康保険協会 Web サイト
(<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/hokenryouritunohennsenn>) (2020 年 6 月現在)
- [12] 総務省統計局「家計調査」(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/index.html>)(2020 年 6 月現在)
- [13] 総務省統計局「家計調査 用語の解説」
(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/kaisetsu.html>)(2020 年 6 月現在)
- [14] 総務省統計局「消費者物価指数(CPI) 時系列データ」
(<https://www.stat.go.jp/data/cpi/historic.html>)(2020 年 12 月現在)
- [15] 総務省統計局「人口推計の結果の概要」(<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.html>)(2020 年 6 月現在)
- [16] 総務省統計局「労働力調査 長期時系列データ」
(<https://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.html>)(2020 年 7 月現在)
- [17] 独立行政法人労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症関連情報： 新型コロナウイルスが雇用・就業・失業に与える影響
国内統計：完全失業者数」(<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/covid-19/c03.html>)(2020 年 12 月現在)
- [18] 独立行政法人労働政策研究・研修機構「図 12 専業主婦世帯と共働き世帯」
(<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0212.html>)(2020 年 11 月現在)
- [19] ニッセイ基礎研究所「中期経済見通し（2020～2030 年度）」(<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=65721?site=nli>)(2020 年 11 月現在)
- [20] 日経新聞「9 月から 3000 円「値上げ」も？ 自分の年金を知ろう」
(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO63524070X00C20A9I00000/>) (2020 年 11 月現在)
- [21] 日本年金機構(<https://www.nenkin.go.jp/index.html>)(2020 年 6 月現在)
- [22] 内閣府「家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報(参考系列)」
(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/kakei/kakei_top.html)(2020 年 12 月現在)
- [23] 内閣府「国民経済計算（GDP 統計）」(<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html>)(2020 年 6 月現在)
- [24] 前原誠司(2016)「賃金・可処分所得の推移」

(https://www.maehara21.com/uploads/2016/12/161021_8.pdf)(2020 年 6 月現在)

[25] 大和総研「家計の実質可処分所得の推計(2011~2018 年)」

(https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20190412_020743.pdf)(2020 年 6 月現在)

4. 労働生産性と賃金の関係性

上田尚弥、川内康平、中畑淳貴、山崎貴彰、渡部航太

はじめに

この章では、付加価値労働生産性と賃金との関係を調べていく。付加価値労働生産性の算出には付加価値、労働者数、労働時間が用いられる。扱う理由として一般に、技術の進歩により労働生産性は上昇して賃金の上昇につながると考えられるが、2章の図2-1を見る限り賃金は低下している。そのため労働者1人、労働1時間当たりの付加価値を表す労働生産性と賃金の関係性について調べ、両者に何らかの関係があるのならば、その関係から、なぜ日本では賃金が増加していないのかを明らかにする。

労働者の賃金が含まれる「人件費」（法人企業統計調査）や「雇用者報酬」（国民経済計算）を増加させる要因に付加価値の増加が挙げられる¹。付加価値は国内総生産で表される、経済を把握する代表的な指標である。しかし付加価値は生産物の価値を表したものにすぎず、労働者数、労働時間の増減が見えない。そのため賃金に影響する要因の把握には、労働者数、労働時間を用いる必要がある。労働生産性は物的労働生産性と付加価値労働生産性に大別され、そのうち付加価値労働生産性は付加価値を労働者数や労働時間で割って算出する。ここでは付加価値労働生産性を扱う。

1節では労働生産性の推移の理由についての仮説を立て、2節では付加価値の推移を企業、マクロ経済の二つの側面から見て賃金の推移に関係のある要因を考察し、3節では労働者数、労働時間及びそれらの国際比較を行い、4節では賃金が労働生産性の向上に応じた増加を見せられているか考察する。

¹ 内閣府「国民経済計算推計手法解説書（年次推計編）平成23年基準版 第3章 国内総生産（生産側）の推計」3頁より

1. 労働生産性とは

1-1. 労働生産性の定義

労働生産性の定義について、公益財団法人日本生産性本部によれば労働生産性とは「労働投入量1単位当たりの産出量を示す」²。ここではこの定義を用いて労働生産性を扱うこととする。

労働生産性は、産出量を生産量や販売金額で表した「物的労働生産性」と産出量を付加価値額で表した「付加価値労働生産性」の2つに大別できる³。前者は労働者の熟練度の向上や分業体制への移行によって上昇し、後者は製造原価の低減や人件費の増加によって上昇する。とりわけ後者は付加価値という、生産量よりも経済活動を正確に表す数値を用いるため考察に適している。

企業を例に賃金の源泉から考える。企業は資金を用意し、商品の原材料を仕入れ、製品を完成させ、販売し、かかった費用を支払い、株主への配当や人件費等に充てる。物的労働生産性は産出量を生産量や販売金額で表すため、会社の収支や賃金を見るにあたり付加価値労働生産性を用いることが適している⁴。実際に、4章で使用した日本生産性本部、OECDのデータは付加価値を用いて計算している。

1-2. 労働生産性の推移

日本生産性本部のデータベースから、労働生産性(付加価値労働生産性、以下同様)を時系列で見る⁵。名目労働生産性では就業1時間当たりの推移は2013年頃まで大きな変動がない一方、就業者1人当たりではリーマンショック時に大きく低下している(図4-1)。実質労働生産性上昇率では2000年代前半は両者とも上昇率が近かったが、リーマンショックの影響で就業者1人当たりのみ大きく低下し、以降上昇率が両者ともマイナスの年がある(図4-2)。近年の日本の状況に鑑みると必ずしもそのような関係が見られない。この傾向は、機械化で効率が改善する反面、非正規労働者の増加で熟練度の低い生産が増えていることによると考える。

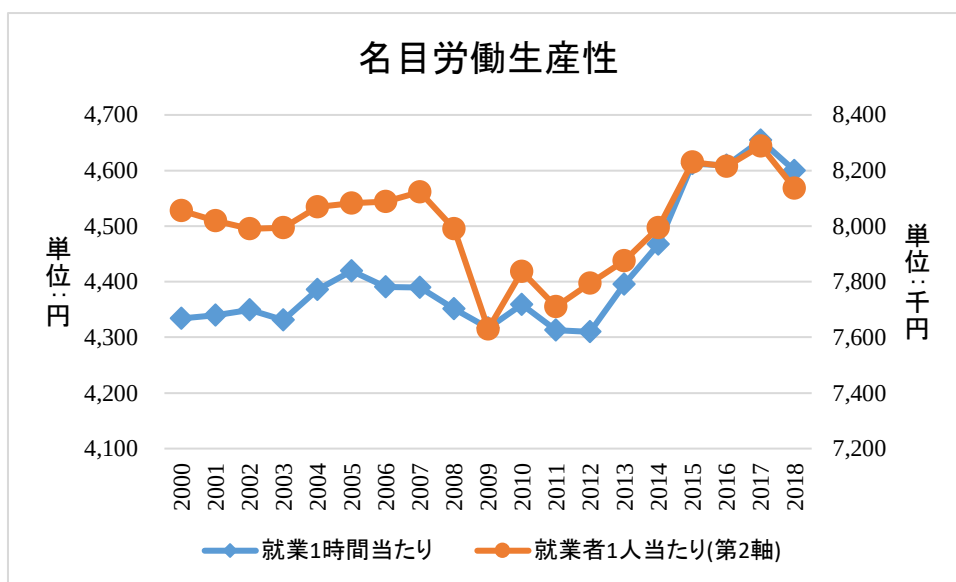
² 公益財団法人日本生産性本部「生産性とは」より

³ クラウドソーシングTIMES「労働生産性の計算式とは？算出方法や改善するためのポイントを解説！」より

⁴ 日経クロステック「提案に生かす決算書の読み方 第4回 キャッシュ・フロー計算書から事業の資金の流れをつかもう」より

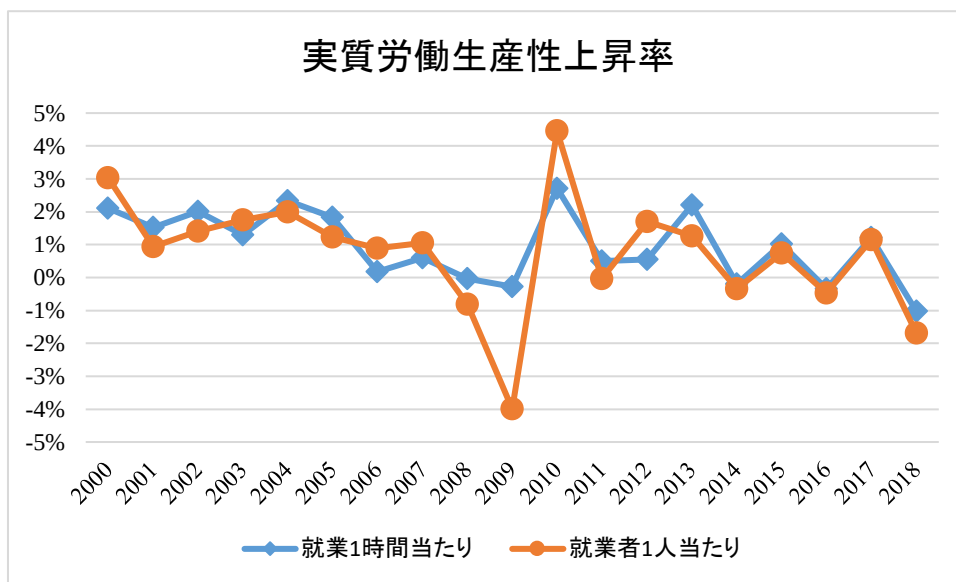
⁵ 実質GDPは国民経済計算、就業者数は労働力調査より

〈図4-1 名目労働生産性〉



(出典：日本生産性本部「生産性に関する統計・各種データ」より作成)

〈図4-2 実質労働生産性上昇率〉



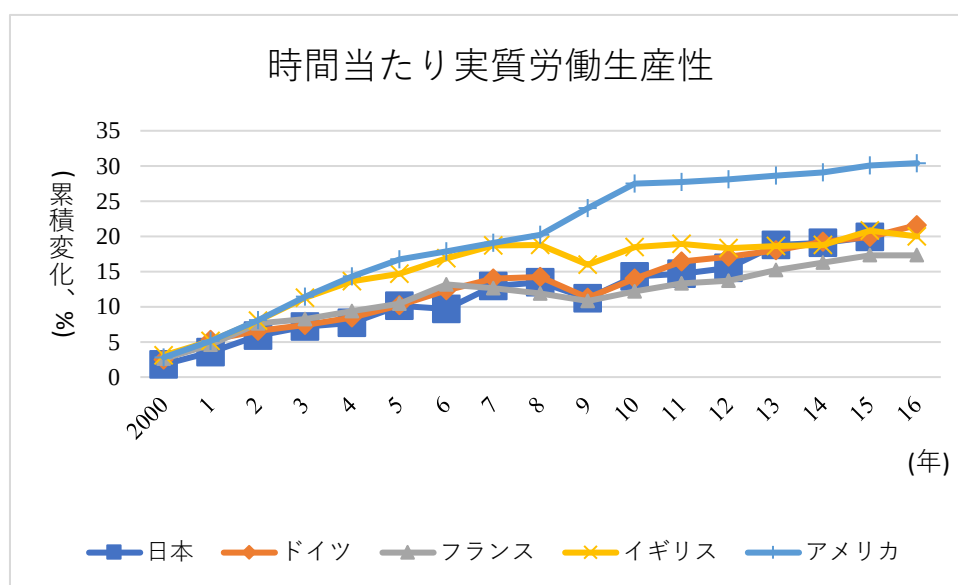
(出典：日本生産性本部「生産性に関する統計・各種データ」より作成)

1-3. 労働指標の国際比較

内閣府とOECDのデータから労働生産性(図4-3)等の数値を比較したところ、全体的な傾向はドイツと近いものの、ドイツの実質賃金(図4-5)は上昇している点が異なる。日本の時間当たり実質賃金は2000年から現在にかけてアメリカやイギリスよりも伸びが小さく、労働分配率(図4-4)はフランス、イギリスは上昇したのに対し日本、ドイツ、アメリカは低下傾向にあった。

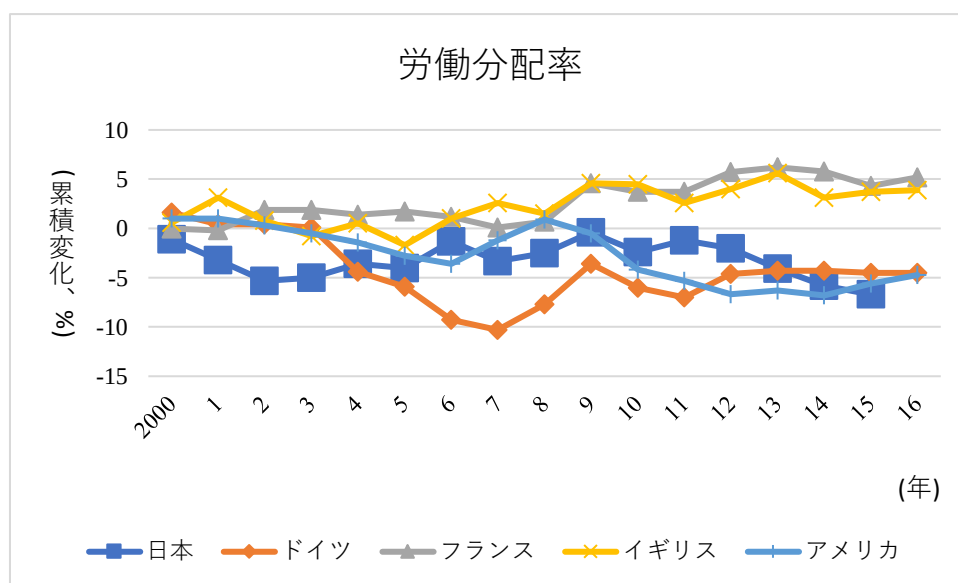
労働生産性を変化させる要素を調べると、実質GDP、雇用者数(図4-6)は先に挙げた4か国と似た推移で、労働時間(図4-7)は日本のみ2010年頃から減少している。一般に非正規労働者の労働時間は正規労働者に比べ短い場合が多い。ここから非正規労働者の増加が実質賃金の推移に関係すると考え、3節で原因を詳しく探ることとする。

〈図4-3 時間当たり実質労働生産性〉



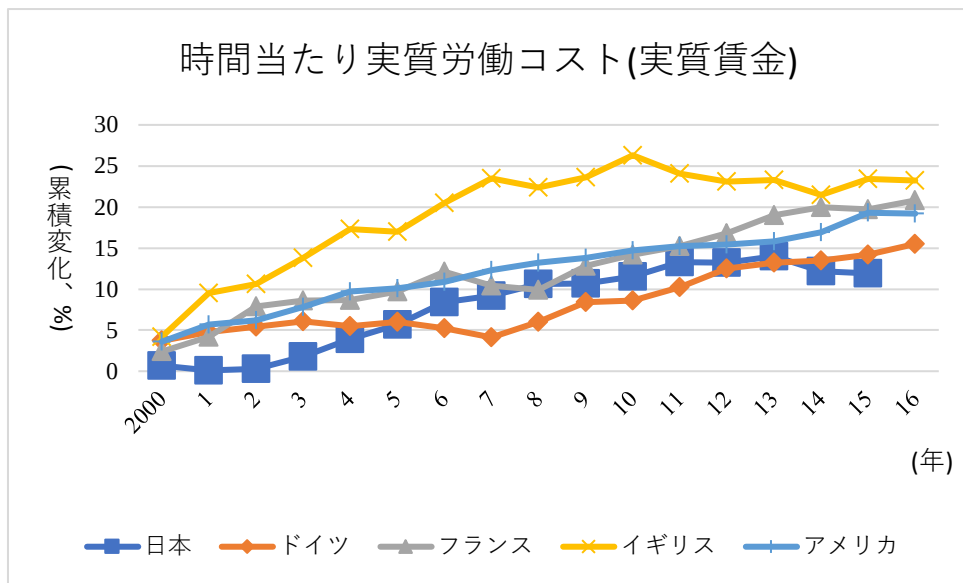
(出典：内閣府「令和元年度 年次経済財政報告」より作成)

〈図4-4 労働分配率〉



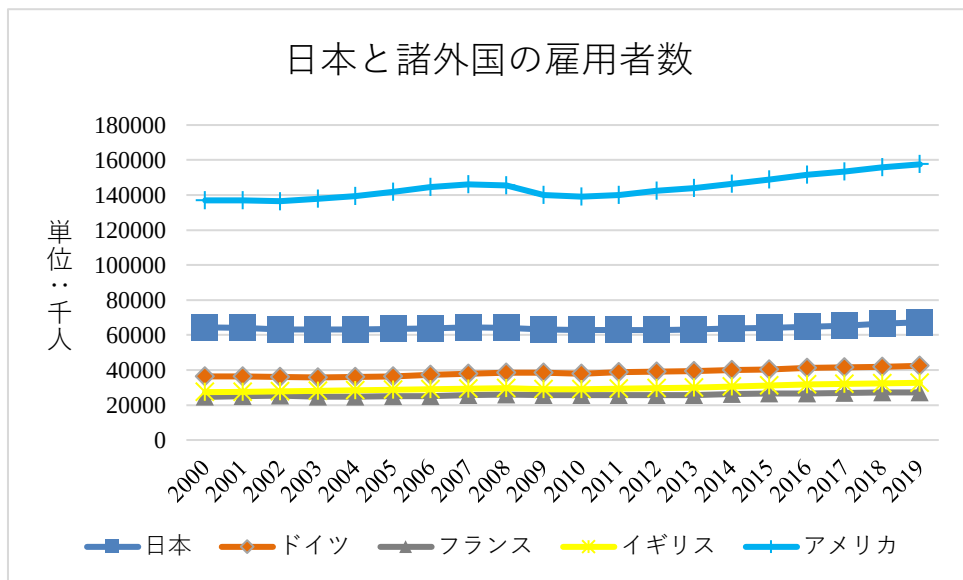
(出典：内閣府「令和元年度 年次経済財政報告」より作成)

〈図4-5 時間当たり実質労働コスト(実質賃金)〉



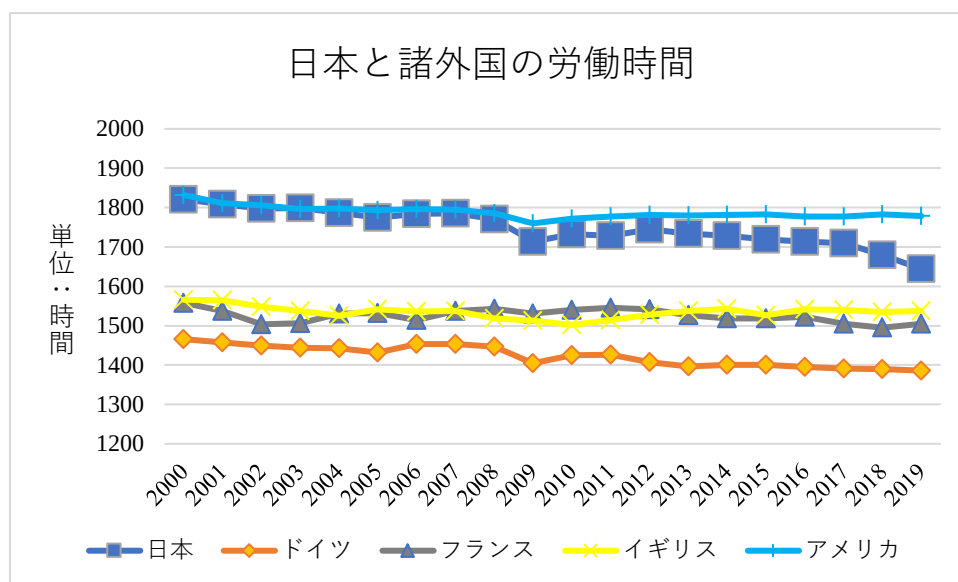
(出典：内閣府「令和元年度 年次経済財政報告」より作成)

〈図4-6 日本と諸外国の雇用者数〉



(OECD「OECD.STAT」より作成)

〈図4-7 日本と諸外国の労働時間〉



(OECD「OECD Data」より作成)

2. 付加価値の推移

2-1. 企業の付加価値

付加価値労働生産性は付加価値以外の条件が一定であれば、付加価値が大きいほど付加価値労働生産性が大きくなる。単純化のために2節では労働者数、労働時間は一定であると仮定し、付加価値を詳しく見る。付加価値は企業から見たものとマクロ経済から見たもので内訳が異なるため、二つの側面から考察する。

はじめに「人件費」が含まれる「付加価値」及び「人件費」の内訳⁶、つまり企業の面から見る(図4-8)。

付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋営業純益

2006年度調査以前：人件費＝役員給与＋従業員給与（従業員賞与を含む）＋福利厚生費

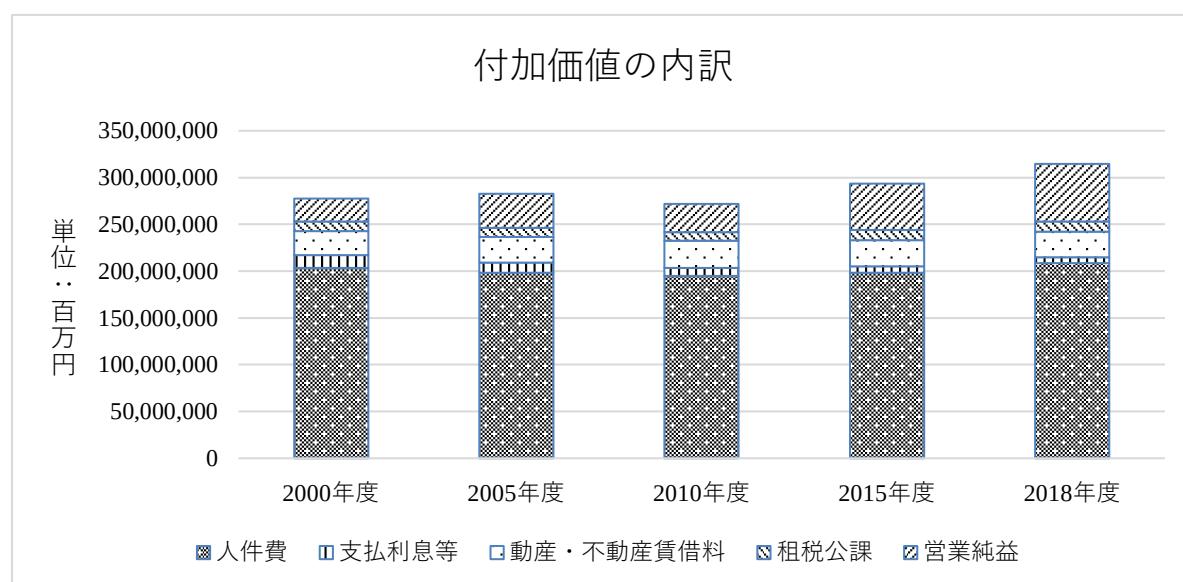
2007年度調査以降：人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費⁷

⁶ 内訳：財務総合政策研究所、統計：法人企業統計調査をもとに筆者作成

⁷ 役員賞与は、2006年度調査以前では利益処分項目として調査を行っていたが、2007年度調査以降は費用項目として調査を行っている。また、従業員賞与は、2006年度調査以前では従業員給与に含めて調査を行っていたが、2007年度調査以降は従業員給与に含めず単独項目として調査を行っている(財務総合政策研究所参照)。

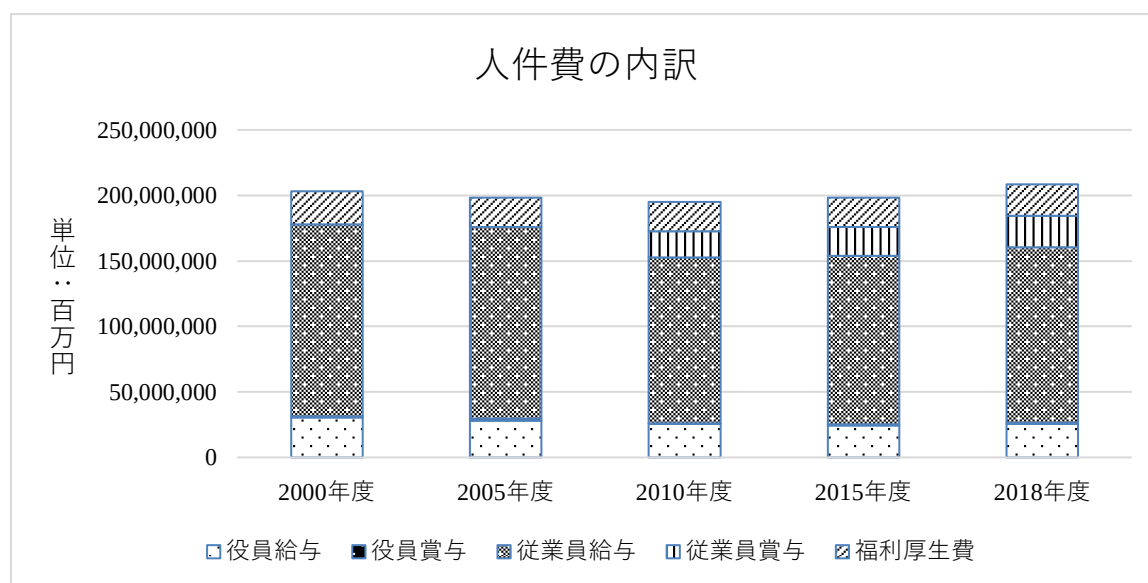
付加価値の内訳は人件費がウェイトを占めており、近年は営業純益⁸の割合が高くなっている。人件費は緩やかに増加している一方で営業純益は20年で約2倍に増加したことから、2000年と比較して資金を貯めているという仮説が立つ。人件費の内訳に焦点を当てると、従業員給与と役員給与の増加率に差はないため、従業員・役員の給与格差は拡大していない（図4-9）。

〈図4-8 付加価値の内訳〉



（出典：e-Stat「法人企業統計調査」より作成）

〈図4-9 人件費の内訳〉



（出典：e-Stat「法人企業統計調査」より作成）

⁸ 営業利益から支払利息等を引いたもの（財務総合政策研究所参照）

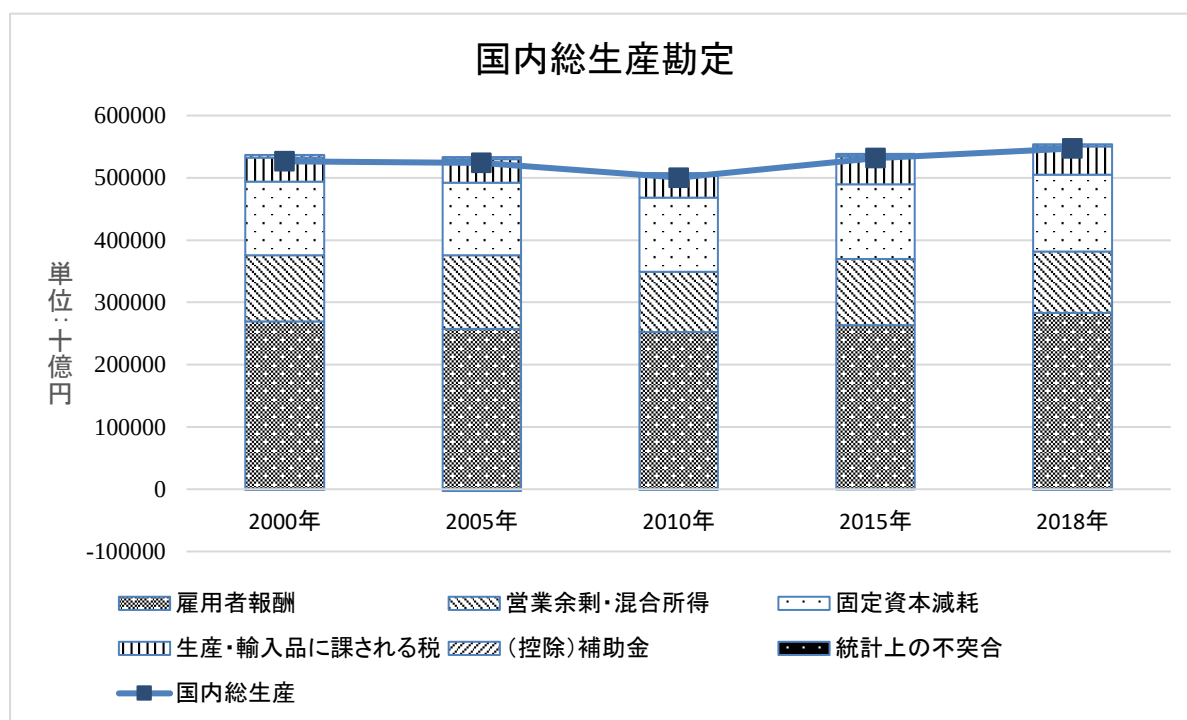
2-2. 国全体の付加価値

次に「雇用者報酬」が含まれる「国内総生産」の内訳⁹、つまりマクロ経済の面から見る（図4-10）。

国内総生産=雇用者報酬+営業余剰・混合所得+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税-補助金+統計上の不突合。¹⁰

国内総生産は20年で3%上昇し、内訳を見ると雇用者報酬、固定資本減耗の増加率が特に高い。しかし付加価値の推移ほど利益に変化が見られない。そのため、2000年と比較して資本を貯めているという仮説は、ここでは当てはまらない。

〈図4-10 国内総生産勘定〉



（出典：e-Stat「国民経済計算」より作成）

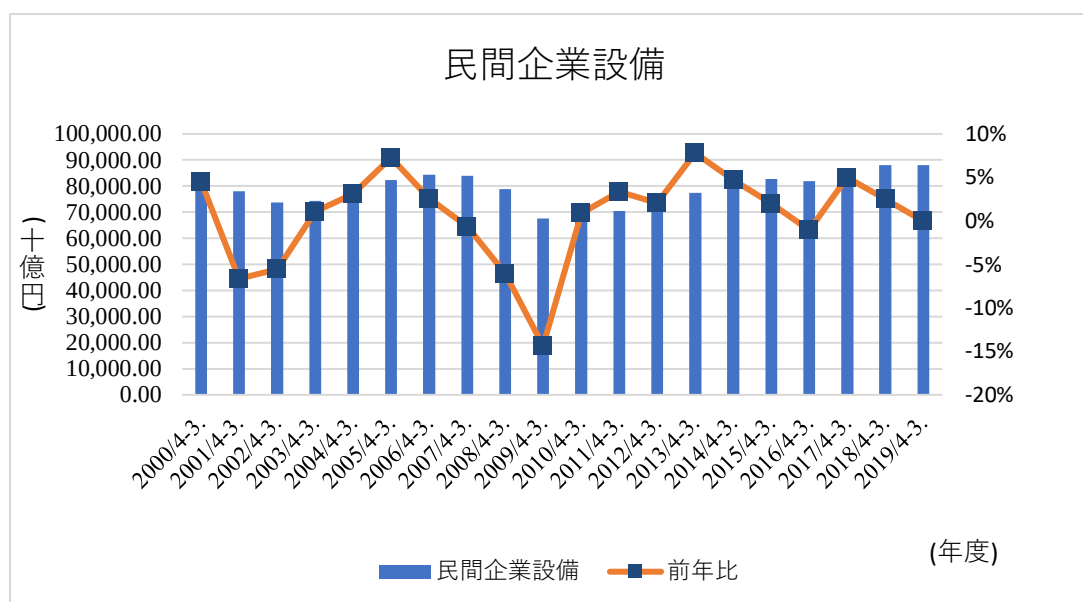
2-3. 民間設備投資

民間の設備投資は、大きな増加はない一方リーマンショック前から減少が続くなど何度も増減を繰り返しており、先の付加価値のグラフと傾向に相違はない。近年の前年比を見ると2017年以降プラスで推移している（図4-11）。

⁹ 内訳：内閣府参照 統計：国民経済計算をもとに筆者作成

¹⁰ 内閣府参照

<図4-11 民間企業設備>



(出典：e-stat「国民経済計算」より作成)

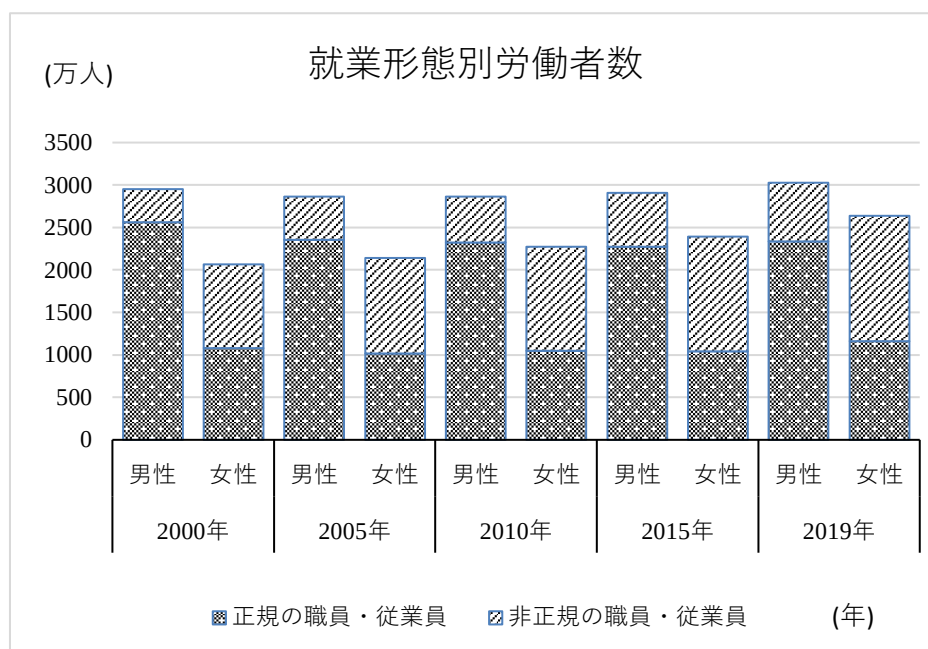
3. 労働環境の変化

3-1. 日本の労働者数

1節の国際比較から、非正規労働者の増加が諸外国の指標と異なる推移になる原因だという仮説を立てた。非正規労働者数は2000年では1064万人、2019年は2165万人とおよそ倍に増加し、雇用者に占める割合も22%から38%へ大幅に上昇した。名目賃金が上がらない要因に非正規雇用者の増加が関わるか判断するため、毎月勤労統計調査の調査結果を用いて、一般労働者、パートタイム労働者の労働者数や所定内労働時間の推移から労働環境の動向を推測する。

次の図は就業形態別に見た労働者数である(図4-12)。各年にグラフは2本あり、左側が男性、右側が女性の労働者数を表している。男性は正規の職員・従業員が漸減、非正規の職員・従業員は年々増加し、労働者数の合計は変化していない。一方女性は正規、非正規の職員・従業員がともに増加を続け、とりわけ非正規の職員・従業員は2000年と比べ50%増加し、労働者数の合計も押し上げている。女性の正規の職員・従業員、非正規の職員・従業員は2000年に同じ水準だったが、2019年では非正規の職員・従業員の方が約300万人多くなっている。以上から名目賃金が目減りしているのは、女性の非正規雇用者が増加しているためと考えられる。

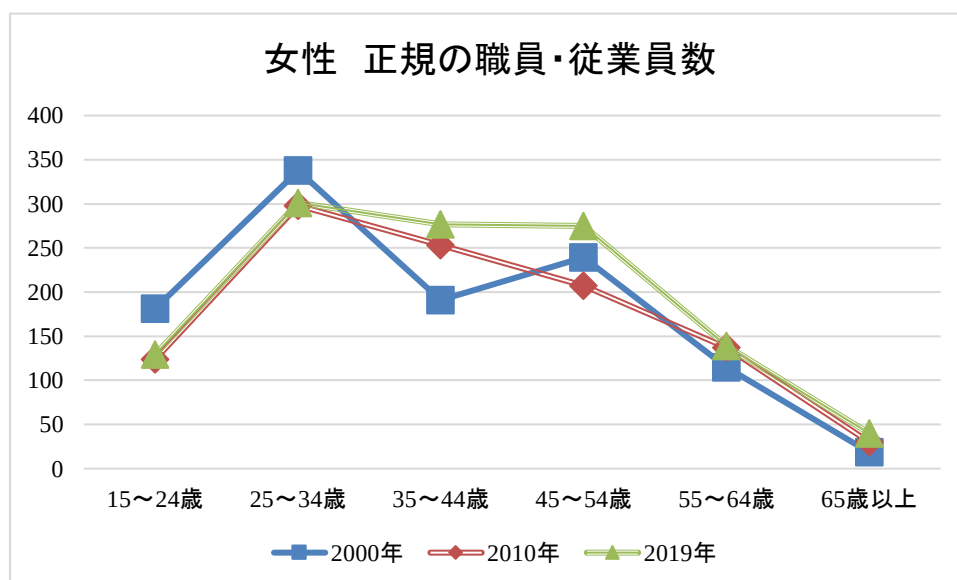
〈図4-12 就業形態別労働者数〉



(e-stat「労働力調査」より作成)

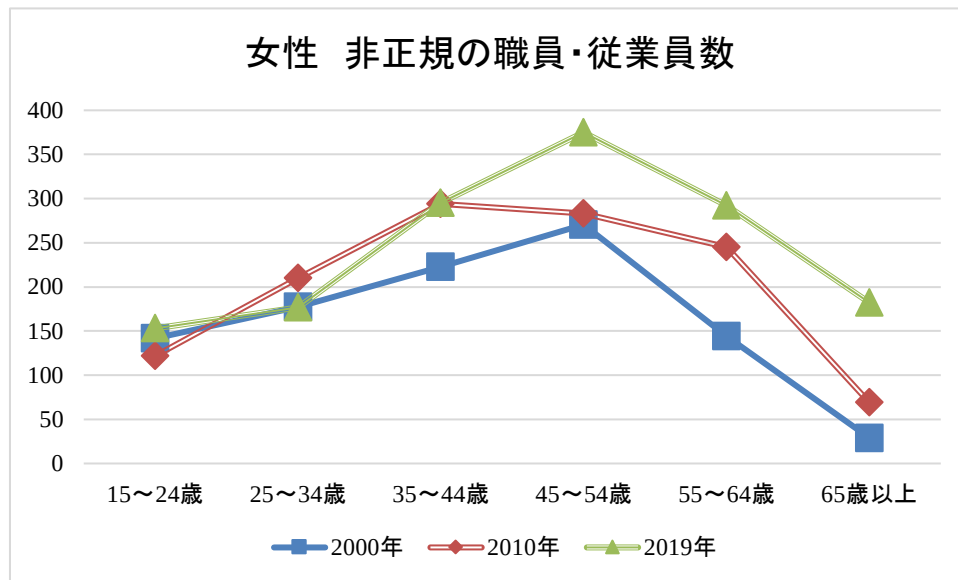
2000年から現在までの間に女性の推移が大きく変化したため、対象を女性に絞り年齢カーブで表した労働者数を見る。正規の職員・従業員数は年を経るごとにM字カーブが解消しているが、年齢によって増減が異なる。10、20代は2000年が最も多く、30代から上は一貫して増加している(図4-13)。非正規の職員・従業員数は全体的に増加しており、45歳以上の増加が著しい。2000年は多くの人の定年が60歳頃であり、45～55歳から55～64歳にかけて労働者数が半減する傾向にあった。一方、2019年は変化率約0.7倍と定年延長が進んでいると読み取ることができる。以上から、非正規労働者が急増した背景には40代以降の労働市場参入が大きく起因していることが分かった(図4-14)。

〈図4-13 女性 正規の職員・従業員〉



(e-stat「労働力調査」より作成)

〈図4-14 女性 非正規の職員・従業員〉

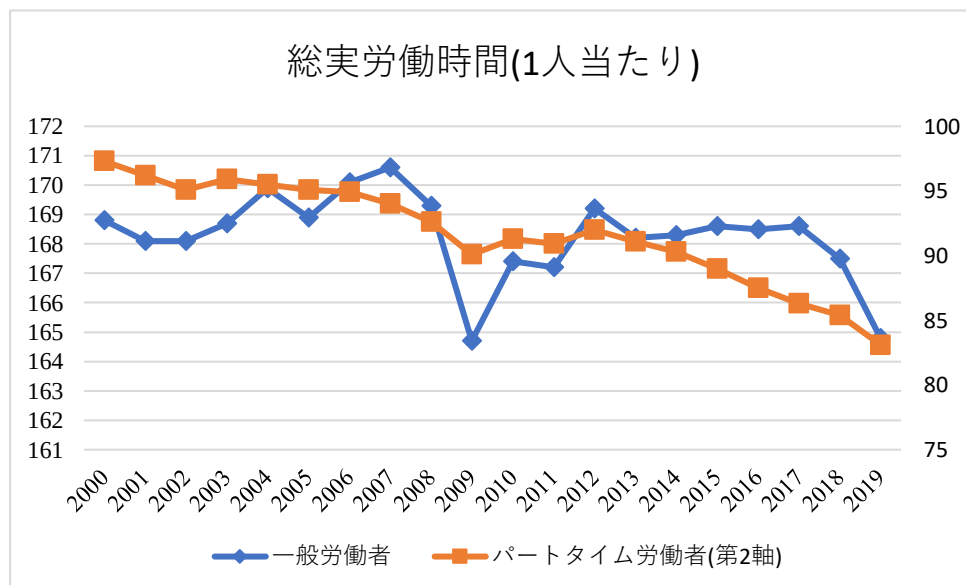


(e-stat「労働力調査」より作成)

3-2. 日本の労働時間

次に労働時間を見る。1カ月の労働時間では、一般労働者は±2時間ほどの増減を繰り返し、リーマンショック後は2000年の水準を保っている。パートタイム労働者は20年で15%減少した。この要因として、テレワークや機械化による効率化、短時間労働者の増加によって平均が引き下げられたと考える(図4-15)

〈図4-15 総実労働時間〉



(e-stat「毎月勤労統計調査」より作成)

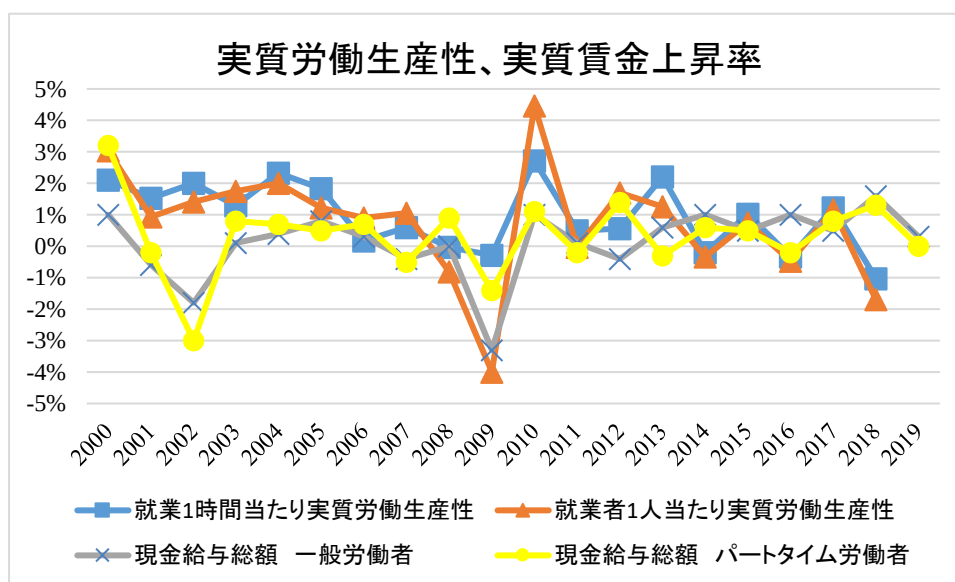
4. 労働生産性と賃金の関係性

4-1. 賃金推移の比較

ここまで労働生産性の計算式に含まれる付加価値、労働者数及び労働時間、そして賃金を見ることで、労働生産性が上昇している一方で賃金が低下している原因は非正規労働者の増加にある、という仮説を立てた。この章の総括として、賃金と労働生産性の推移の比較を行う。賃金について、2章では名目及び実質賃金の推移と就業形態別労働者数のグラフを並べることによって賃金が減って見えていると示した。ここでは実質賃金と労働生産性の変化率を比較する。

2000年代前半は実質賃金が激減、後半では就業者1人当たり実質労働生産性、一般労働者の実質賃金が激減した。2010年代は2000年代のような大きな変化は見られないが、就業者1人当たり実質労働生産性、パートタイム労働者の実質賃金の減少が何度もあった。とりわけパートタイム労働者の増加によって就業者1人当たり実質労働生産性が不安定であり、リーマンショックを過ぎた2010年代であっても物価を加味したパートタイム労働者の賃金は一般労働者より減少が多いと推測できる(図4-16)。なお業種や年代別の業況は把握していないため、今後の課題とする。

〈図4-16 実質労働生産性、実質賃金上昇率〉



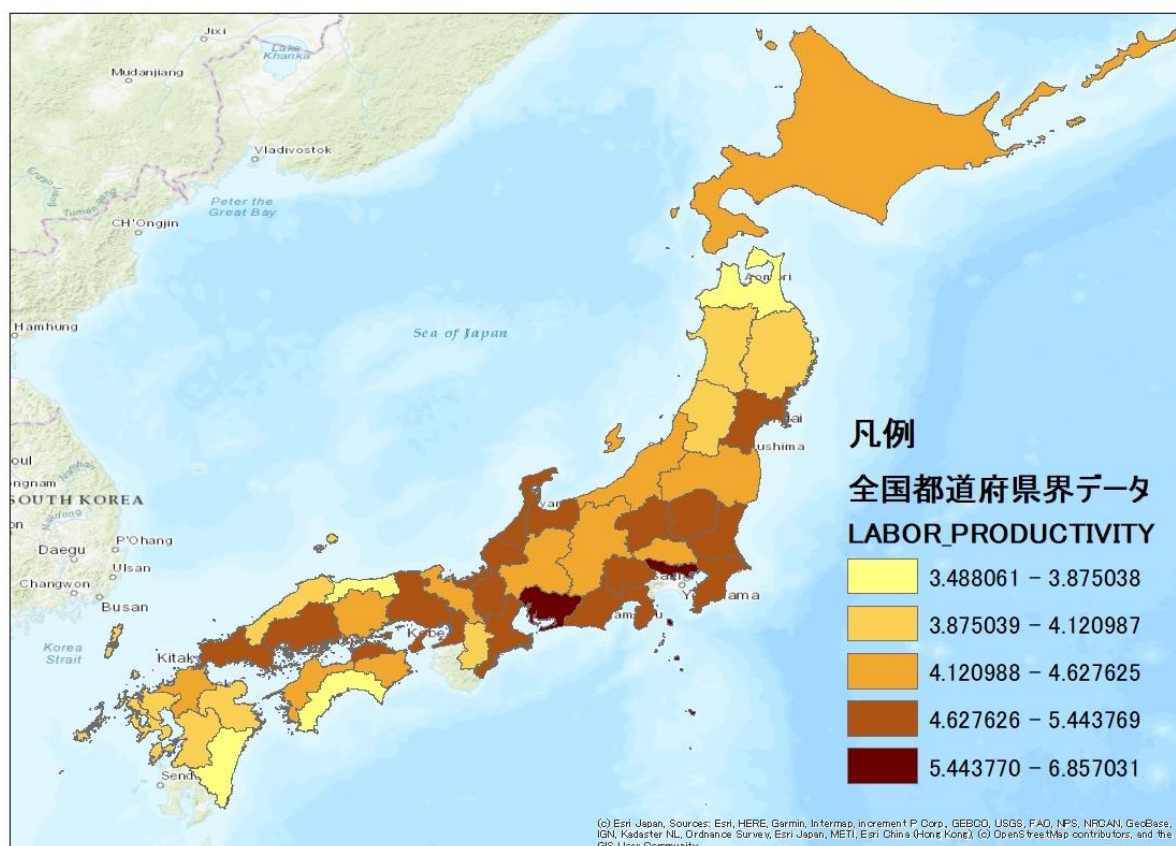
(出典：日本生産性本部「生産性に関する統計・各種データ」、e-stat「毎月勤労統計調査」より作成)

4-2. 都道府県別の労働生産性

最後にArcMapを用いて、都道府県別の労働生産性を示す(図4-15)。経済センサスの都道府県別データを用いて付加価値を従業者数で割り、従業者1人当たりの労働生産性を日本地図に

表した。地域別の細かい比較は割愛するが、大都市のある件ほど労働生産性が高いという傾向がある一方、青森県や鳥取県など、近隣の都道府県と異なる水準も散見されることが分かった。5章の最低賃金に関する地域比較を読むにあたり参考になれば幸いである。

〈図4-17 都道府県別の労働生産性〉



(出典：e-stat「経済センサス 活動調査」よりArcMapを用いて作成)

おわりに

この4章を通して、いくつかの経済危機や変化によって日本の賃金と労働生産性、すなわち付加価値・労働時間・労働者数が変化していることを表すことができた。社会は変わり続け、付加価値は増加を続けているが今後増加する保証はない。そのため今まで通り、昨日と同じ活動をしていると立ち行かなくなるだろう。労働者数の減少にも平均賃金の低下もデータを見ることで理由が出た。同様の作業である必要はないが、学生、労働者問わず自分、日本、そして世界が豊かであり続ける方法を考え、将来のあらゆることに対応できる素地を作る。漠然と生産性を上げようと動くのではなく、どうすれば今より良くなるか模索し続け、行動し続けることこそが求められる。

参考文献リスト

[1]OECD「OECD.Stat Short-Term Labour Market Statistics : Employed Population」

アクセス日：2020年8月28日

<https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=STLABOUR>

[2]OECD「OECD.Data Employment - Hours worked」 アクセス日：2020年8月28日

<https://data.oecd.org/emp/hours-worked.htm>

[3]クラウドソーシングTIMES「労働生産性の計算式とは？算出方法や改善するためのポイントを解説！」 アクセス日：2020年6月8日

<https://crowdworks.jp/times/efficiency/2739>

[4]公益財団法人日本生産性本部「生産性とは」 アクセス日：2020年6月8日

<https://www.jpc-net.jp/movement/productivity.html>

[5]公益財団法人日本生産性本部「生産性に関する統計・各種データ」 アクセス日：2020年6月18日

<https://www.jpc-net.jp/research/rd/db/>

[6]厚生労働省「毎月勤労統計調査で使用されている主な用語の説明」 アクセス日：2020年11月6日

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/yougo-01.html>

[7]厚生労働省 毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） アクセス日：2020年9月26日

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

[8]財務総合政策研究所「キーワードで見る法人企業統計「付加価値率」」 アクセス日：2020年6月30日

https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/keyword/keyword_10.htm

[9]政府統計の総合窓口（e-Stat）「経済センサス - 活動調査 / 平成28年経済センサスー活動調査 / 事業所に関する集計 産業横断的集計 全国結果 表番号1-2」 アクセス日：2020年1月23日

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200553&tstat=000001095895&cycle=0&tclass1=000001106235&tclass2=000001106275&tclass3=000001114495&stat_infid=000031725043&tclass4val=0

[10]政府統計の総合窓口（e-Stat）「国民経済計算 / 国民経済計算年次推計 / 平成23年基準 平成30（2018）年度年次推計 フロー編」 アクセス日：2020年10月12日

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=%E3%83%95%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%80%80%E5%9B%BD%E5%86%85%E7%B7%8F%E7%94%9F%E7%94%A3%E5%8B%98%E5%AE%9A&sort=year_month%20desc&layout=dataset&toukei=00100409&stat_infid=000031899194&metadata=1&data=1

[11]政府統計の総合窓口（e-Stat）「国民経済計算 / 四半期別GDP速報 / 最新値 1次速報値 国内総生産（支出側）及び各需要項目名目年度実額 2020年7～9月期」 アクセス日：2020年11月26日

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=%E4%BC%81%E6%A5%AD%E8%A8%AD%E5%82%99&layout=dataset&toukei=00100409&stat_infid=000032023510&file_type=1&metadata=1&data=1

[12]政府統計の総合窓口（e-Stat）「法人企業統計調査 時系列データ 金融業、保険業以外の業種（原数値）」 アクセス日：2020年6月8日

<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003060791>

[13]政府統計の総合窓口（e-Stat）「毎月 勤労統計調査 実数・指数累積データ」 アクセス日：2020年10月9日

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&query=%E9%95%B7%E6%9C%9F%E6%99%82%E7%B3%BB%E5%88%97&layout=dataset&statdisp_id=0003140394

[14]政府統計の総合窓口（e-Stat）「労働力調査 特別調査 報告書掲載表（～2001年8月）」 アクセス日：2020年9月24日

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200531&tstat=000000110001&cycle=1&tclass1=000001062127&tclass2=000001062128&tclass3val=0>

[15]政府統計の総合窓口（e-Stat）「労働力調査 詳細集計 全都道府県 長期時系列データ」 アクセス日：2020年9月24日

https://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.html#hyo_9

[16]内閣府「2018年度年次推計 参考資料※令和2年6月発行「平成30年度国民経済計算年報」
掲載資料 国民経済計算体系の解説」5頁 アクセス日：2020年7月13日

https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h30/sankou/pdf/system.pdf

[17]内閣府「国民経済計算推計手法解説書（年次推計編）平成23年基準版 第3章 国内総生産(生産側)の推計」3頁 アクセス日：2020年7月12日

https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/pdf/chap_3.pdf

[18]内閣府「令和元年度 年次経済財政報告」 第1章 第3節 人手不足と生産性、賃金、物価の動向 アクセス日：2020年7月31日

<https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je19/h01-03.html#h010303>

[19]日経クロステック「提案に生かす決算書の読み方 第4回 キャッシュ・フロー計算書から事業の資金の流れをつかもう」アクセス日：2021年1月6日

<https://xtech.nikkei.com/it/article/COLUMN/20070727/278456/>

5 章 最低賃金の決定要因と賃金差縮小への助力

戸田羽泉 光主望 伊在井大生

はじめに

各家庭において金銭は衣服を買うこと、食糧を買うこと、住まいを得ることなどに利用されている。つまり、金銭は生活するために必ず必要なものであり、誰にとっても身近な存在である。人々はそのような重要なものを労働の対価として手に入れることが可能である。しかし、この時に貰える賃金は人によりけりである。ただし、受け取る賃金の下限は法律により決められている。端的に言うとなることが最低賃金であり、この賃金は地域によって異なる金額が設定されている。この賃金が全国一律ではないことを不思議だと考える人や不満がある人もいるだろう。このわだかまりを少しでも晴れるようにしたい。

そこで、最低賃金の適用範囲や決定要素を調べ、また所定内給与へ及ぼす影響があるのかを調べることにした。本章では生活費、産業の集積度の違いが最低賃金の決定に影響を与えているのかを調べている。さらに最低賃金の変化が男女の所定内給与に与える影響の違いはあるのかを考察する。

1. 最低賃金について

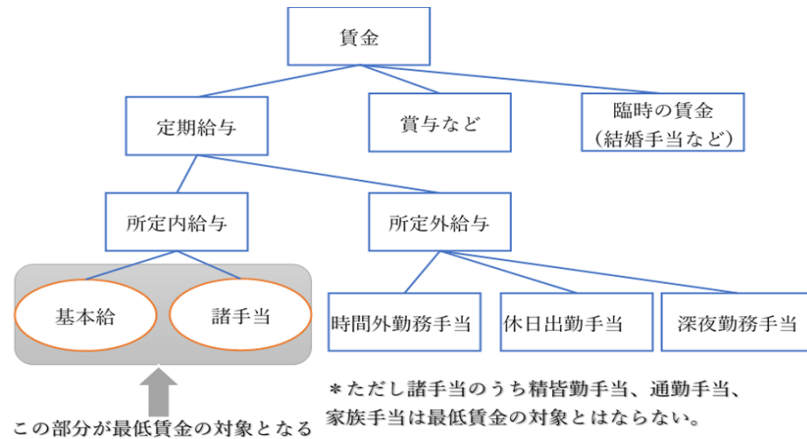
1-1. 最低賃金の目的・適用

最低賃金は最低賃金法の第一条により規定されている。この法律の第一条には「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的する。」と書かれている。

最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は雇用した労働者に定められた最低賃金額以上の賃金を支払う必要がある。ここで言う使用者と労働者は労働基準法で定められている。使用者は、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者」のことで、労働者は、「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」のことである。

最低賃金の対象となる賃金は所定内給与のことであるが、所定内給与の諸手当のうち最低賃金の対象にならないものもある。図 5-1 で対象の範囲を示している。また、もし使用者が最低賃金額以下の賃金を労働者に支払っている場合、使用者は罰則が科される。

＜図 5-1 最低賃金の対象となる賃金＞



出所 厚生労働省 最低賃金の対象となる賃金

1-2. 最低賃金の決定・改定

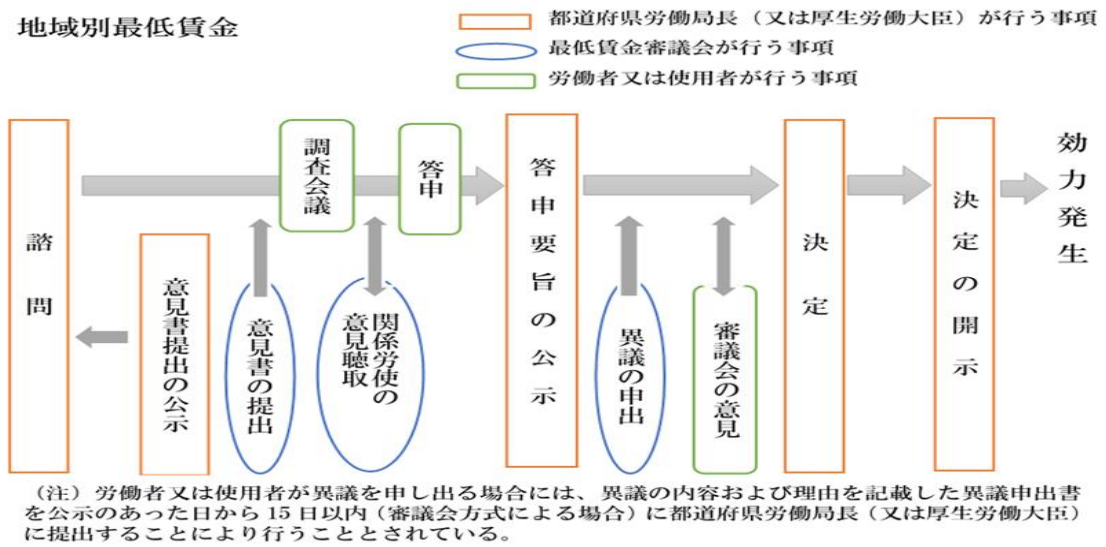
最低賃金は、公益・使用者・労働者の各代表が各同数の委員で構成される最低賃金審議会で、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にして審議を行い決定される。最低賃金には2種類あり、各都道府県に定められる地域別最低賃金と特定の産業ごとによって全国に課される特定最低賃金がある¹。

地域別最低賃金は、産業や職種に関係なく都道府県内で働くすべての労働者とその使用者に適用する最低賃金のため、全部で47の最低賃金額が定められている。これを決定するために、労働者の生計費、労働者の賃金、事業所の支払い能力の3つが勘案される。この賃金は毎年、中央賃金審議会が金額改定の引き上げ額の目安を提示して、それを地方最低賃金審議会でその目安を参考にして地方の実情に合わせて決定される。この詳細な流れが図5-2である。また、地方の実情を参考する際に、ランクという概念が利用される。ランクとは、都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA B C Dの4ランクに分けることである。令和元年度現在²、Aランクで埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪の6都府県、Bランクで茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島、の11府県、Cランクで北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡の14道県、Dランクで青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の16県となっている。また、令和元年度地域別最低賃金額改定の目安はAランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円である。¹

¹ もし、ある産業に両方のものが定められている時、その金額が高いものが適用される。

²令和2年度はコロナウイルスの影響により現行水準の維持が適当と判断されたため、これまでの最新の情報である令和元年度のものより引用している。

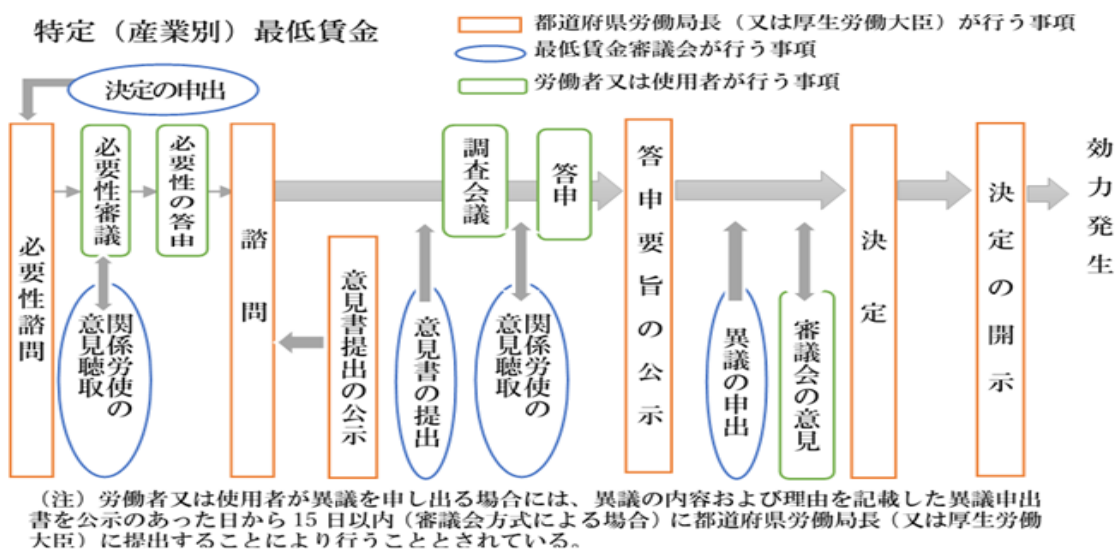
<図 5-2 地域別最低賃金の決定方法>



出所 厚生労働省 最低賃金に関する特設サイト 最低賃金の決め方は？

特定最低賃金は、特定の産業に設定される賃金である。都道府県で統一されているものではなく、同じ産業でも各都道府県で別々の特定最低賃金が設定されている。令和2年4月1日では全部で228件設定されていて、そのうちの全国非金属鉱業最低賃金の1件が厚生労働大臣により、全国を適用地域として定められている。この賃金は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会が必要と認めた場合に、この審議会の調査審議を通過して決定する。この詳細な流れが図5-3である

<図 5-3 特定（産業別）最低賃金の決定方法>



出所 厚生労働省 最低賃金に関する特設サイト 最低賃金の決め方は？

1-3. 最低賃金制度の労働者側と使用者側の見解の違い

労働者側は、最低賃金の引き上げの目的を賃金の低廉な労働者の労働条件の改善だけでなく、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争を確保して、国民経済の健全な発展を促すこと、そして、働き手が流出になっているDランクに位置付けられている都道府県の賃金を引き上げる必要があるとしている。また、地域間格差は最高額と最低額の金額差を縮めるべきでランク間差も是正するべきものとした。

使用者側は、最低賃金制度は賃金の低廉な労働者のセーフティーネットであって、賃金引き上げや消費の拡大を目的としたものではないとしている。合理的な根拠を明白にしない最低賃金の引き上げが続くと雇用や地域経済に重大な影響を与える。最低賃金の決定において、最低賃金法の第九条による、3要素を総合的に勘案することを求めている。

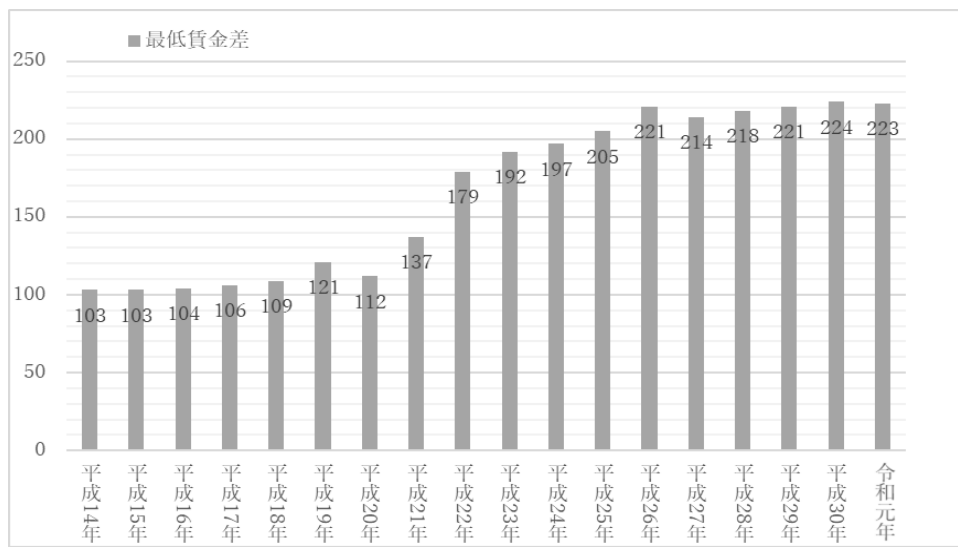
1-4. 最低賃金決定のための根拠

図5-2や図5-3で述べたように最低賃金は中央最低賃金審議会が示す地域別最低賃金改定の目安を参考にして、地方最低賃金審議会が最低賃金を決定する。また、決める際には各都道府県労働局の実施した『最低賃金に関する基礎調査結果』などをもとに作業実態、賃金実態等の視察、関係労使からの聞き取りから金額を検討するほか、当該地域の生計費、性、年齢階級、学卒初任給、労使間で協定した企業内の最低賃金、賃金階級別の労働者分布、決定しようとしている最低賃金額未満の賃金が支給されている労働者の数などを考慮して最低賃金が決定される。しかし、上記のどの統計がどの程度重視されているかは明らかではない。

2. 最低賃金差が発生するための要素

2-1. 現在の最低賃金差

＜図 5-4 最低賃金における賃金差＞



出所 厚生労働省「平成14年度から平成30年度までの地域別最低賃金改定状況」

上記の図は地域別最低賃金額の最高額と最低額の差であり、この差のことを最低賃金差とする。平成14年の賃金差は103円であったのが令和元年には223円となっており、最低賃金差は2倍以上に上昇している。途中で前年と比べて最低賃金差が縮まることもあったが、平成14年と比べて最低賃金差が増加していることは明白である。現在の最低賃金の賃金差が発生している状況を踏まえて、何故賃金差が発生するのかをここでは考える。

2-2. 最低賃金差が発生する要素

何かしらの物価が高い、もしくは安いことが賃金差の要因の一つでないかと考える。例えば、現在最低賃金が最も高い県は東京である。東京など首都圏で賃金が高い理由として住居費がほかの県と比べ高いことも最低賃金が高い一つの要因ではないのだろうか。

食料、住居、高熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽9費目のどの分野で都道府県ごとに差があるか全国消費実態調査を用いてここでは考える。そこで差がある分、都道府県毎の賃金にも影響が及ぼしているとする。また、ある程度物価が最低賃金に影響を与えることを前提とし、その考えが正しいかどうかを検証する。

〈表 5-1 費目毎の差〉

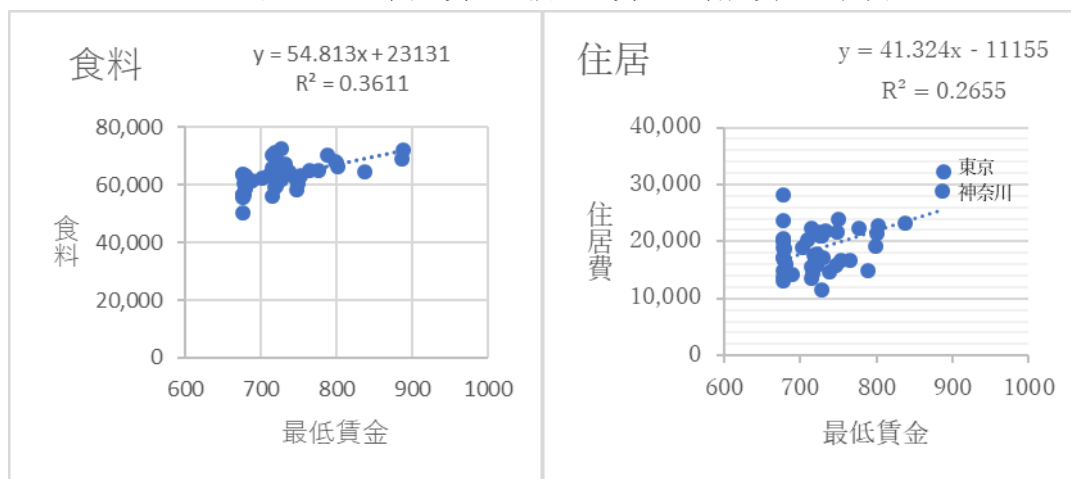
食料	Max:72,603	min:50,210	差:22,393
住居	Max:32,284	min:11,418	差:20,866
高熱・水道	Max:22,634	min:14,796	差:7,837
家具・家事用品	Max:11,935	min:6,612	差:5,323
被服及び履物	Max:14,814	min:5,553	差:9,261
保健医療	Max:11,794	min:6,811	差:4,983
交通・通信	Max:62,610	min:31,640	差:30,970
教育	Max:22,222	min:6,008	差:16,214
教養娯楽	Max:33,044	min:17,068	差:15,976

出所 総務省 全国消費実態調査 / 平成 26 年全国消費実態調査 / 全国 家計収支に関する結果 総世帯

費目毎に費用が最高値の都道府県と最低値の都道府県の差が大きければ大きいほど賃金差が発生する要因となるのではないかと考えている。だが実際に最低賃金に影響を与えるかは分からない。費用の差についてのみ考えてみると、差が大きいのは交通・通信費、食費や住居であり、これらが最低賃金に影響を与えているように見える。これが正しいことなのかを検証するために次のことを行う。

上記で挙げた 9 費目と最低賃金で比較し、相関がある場合には、例えば住居費が高ければ最低賃金が高い、住居費が低ければ最低賃金は低い、これが成り立っていると住居費は最低賃金に影響を及ぼしているといえる。また、今回全国消費実態調査は平成 26 年のものを使用しているため、最低賃金も平成 26 年のものを使用する。

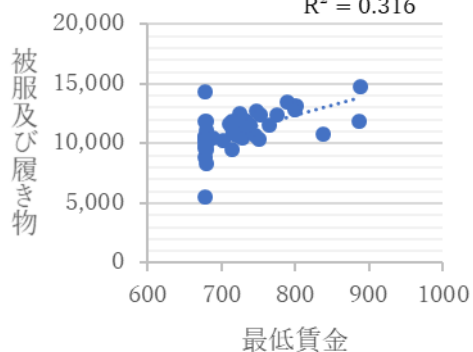
〈図 5-5 全国消費実態調査 9 費目と最低賃金の相関〉



被服及び履き物

$$y = 16.515x - 827.73$$

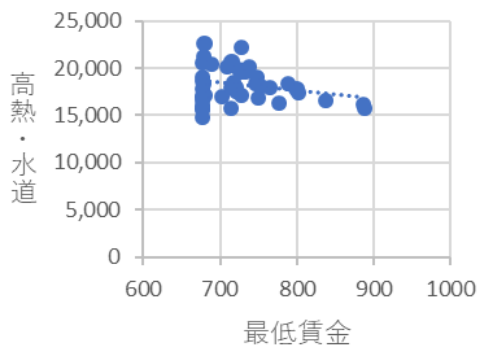
$$R^2 = 0.316$$



高熱・水道

$$y = -9.0049x + 24837$$

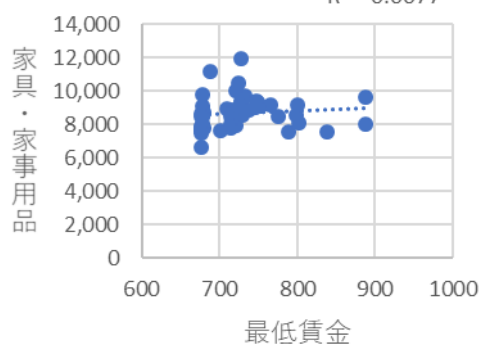
$$R^2 = 0.0623$$



家具・家事用品

$$y = 1.6196x + 7513.3$$

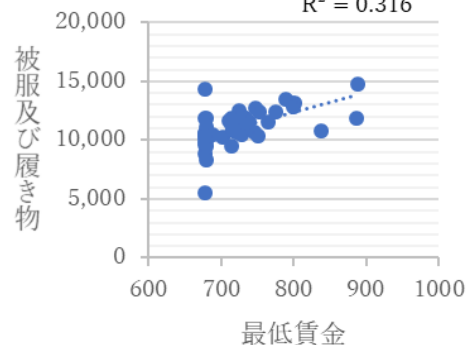
$$R^2 = 0.0077$$



被服及び履き物

$$y = 16.515x - 827.73$$

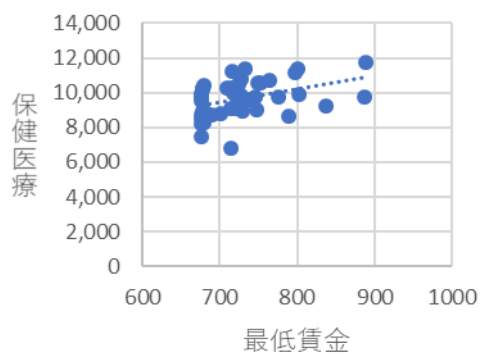
$$R^2 = 0.316$$



保健医療

$$y = 7.9096x + 3889$$

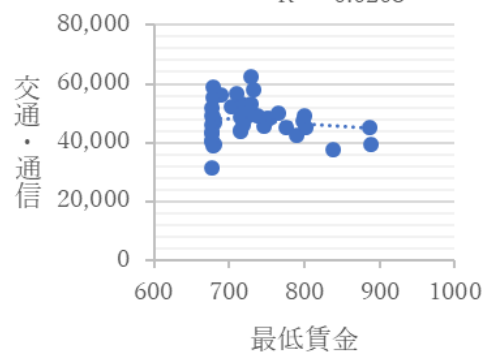
$$R^2 = 0.1675$$

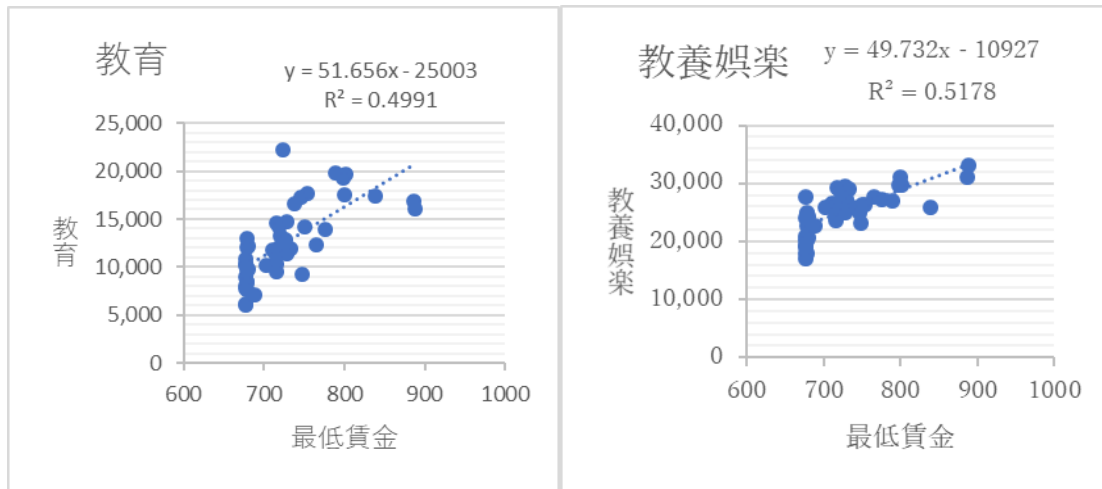


交通・通信

$$y = -15.936x + 59270$$

$$R^2 = 0.0203$$





出所 総務省統計局 平成 26 年全国消費実態調査
厚生労働省 平成 26 年度地域別最低賃金額答申状況

これらの散布図より正の相関があれば、9 費目は最低賃金に少なからず影響を与えているのではないかと考える。

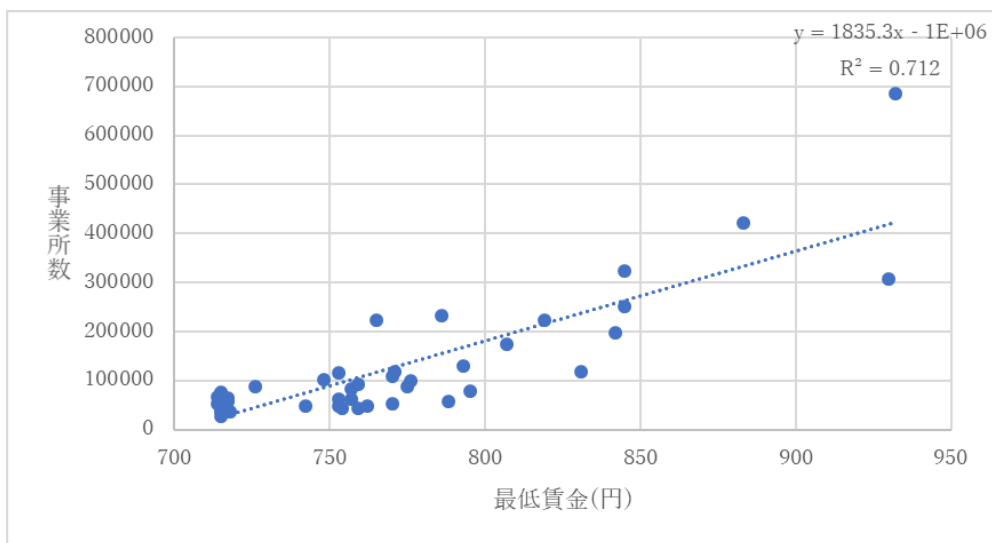
〈表 5-2 R2 乗値 (図 5-5) まとめ〉

食 料	0.3611	保 健 医 療	0.1675
住 居	0.2655	交 通 ・ 通 信	0.0203
高 熱 ・ 水 道	0.0623	教 育	0.4991
家具・家事用品	0.0077	教 養 娯 楽	0.5178
被服及び履物	0.316		

これらの値を見ると、教育と教養娯楽については正の相関がある程度あるため、最低賃金の高低に影響があると考えられる。ほかの費目は、弱い正の相関があるものもあれば、家具・家事用品や交通・通信のような相関がほとんどない費目もあり、これらについては最低賃金との関係はほぼないとする。また、相関の有無については 0.5 以上、もしくは 0.5 に近い数値であれば相関があると仮定する。

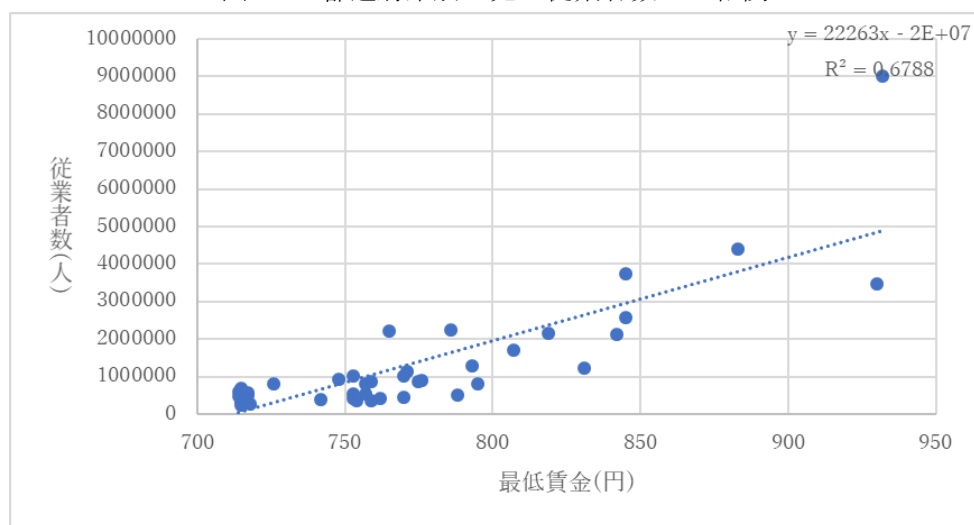
以下では最低賃金と事業所数・従業者数・付加価値額との相関をみる。平成 28 年経済センサス活動調査のデータを用いて事業所数、従業者数、付加価値額、すなわち、産業の集積度が最低賃金決定要因の一つなのではないかと仮定する。相関については上記と同様程度の数値であれば、相関があるとする。

<図 5-6 都道府県別に見た事業所との相関>



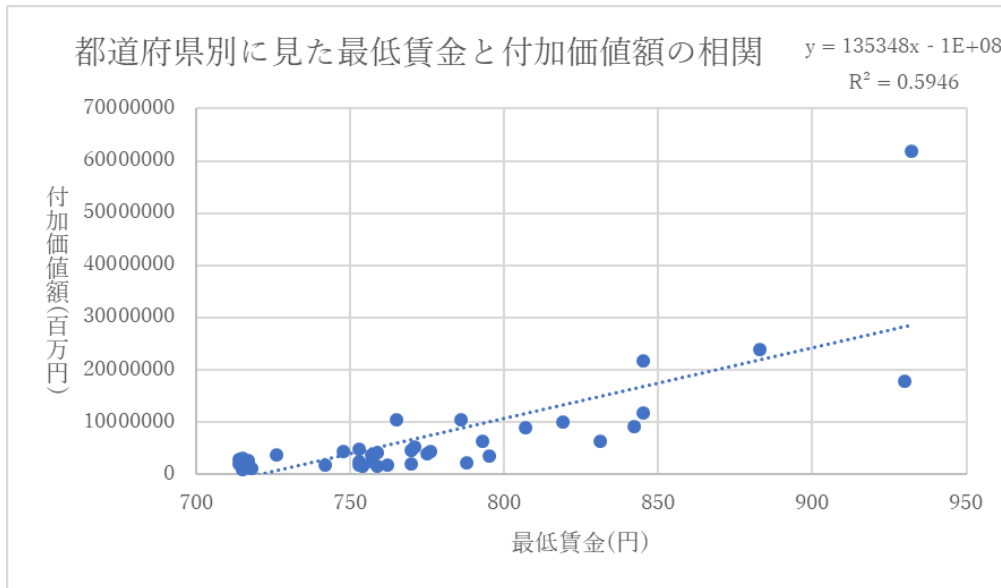
出所 平成 28 年経済センサス活動調査/平成 28 年最低賃金

<図 5-7 都道府県別に見た従業者数との相関>



出所 平成 28 年経済センサス活動調査/平成 28 年最低賃金

<図 5-8 都道府県別に見た付加価値額との相関>



出所 平成 28 年経済センサス活動調査/平成 28 年度最低賃金

図 5-6 から図 5-8 の 3 つの図からわかるように事業所数、従業者数、付加価値額と最低賃金の間には正の相関があると考えられる。また、事業所との相関、従業者との相関、付加価値額との相関、いずれも相関があると仮定した R^2 値を大きく上回っている。特に、事業所との相関、従業者数との相関は図 5-6、図 5-7 からわかるように、群を抜いて高い値であるため最低賃金の決定要因として関連性が非常に高いのではないかと考えられる。また、付加価値額に関しても前述の 2 つまではいかないものの相関があると考えられるため、最低賃金の決定要因として関連性があるのではないかと考えられる。

3. 最低賃金差がなくなることによる企業と国民への影響

現在、最低賃金は最も高い東京都(1013 円)と最も低い鳥取県など(792 円)で約 200 円の差がある。しかし、平成 30 年から令和元年に関しては 1 円だが最低賃金差は減少していることから、差については今後より減少する可能性もある。そのことから差が無くなることを想定し、最も高い値に統一された場合と最も低い値に統一された場合の 2 つの仮定をし、国民・企業にどのようなメリット・デメリットがあるか列挙する。この際、物価変動はないものとする。

3-1. 最低賃金が最も高い地域に統一された場合

全地域が最低賃金引き上げによって、最低賃金が最も高い東京と同額になったと仮定する。これによって国民にとってのメリットが 2 つある。1 つ目は東京以外の地域の人々はこ

れまでと比較して所得が増加するとともに、もとの最低賃金とのギャップ分のゆとりが生まれるため、今までよりも大きな消費ができるようになるということである。2つ目は都市部へと少しでも高い最低賃金を求めて行く必要が無くなるということである。東京などへの都市部一極が緩和され地元に残る人や地方に来る人が増えれば、その地域の発展も見込むことができる。

企業にとってのメリットは2つ存在する。1つ目は全国における最低賃金が低い県の賃金が上昇することで、県単位での消費が増加し、企業のサービスを多くの人が利用することで、地方企業の利潤も増加して地域経済がより活発化するということである。2つ目は賃金が上昇することで経営にマイナスの影響が起りうる企業が、そのタイミングで企業内部の不必要な設備投資などの経費を削るといったような、経営の見直しによる効率的な経営が行われる可能性があるということである。

一方でこれに伴うデメリットもある。中小規模の企業は最低賃金引上げによる賃金支払いの増加から、人員削減を行う可能性が生じる。これにうまく対処できなければ倒産などのリスクも予想される。さらに都市部など比較的大きな企業では地方の最低賃金増加によって地方にとどまる人材が増えると有用な人材が集まらず、都市部の更なる発展の妨げになる可能性も少なからずある。

国民としてはパートや派遣の働き口が増加するというメリットがあるものの、高い収入を得るために正社員を志望する者にとっては働き口が減少するためデメリットのほうが大きいと考えられる。

3-2. 最低賃金が最も低い地域に統一された場合

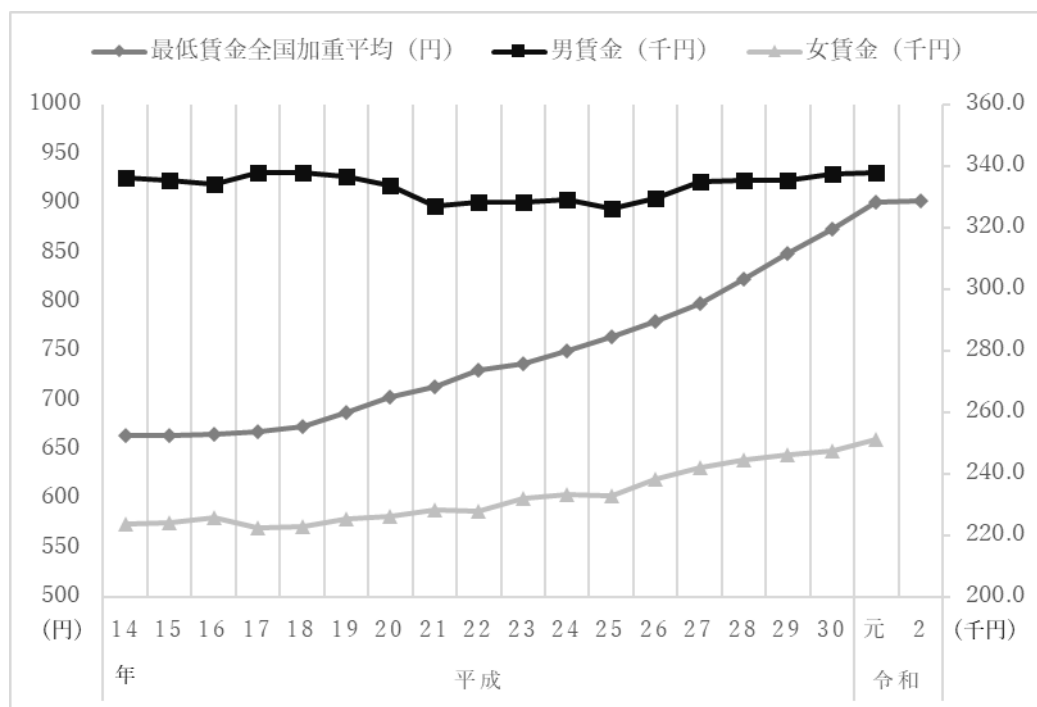
全地域が最低賃金引き下げにより最低賃金が最も低い鳥取などと同額になったと仮定する。これによる企業へのメリットが1つある。それはパートや派遣に支払う最低賃金額が減少するということである。東京であれば約200円の給与カットが可能になることになる。

国民にとってのデメリットが1つある。それはもともと高い水準にあった地域の最低所得が減少するということである。東京で生活しており、最低賃金で働いている人を例にして考えると、最低賃金が200円減額されることは、東京の物価の高さを加味するととても大きな痛手となり、生活が困難を極める可能性が高くなる。

4. 最低賃金上昇に伴う男女間格差の是正

4-1. 最低賃金と賃金推移の比較

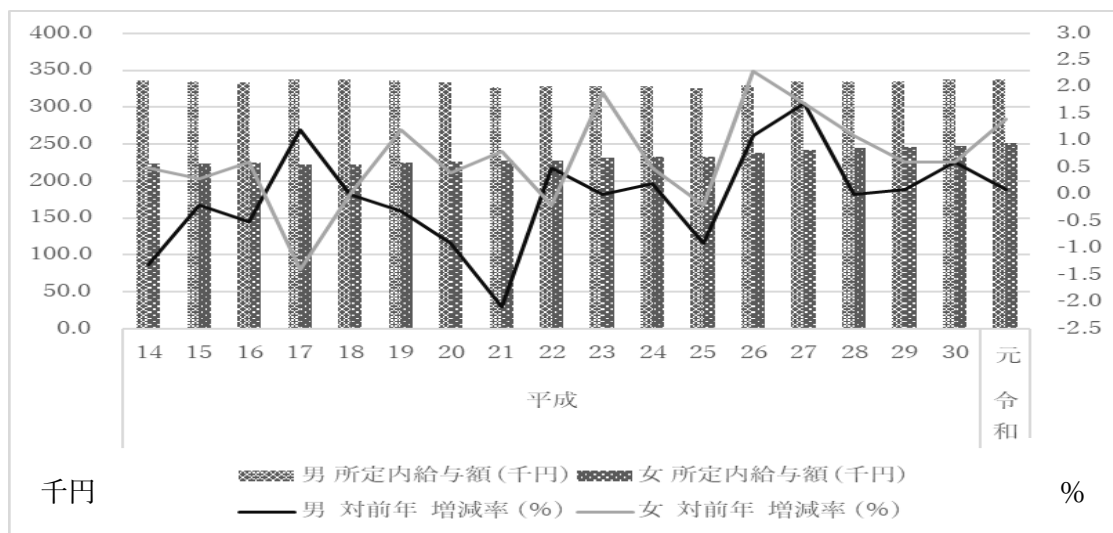
<図 5-9 最低賃金全国加重平均と男女別賃金>



出所：厚生労働省 平成 14 年度から令和元年度までの地域別最低賃金改定状況
令和元年賃金構造基本統計調査の概況 付表 7 性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金
格差の推移（昭和 51 年～）より筆者作成

この表の情報を前提としながら、他のデータも利用し分析を進めていく。また以下の文
中にある賃金は所定内賃金を指すものとする。

〈図 5-10 所定内給与額の推移〉



出所：賃金構造基本統計調査/時系列 所定内給与額の推移

始めに日本の男女所定内給与額の現状を見るために、図 5-10 から読み取れることを考えていく。男性の賃金は、平成 14 年から令和元年にかけて、横ばいになっている。一方で、女性の賃金は、なだらかな右肩上がりで平成 14 年の 223.6 千円が令和元年には 251 千円になっており、17 年間の間に 27.4 千円増加していて 1 年間に約 1611 円増えていることになる。男性は 17 年間で賃金が 1.8 千円増えており、一年間当たり約 106 円ずつ増えている計算になる。単純に考えると男女の賃金差は 1 年あたり 1505 円ずつ縮まっていることになる。

〈表 5-3 教育別、性別、年齢別による最低賃金労働者の構成 (%)〉

年	1982 年	2002 年
教育		
中卒	41.95	20.39
高卒	48.54	57.13
短大・高専卒	6.18	15.9
大卒	3.18	6.52
男女年齢別		
男性	24.54	26.54
15～19	3.87	2.38
20～24	6.75	5.99
25～29	3.31	4.14
30～39	2.94	3.51

40～49	1.84	2.26
50～59	2.35	2.87
60～	3.49	5.4
女性	75.46	73.46
15～19	4.02	2.57
20～24	9.29	7.62
25～29	6.16	6.43
30～39	19.69	13.28
40～49	20.27	18.44
50～59	11.8	17.35
60～	4.75	7.77

出所 川口 大司 (2009) 日本労働研究雑誌

「最低賃金労働者の属性と最低賃金引き上げの雇用への影響」

始めに表 5-3 のタイトルにもある最低賃金労働者について記述する。ここでは年収が最低賃金年収の最大値(年間労働日数の最大値)を下回る労働者と川口大司は定義づけているため、この定義を利用する。最低賃金を年収で表すのは『就業構造基本調査』が個人の年収で記載されており、それと比較しているため時給ベースである最低賃金を年収ベースにするため上記のような算式を用いている。

この表から男性・女性における最低賃金労働者の割合を見ると男性は 1982 年では 24.54%、2002 年は 26.54%となっているのに対して、女性は 1982 年だと 75.46%、2002 年 73.46%と最低賃金帯で働く男性は女性に比べ少ないことが分かる。このことから男性の賃金が横ばいである理由として、最低賃金帯で働く割合が少ないことが理由としてあげられる。各年代で見たとしても男性は全体の数%ずつしかおらず、最低賃金が男性の賃金に与える影響はわずかしがなく、表の推移が横ばいであることも納得できるはずである。

次に女性の最低賃金労働者の割合を見てみると女性は 1982 年では 75.46%、2002 年では 73.46%と最低賃金帯で働く人の割合が多いことがわかる。このことから女性の賃金上昇は最低賃金が大きく影響しており、非正規労働者が多く存在することでこのような結果になっているのではないかと考えられる。ただ、この表の資料は 2002 年のものであり、少し古いデータであるため、現在とは違う数値である可能性があるが、最低賃金が女性の賃金に影響を与えているという事実は変わっていないため、女性の賃金は上昇を続けているのではないかと考えられる。

<表 5-4 性別賃金及び男女間賃金格差の推移>

年	男女計		男		女		男女間賃金格差(男=100)
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	
2015	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2
2016	304.0	0	335.2	0	244.6	1.1	73.0
2017	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4
2018	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3
2019	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3

出所：株式会社法研（2020）週刊社会保障 April 2020 Volume74 No. 3068 p.p.19「男女の賃金格差は過去最小」（データ：令和元（2019）年賃金構造基本統計調査）¹

また、表 5-4 からわかるように、男性の賃金には大きな変化は見られない。それに比べ女性の賃金は増加傾向にある。そして、最低賃金も年々増加してきている。このような傾向から、女性の賃金が上昇してきた要因の 1 つとして、最低賃金が増加を続けていることがあげられるのではないだろうか。

表からわかるように男女間の賃金格差(男=100)は 74.3 で、前年の 73.3 から 1.1 ポイント縮小し、比較可能な 1976 年調査以降で賃金差は過去最小となった。また働き方改革による同一賃金同一労働が加わるとすれば、さらにこの傾向は強まるのではないかと考えられる。

4-2. 男女間の賃金格差の是正

山口一男が指摘する男女間の賃金格差の起きる最大の構成要素は正規雇用者内の賃金格差で、2 番目の要素は女性のほうが男性より非正規雇用割合が大きく年功賃金プレミアム¹がないことである。

賃金格差を是正するために必要なことは、男女の労働生産性格差の是正である。すなわち、企業が性別に関わりなく人材活用を行い、能力発揮に努めること、そして、女性負担の偏った家事や育児、女性の活用を阻む雇用慣行や社会の価値観を変える必要があるのである。

¹ 時間的拘束の多い総合職の正規雇用者には、高い年功賃金上昇率を当てはめる制度

5 まとめ

最低賃金の設定は都道府県で異なる。ここ十数年において最低賃金の最大値と最小値の差が広がっていた。その賃金差が起きる要因として産業の集積度の違いが関係しており、集積度を高くすることにより賃金は高くなる。これに加えて最低賃金が高い都道府県は教育費や教養娯楽費が高いことも一つの可能性として挙げられた。

また、最低賃金の上昇は男性への影響は小さいが、女性への影響は大きいという結果になった。最低賃金額付近で働く労働者の割合が大きく、最低賃金の上昇が起きることにより賃金は上昇するからだ。近年、男女間の賃金格差は縮小されており、最低賃金の上昇が格差解消の一翼を担っている。そして、女性の活躍しやすい環境を作る事でさらなる賃金差減少が可能になるだろう。

[参考文献]

- 1、中小企業庁 賃金の引上げに係る支援策について周知します
<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2016/160810hikiage.htm>
(参照：2020 年 7 月 2 日)
- 2、電子政府の総合窓口 e-Gov 中小企業基本法
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?openerCode=1&lawId=417AC0000000086_20200401_501AC0000000002#2
(参照：2020 年 7 月 2 日)
- 3、電子政府の総合窓口 e-Gov 会社法
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?openerCode=1&lawId=417AC0000000086_20200401_501AC0000000002#2
(参照：2020 年 7 月 5 日)
- 4、厚生労働省「平成 14 年度から平成 30 年度までの地域別最低賃金改定状況」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000541154.pdf>
(参照：2020 年 7 月 7 日)
- 5、総務省「全国消費実態調査 / 平成 26 年全国消費実態調査 / 全国 家計収支に関する結果 総世帯」 e-Start 政府統計の総合窓口
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200564&tstat=000001073908&cycle=0&tclass1=000001073965&tclass2=000001074840&tclass3=000001077457&stat_infid=000031346280
(参照：2020 年 7 月 7 日)
- 6、平成 28 年経済センサス-活動調査(確報)産業小分類、市町村、都道府県別のランキング
<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/pdf/rank.pdf>
(参照：2020 年 7 月 8 日)
- 7、厚生労働省 地域別最低賃金の全国一覧
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/minim michiran/
(参照：2020 年 7 月 21 日)
- 8、令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06020.html
(参照：2020 年 9 月 5 日)
- 9、令和 2 年度地域別最低賃金額改定の目安について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12604.html
(参照：2020 年 9 月 5 日)
- 10、厚生労働省「最低賃金の対象となる賃金」
(https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/ki_junkyoku/minimum/minimum-12.htm)
(参照：2020 年 9 月 2 日参照)

- 11、大阪労働基準部 賃金課（2014）「最低賃金はどのようにして決められているのですか？」
<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/library/osaka-roudoukyoku/H26/teirei/2606-TP2.pdf>
（参照：2020年8月30日）
- 12、玉田 桂子（2009）「最低賃金はどのように決まっているのか」
(<https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2009/12/pdf/016-028.pdf>)
（参照：2020年8月30日）
- 13、日本商工会議所（2019）「最低賃金引き上げの影響に関する調査」結果概要」
(<https://www.jccci.or.jp/saichinchosa-kekagaiyo.pdf>)
（参照：2020年10月1日）
- 14、厚生労働省（2019）「令和元年賃金構造基本統計調査 結果の概況」
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2019/index.html>)
（参照：2020年10月14日）
- 15、山口一男（2017）『働き方の男女不平等 理論と実証分析』日本経済新聞出版社
（参照：2020年11月5日）
- 16、川口 大司（2009）日本労働研究雑誌
「最低賃金労働者の属性と最低賃金 引き上げの雇用への影響」
(<https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2009/12/pdf/041-054.pdf>)
（参照：2020年11月5日）
- 17、厚生労働省「労働基準法第4条（男女同一賃金の原則）に関わる裁判例」
（https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/library/osaka-roudoukyoku/H24/kijyun/man_woman.pdf）
（参照：2020年11月18日）
- 18、都道府県労働局 雇用環境・均等部「改正女性活躍推進法が施行されます！」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000596891.pdf>)
（参照：2020年11月18日）

新型コロナウイルスによる札幌の観光業への影響

ー統計データとアンケート調査から考えられる札幌が行うべき政策ー

歌方凌河 大込陽太 熊田翔太郎 元沢敬介
尾形原野 廣川和果 小原竜一 鈴木聖矢

はじめに

新型コロナウイルスの感染が世界中で拡大する中、日本ではさまざまな業種に影響を及ぼしており、その中でも特に観光業に深刻な影響を与えている。札幌の観光業でもその影響は大きなものとなっている。外国人観光客は札幌の経済に大きな影響を与えているため、外国人観光客の客足の減少は、今後の札幌の経済に大きな影響を及ぼすと考えられる。本稿では、過去の訪日・来札外国人数の推移や特徴を調べた上で、新型コロナウイルス終息後に札幌でどのような対策が必要になるかを考えていく。

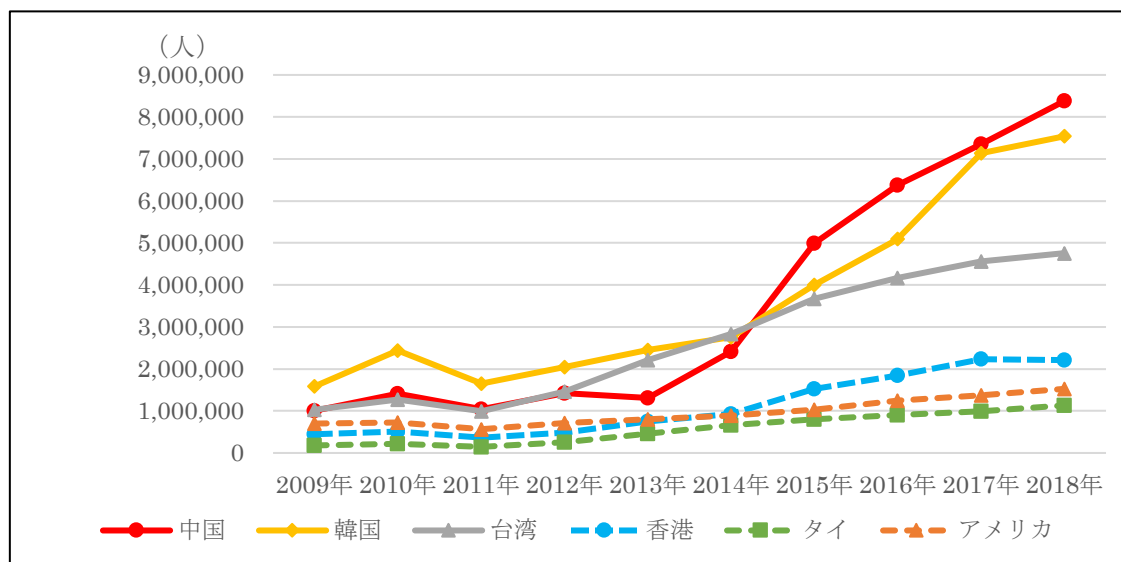
1. 観光客数の推移

1-1. 日本の観光客の推移

新型コロナウイルスの影響で訪日外国人は大幅に減少した。札幌は観光業に力を入れているため、新型コロナウイルスで受けた損失は深刻なものである。観光客は観光業の重大な要素であるため、観光客数を調査していく。

札幌の観光客数を調査するにあたり、グラフの煩雑さを避けるために調査の対象とする国を限定した。近年の来札観光客数の上位5カ国は中国、韓国、台湾、香港、タイとアジア圏が中心となっていた。そこで、この5カ国にアメリカを加えた6カ国を主に調査していく。まず、観光客数の現状を把握するために日本全体の観光客数の推移を見ていく。

<図1-1 訪日外国人数の推移>



出所：日本政府観光局（JNTO）

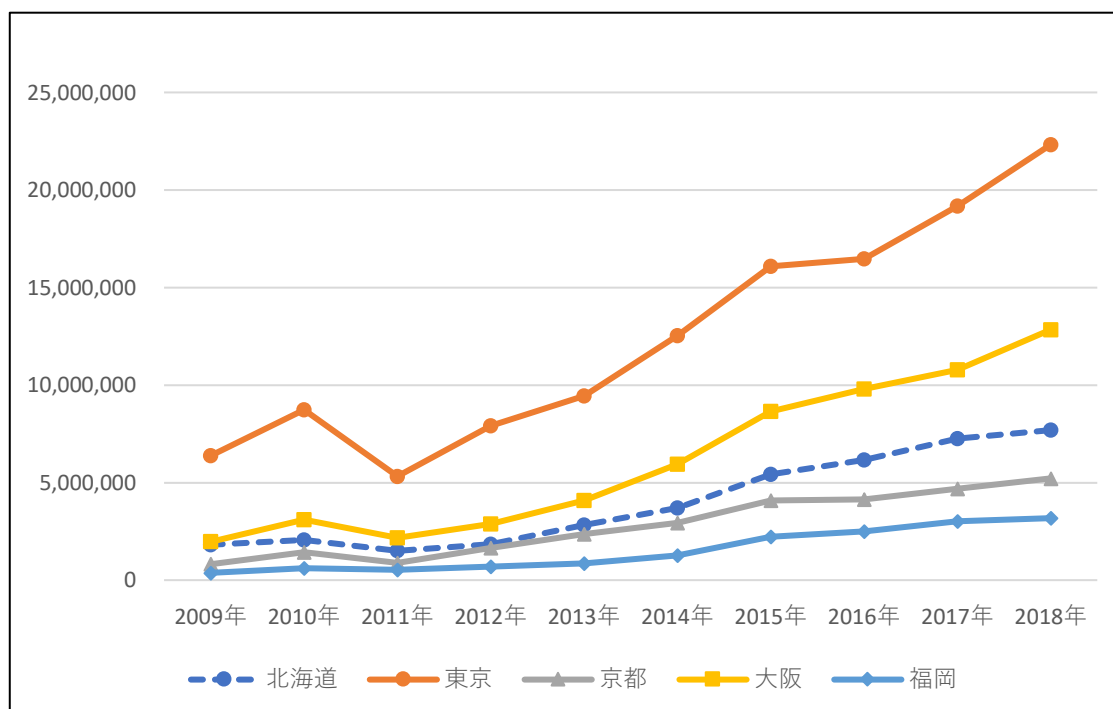
2018 年の訪日外国人数の合計は 3120 万人¹である。図 1-1 より、訪日外国人数は右上がりになっている。2012 年まではどの国も緩やかに増加している。しかし、2013 年から 2018 年にかけてはアメリカ、香港、タイの訪日外国人数と比較し、中国、韓国、台湾の東アジア圏の訪日外国人数は急激に増加している。中国からの観光客数に関しては、2014 年から 2015 年の 1 年間で 2 倍以上の約 499 万人になっている。そのため、2014 年までは中国よりも韓国の方が訪日外国人数を上回っていたが、2015 年からは中国が韓国を上回り、訪日外国人数は中国が最多となった。その要因に国際線の拡充 2015 年 1 月 19 日に中国向けのビザ発給要件が緩和されたことが挙げられる。

2016 年から 2017 年にかけて韓国からの観光客が中国からの観光客に迫る勢いで急増している。2016 年から 2017 年にかけて韓国と中国の政治的関係が急速に悪化し、旅行先を中国から日本に変更したことが考えられる。

1-2. 都道府県別に見た外国人宿泊者数の推移と要因

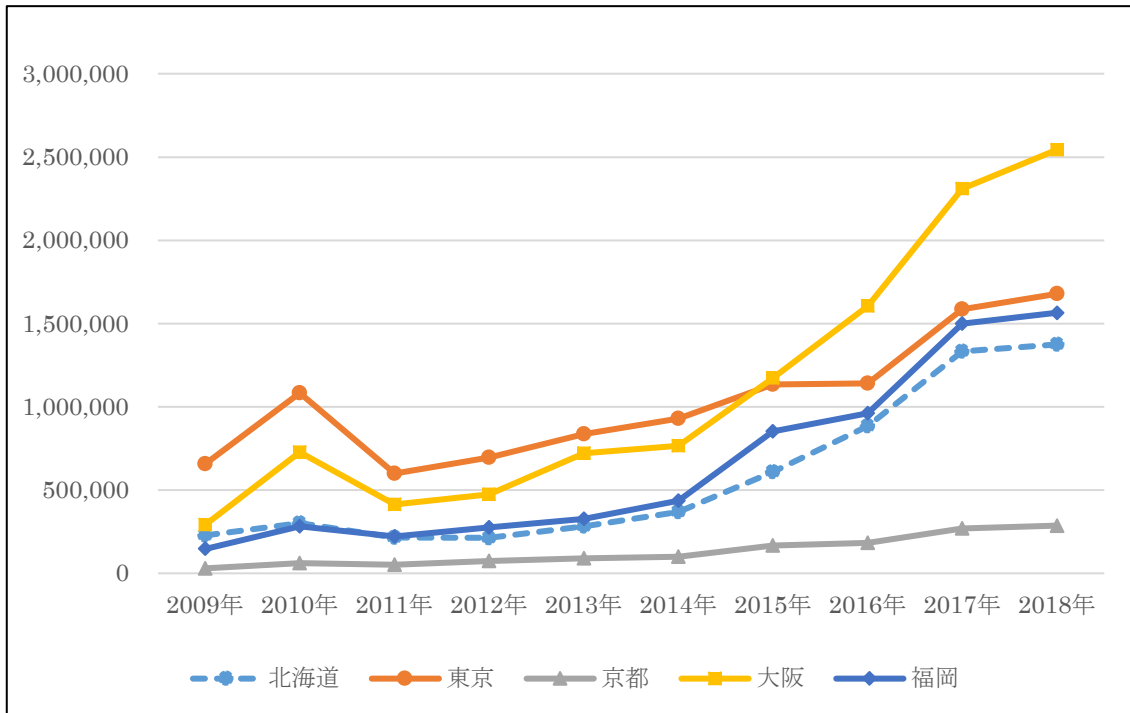
外国人観光客の地域別の動向を調査するため、観光客数上位の 5 つの都道府県に焦点を当ててみていく。下の 6 つの図は北海道、東京都、大阪府、京都府、福岡県の都道府県別に見た外国人宿泊者数の推移を表したものである。

＜図 1-2 都道府県別に見た全体における外国人宿泊者数の推移＞

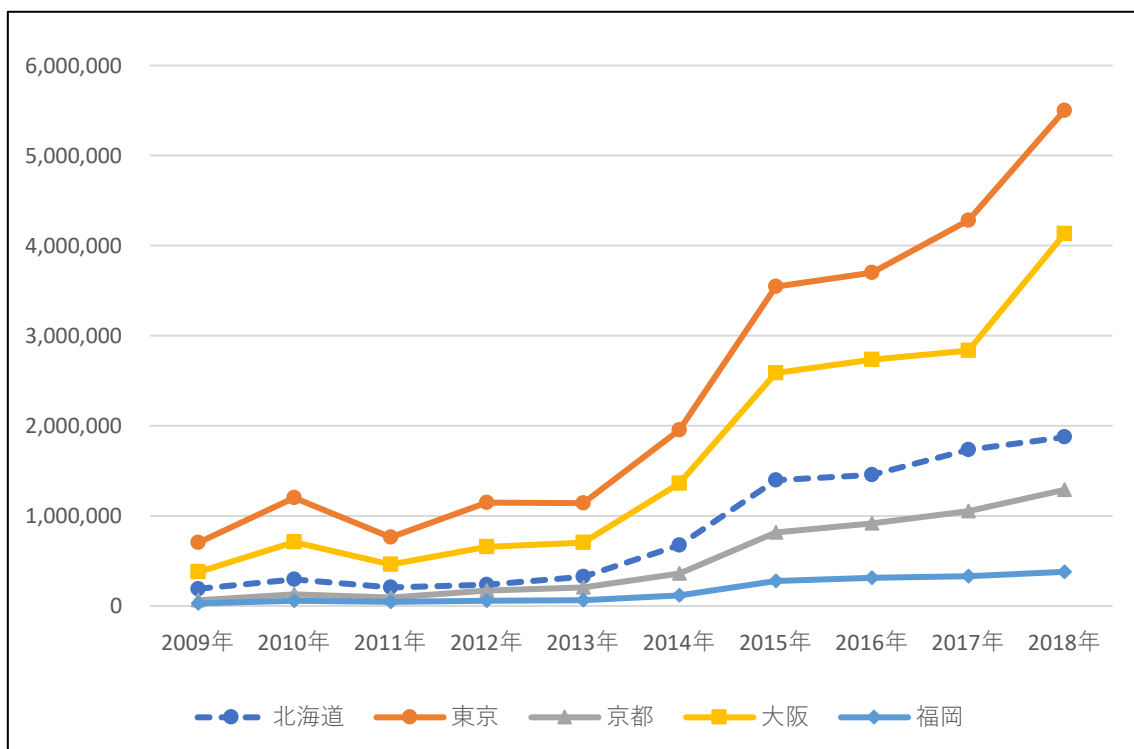


¹ 日本政府観光局（JNTO）より

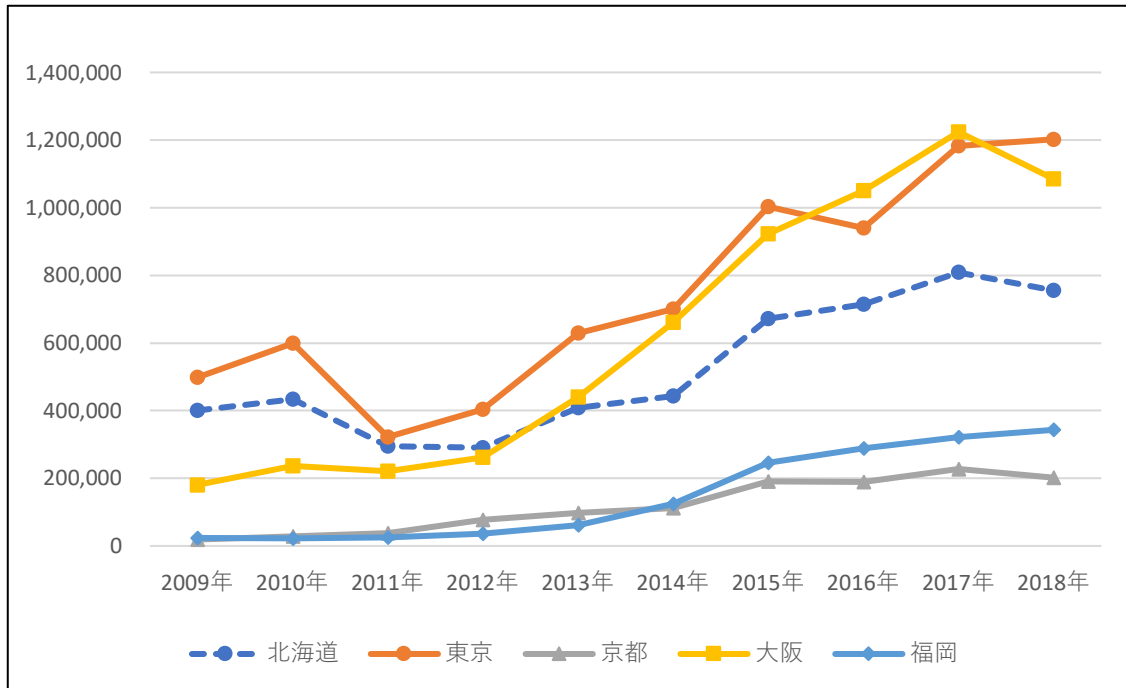
<図 1-3 都道府県別に見た韓国人宿泊者数の推移>



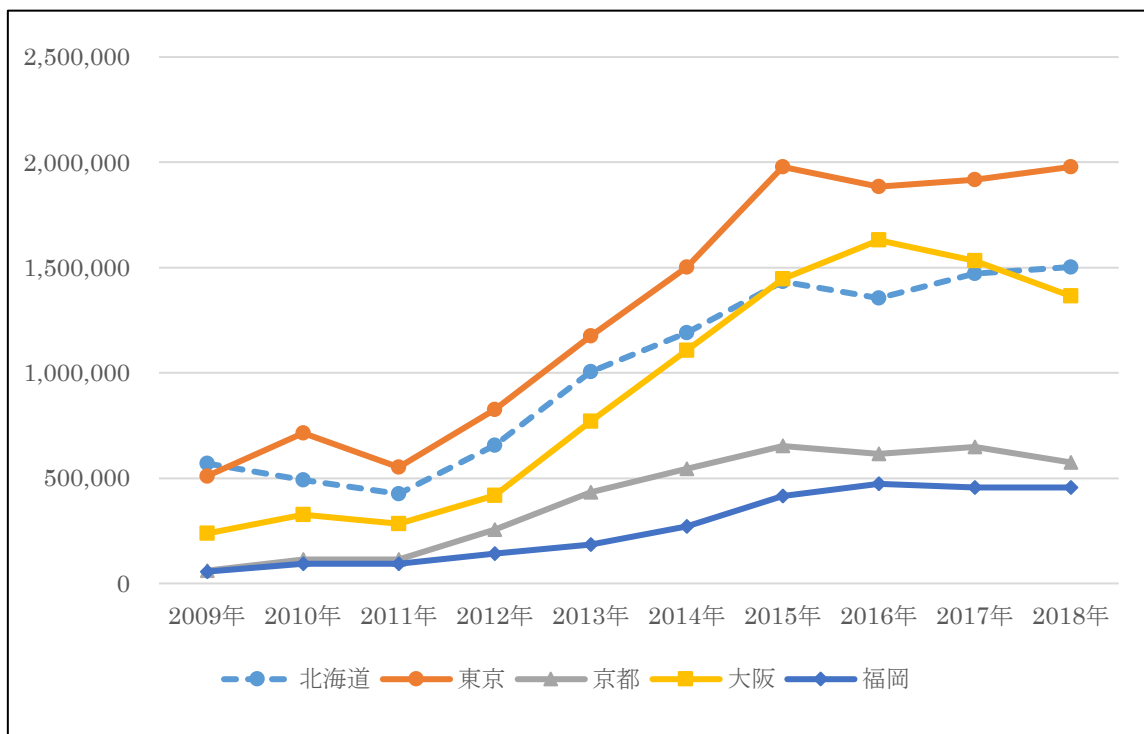
<図 1-4 都道府県別に見た中国人宿泊者数の推移>



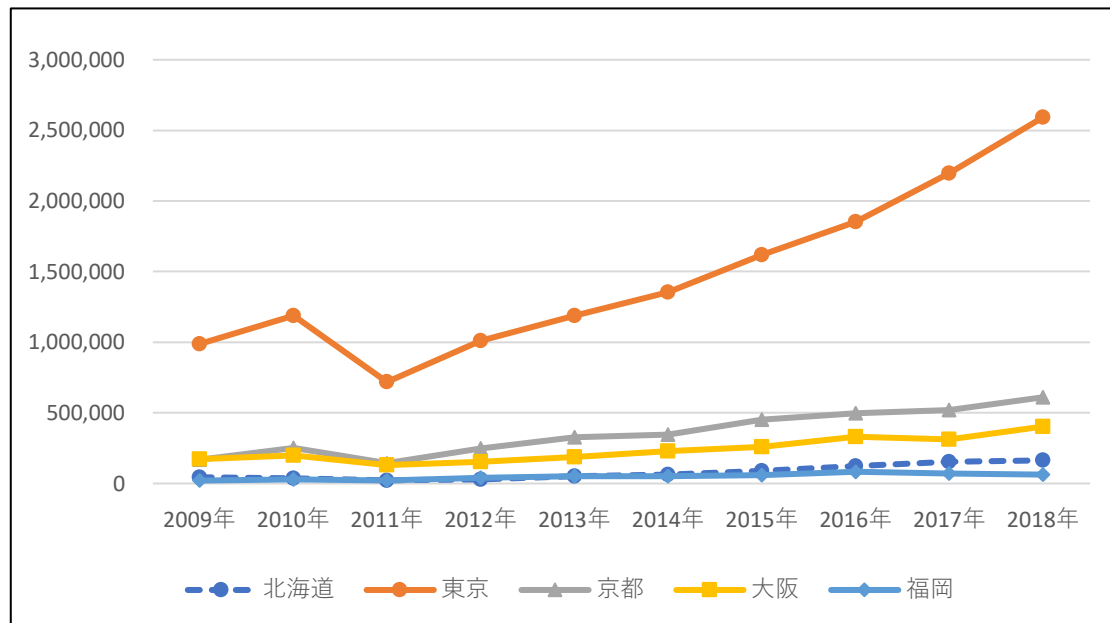
<図 1-5 都道府県別に見た香港人宿泊者数の推移>



<図 1-6 都道府県別に見た香港人宿泊者数の推移>



<図 1-7 都道府県別に見たアメリカ人宿泊者数の推移>



出所：国土交通省 観光庁「宿泊旅行統計調査」

まず、6つの図を通して分かることとして以下の5点が挙げられる。第一に、外国人宿泊者数が最も多いのは東京都である。これは日本の首都であることも理由として考えられるが、他の道府県と比べて空港から観光地までのアクセスが容易であること、外国人観光客向けの外国語表記の標識や観光マップ、案内所などが充実しているからであると考えられる。また観光を目的に東京都を訪れる外国人も多いが、ビジネスを目的として東京都を訪れる外国人も多く、特にアメリカ人宿泊者数はその一例であると考えられる。

第二に、東京都に次いで外国人宿泊者数が多いのは大阪府である。大阪府も近畿圏において人口が多く、経済的中心であることやユニバーサルスタジオジャパンなどの遊樂地も充実しているからであると考えられる。ただ、東京都のようにビジネスを目的として訪れる外国人は多くはないため、東京都に次ぐのではないかと考えられる。

第三に、3番目に外国人宿泊者数が多いのは北海道である。東京都や大阪府にはない広大で自然豊かな大地やその土地を生かして夏はラフティングやキャンプ、冬はスキーといったレジャーを目的として外国人観光客が訪れると考えられる。また、グルメなどの食文化が外国人観光客にとって魅力となっていると考えられる。

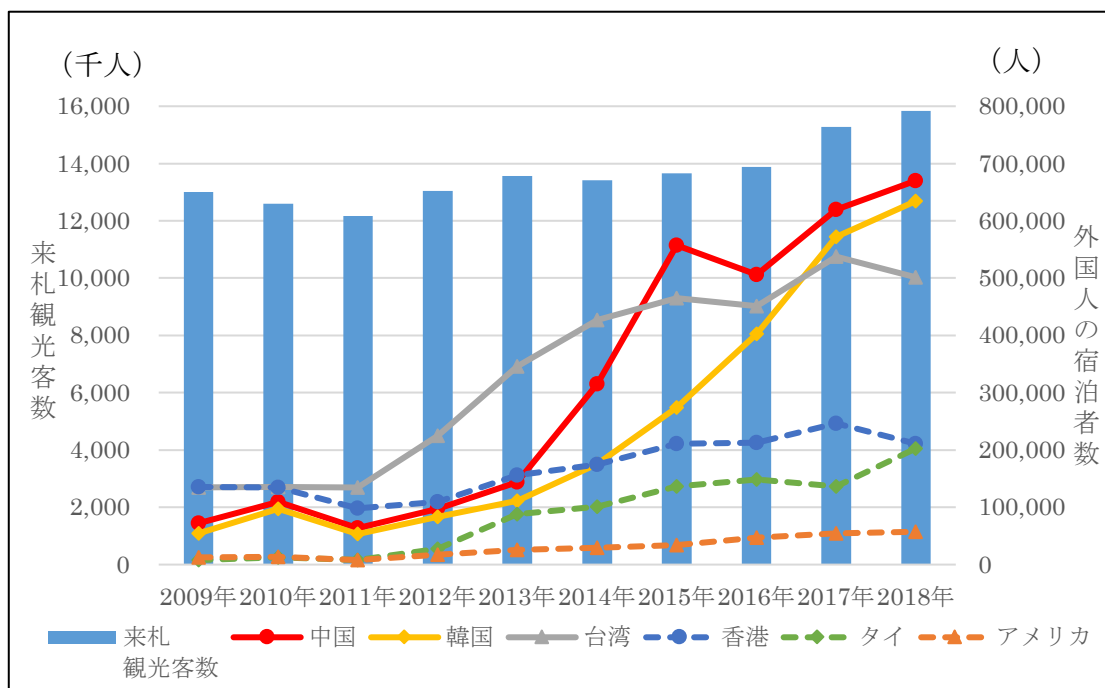
第四に、北海道に次いで外国人観光客が多いのが京都府と福岡県である。外国人観光客が増加する一方で、京都府と福岡県は同様の問題が発生している。京都新聞（2019年11月27日）によると「京都市内では2014年に外国人宿泊客数が183万人と前年比約1.6倍に急増」とある。このことから急激な需要に対しての供給が追いつかず価格競争が起きた。また、景観の問題により宿泊施設の建設が難しいことや人手不足などが影響していると考えられる。福岡県も京都府と同じく宿泊施設の問題が影響している。

最後に、2011年で一度5つの都道府県全てにおいて外国人宿泊者数が減少している。これは2011年に起きた東日本大震災が影響していると考えられる。

1-3. 札幌市の観光客数の推移

次に札幌市の観光客数の推移について見ていく。北海道の県庁所在地である札幌市が主な観光地であると予想されるため、焦点を当て観光客数の推移と外国人宿泊者数を見ていく。図 1-8 は観光客数の推移と国別の外国人宿泊者数を表したものである。

＜図 1-8 来札観光客数と外国人宿泊者数の推移＞



出所：札幌市「観光統計データ」（2009-2018）

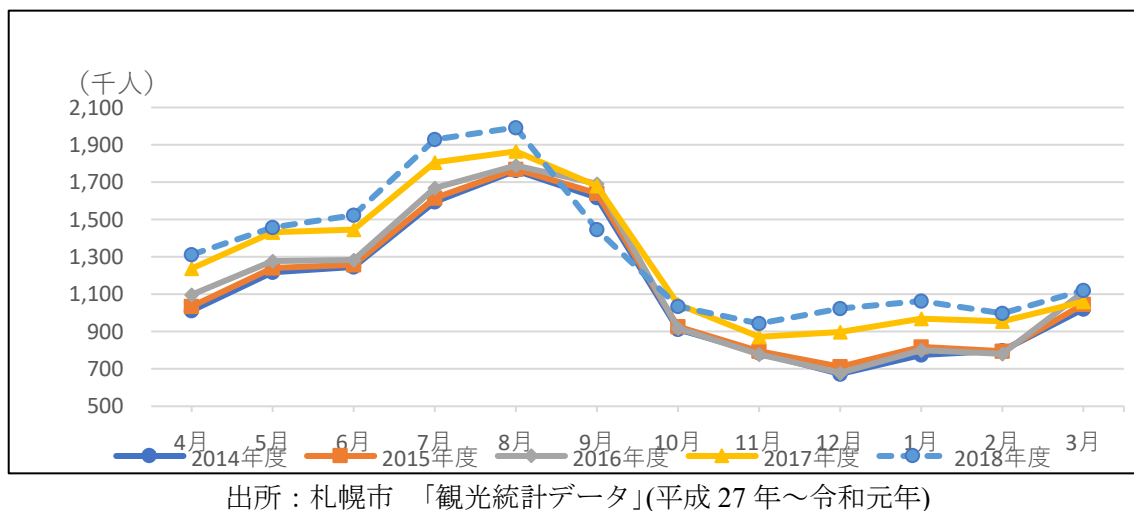
来札観光客数には日本人と外国人観光客も含まれている。来札観光客数は近年では右上がりになっており、2018年には約1585万人となっている。国別の観光客数の指標として外国人宿泊者数を載せている。

来札観光客数のうち中国、韓国、台湾などの東アジア諸国の割合が高い。図 1-7 と図 1-8 を見ると、アメリカ人観光客は北海道に訪れる客は少ないことから、アメリカ人観光客は東京に多いことがわかる。このことより、アメリカなどの欧米諸国は首都圏など国際空港から近い観光地に行っていると考えられる。

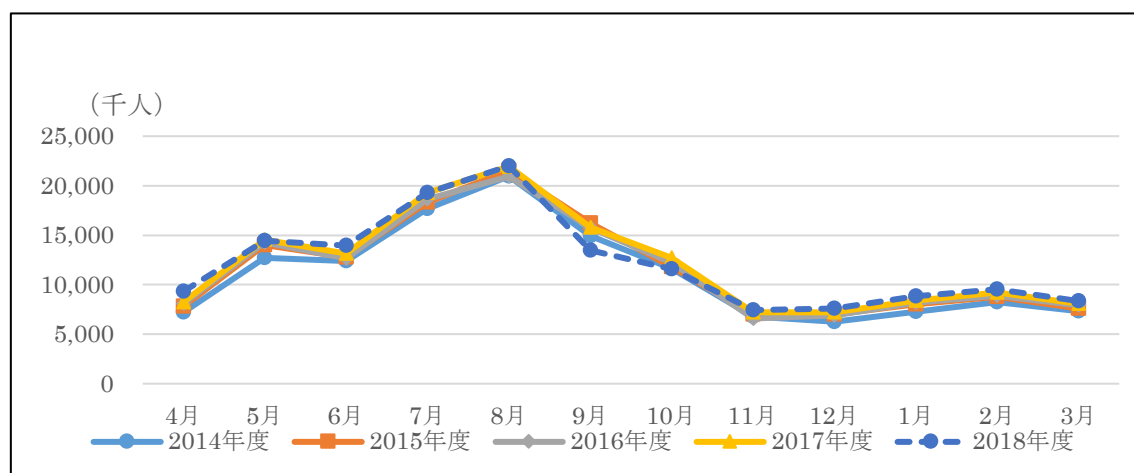
2010年までは中国、韓国の宿泊者数が増加していたが2011年で一度減少している。この減少の原因は2011年の東日本大震災の影響により、観光需要が減少したためである。その後は観光需要が回復し、2013年から2015年にかけて韓国と中国の宿泊者数が大幅に増加している。その要因に国際線の拡充やビザの発給が緩和されたことが挙げられる。また、2015年は「爆買い」が流行語になった年である。しかし、2015年から2016年にかけての中国の宿泊者数が減少している。この減少には2つの原因があると推測する。1つ目は2016年に起きた熊本地震が影響である。自然災害後は観光需要が下がるためである。2つ目は尖閣諸島の領土問題が起きた年であるため、日本への観光を断念したという可能性も考えられる。

2018 年は前年と比較し、北海道胆振東部地震の影響もあり台湾、香港の宿泊者数が減少しているが、中国や韓国、タイでは増加している。韓国、タイの増加にはバンコクや釜山、ソウルと新千歳空港を結ぶ新たな航空会社が参入し、国際線の便が増加したためである。

<図 1-9 月別来札入込観光客数の推移>



<図 1-10 北海道の月別入込観光客の推移>



全ての年度も 8 月に北海道、札幌ともに観光客数が最多になっている。その要因として 8 月にはさっぽろ夏まつりや狸まつり、北海道マラソンなどといったイベントが多くあるためと考えられる。また、観光客は冬よりも夏の方が多いことがわかる。このような推移となる要因は 2 つ考えられる。1 つ目は冬よりも夏の方が多くイベントがあることが挙げられる。2 つ目はウィンタースポーツをやるにしても札幌よりニセコ町といった他の地域の方が良いとして冬の観光客数が少ないと考えられる。

次に図 1-9 と図 1-10 を比較していく。札幌は 10 月に急激に観光客数が減少していることが見てとれる。この来札観光客の推移は毎年似たものとなっている。北海道全体では 9 月か

ら観光客数は減少傾向になっている。似たような構造のグラフになっていることより、札幌が主な観光地であることがわかる。札幌の観光客数は年々増加しているのに対し、北海道全体では観光客の増加はそこまでしていない。

2018 年度 9 月の観光客の減少は、胆振東部地震の影響で宿泊のキャンセルや観光需要が下がったことが原因である。自然災害は観光需要の減少へと結びつくことがわかる。

1-4. 新型コロナウイルスによる観光客数の変化

これまでの調査はコロナウイルスが流行する前のものである。2020 年 1 月から 6 月までの訪日外国人を表したものである。

＜表 1-1 コロナウイルス後の観光客の推移＞

単位：人数（人）、伸率（％）

	1 月	伸率	2 月	伸率	3 月	伸率	4 月	伸率	5 月	伸率	6 月	伸率
アジア計	2,300,366	-2.8	840,261	-63.8	108,291	-95.3	2,252	-99.9	1,539	-99.9	2,245	-99.9
韓国	316,812	-59.4	143,896	-79.9	16,669	-97.2	299	-99.9	18	-100	122	-100
中国	924,790	22.6	87,220	-87.9	10,365	-98.5	163	-100	25	-100	334	-100
台湾	461,239	19	220,420	-44.9	7,700	-98.1	337	-99.9	8	-100	45	-100
香港	219,358	42.2	115,613	-35.5	9,917	-94.2	14	-100	1	-100	7	-100
ヨーロッパ計	102,261	10.7	88,104	-11.5	39,883	-78.6	109	-100	51	-100	124	-99.9
アフリカ計	3,084	11.1	2,101	-10.1	978	-75.3	17	-99.6	10	-99.6	5	-99.9
北アメリカ計	152,202	16.8	94,630	-21.4	31,246	-85.9	455	-99.8	53	-100	156	-99.9
米国	117,343	13.7	73,373	-20.8	22,964	-87	340	-99.8	47	-100	136	-99.9
南アメリカ計	8,028	8.2	6,352	8	3,011	-71.8	19	-99.9	4	-100	15	-99.8
オセアニア計	95,027	6.2	53,670	1.3	10,237	-79.5	65	-99.9	6	-100	19	-100

出典：「日本政府観光局（J N T O）」

上記のグラフの伸率は前年同月比のことである。新型コロナウイルス感染拡大防止のため 4 月 7 日から日本での緊急事態宣言が発令された。その影響により外国人観光客は激減した。韓国では 1 月から訪日観光客が減少し、伸率が-59.4 となっている。2 月からほとんどの国で伸率はマイナスになっており、中国に関しては-87.9 と大きく減少している。4 月になると伸率が-99 をまで下がっている国がほとんどである。現在、日本政府観光局が掲載しているデータには 6 月まで記載されている国と、8 月まで記載されている国がある。8 月まで記載されている国をみても、伸率は回復しておらず-99 まで下がっている。

訪日外国人に対する新型コロナウイルスの影響はまだ回復が見込まれず、政府の目標としている「2020 年、訪日外国人旅行客を 4000 万人に」の達成は難しい。

また、観光庁の「旅行・観光消費動向調査 2020 年 4-6 月期（速報）」では『○2020 年 4-6 月期の日本人国内旅行消費額（速報）は 1 兆 40 億円（前年同期比 83.3%減）となった。○日本人国内旅行消費額のうち、宿泊旅行消費額は 6,646 億円（前年同期比 85.4%減）、日帰り旅行消費額が 3,394 億円（前年同期比 76.5%減）となった。』と書かれている。

北海道旅行の消費動向を見ると、2020 年 4-6 月期の日本人北海道旅行消費額（速報）は 606 億円（前年同期比 81.5%減）となった。また、日本人北海道旅行消費額のうち、宿泊旅行消費額は 371 億円（前年同期比 86.9%減）、日帰り旅行消費額が 235 億円（前年同期比 46.9%減）となった。新型コロナウイルスは国外観光客にはもちろん、国内観光客にも多大な影響を与えていることがここからわかる。

1-5. まとめ

全体を通してみると札幌の観光客数が年々増加しているのがわかり、外国人観光客は中国や韓国といったアジア圏が多く目立つ。都道府県別で見たときに東京や大阪のように外国宿泊数を増加させるには、空港から観光地までのアクセスを容易にし、外国人観光客に向けた案内や施設を充実する必要がある。反対に京都や福岡のように観光客数を減少や停滞させないためには、価格競争や宿泊施設の人手不足を解消する必要がある。また、札幌の月別観光客数より、夏と冬とで観光客数の差が激しいためその差を縮める必要がある。そこで夏の観光客数が多いのはイベントが多くあるためであり、冬にもイベントを増やせば観光客数が増加すると考えられる。

このように観光客数が年々増加していても自然災害の影響により観光客数が減少してしまう。しかし、グラフを見るとその翌年には観光客数は自然災害が起きる前の年よりも増加していることがわかる。これにより新型コロナウイルスの影響で減少した観光客数はウイルス感染が収まれば大幅に増加することが考えられる。

～参考文献～

- [1] 日本政府観光局（JNTO）(https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/)
- [2] 国土交通省 観光庁「宿泊旅行統計調査」(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryoutoukei/shukuhakutoukei.html>)
- [3] 「京都のホテル稼働率と価格低下 相次ぐ新規開業で、保有ホテル売却も（社説）」『京都新聞』2019 年 11 月 27 日 (<https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/84314>)
- [4] 「「宿泊難」の福岡市にホテル 33 棟 2 年で 5250 室、2 割増へ 過去最大の開業ラッシュに」『西日本新聞』2018 年 4 月 7 日 (<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/406737/>)
- [5] 「伸び率 40%増、韓国人観光客が急増している 3 つのワケ」『Hotel Bank（ホテルバンク）』2018 年 1 月 25 日 (<https://hotelbank.jp/?tag=&s=%E9%9F%93%E5%9B%BD%E4%BA%BA%E8%A6%B3%E5%85%89%E5%AE%A2>)
- [6] 札幌市「観光統計データ」(<https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/statistics/statistics.html>)
- [7] 北海道観光局「北海道観光入込客数調査報告書」(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/irikomi.htm>)
- [8] 日本政府観光局 (https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/)
- [9] 国土交通省 観光庁「旅行・観光消費動向調査 2020 年 4-6 月期（速報）」(<https://www.mlit.go.jp/common/001363292.pdf>)
- [10] 国土交通省 観光庁「旅行・観光消費動向調査 2019 年 4-6 月期」

(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shouhidoukou.html>)

2. 第三次産業の現状と観光経済効果

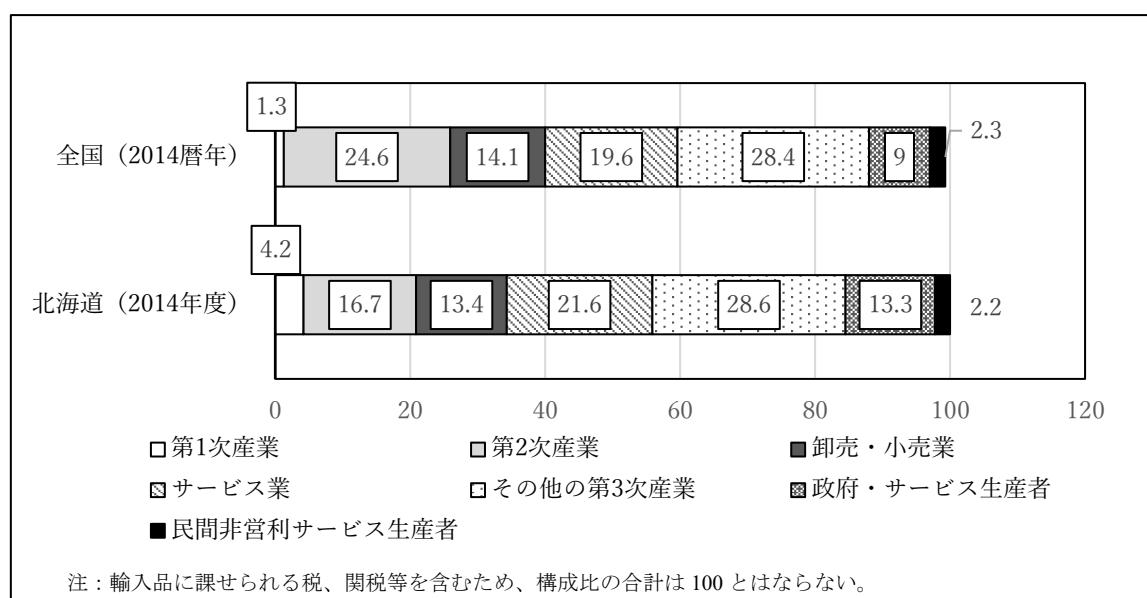
はじめに

北海道は全国的にも観光業に力を入れており、地域ブランド調査の「全国都道府県別魅力度ランキング」では不動の 1 位を誇っている。しかし新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、観光を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、今後は新たな取り組みを検討する必要がある。そこで本稿では札幌市の第三次産業と総観光消費額及び付加価値誘発額を用いて観光経済を分析していく。

2-1. 第三次産業について

産業全体の割合として、第三次産業の占める割合は全国では約 74 %と高い割合である。北海道に焦点を当てて見ると、約 79%と全国の割合を上回っている。また、日本は人気のある観光地ということもあり、外国人観光客数が世界で 11 位、アジアでは 4 位という結果である。日本国内での北海道の観光客訪問者数は 47 都道府県中 5 位である。（日本政府観光局）

<図 1－1 産業別総生産の構成>



北海道の第三次産業の割合はサービス業が 21.6%、卸売・小売業が 13.4%、政府サービス生産者 13.3%、その他の第三次産業が 28.6%となっている。北海道の 2016 年道内総生産額 19 兆 181 億円のうち 14 兆 6947 億円がこれらの第三次産業である。北海道は人気のある観光地ということもあり、第三次産業が占める割合が高く総生産額も第三次産業がほとんどのウェイトを占めているのが見てわかる。（平成 26 年度道民経済計算年報，経済部、平成 26 年度国民経済計算確報，内閣府）

第三次産業がほとんどの割合を占めている北海道で、観光はとても重要である。その観光の支えになっているのが外国人観光客である。第1節の外国人観光客が途中から調査対象に含まれたのもこれに所以する。新型コロナウイルスの影響で外国人観光客が減少する中で国内、道内での観光客をいかに増やせるかの対策が必要であると考え。道民割の導入など、今後もさらに多くの人が集まり、その中でも感染防止対策をしながら観光業を盛り上げていく必要があるだろう。

今後は1節の調査内容と2節の調査内容を関連付けて、札幌市の観光による経済波及効果の分析と現状の打開策を研究していく。

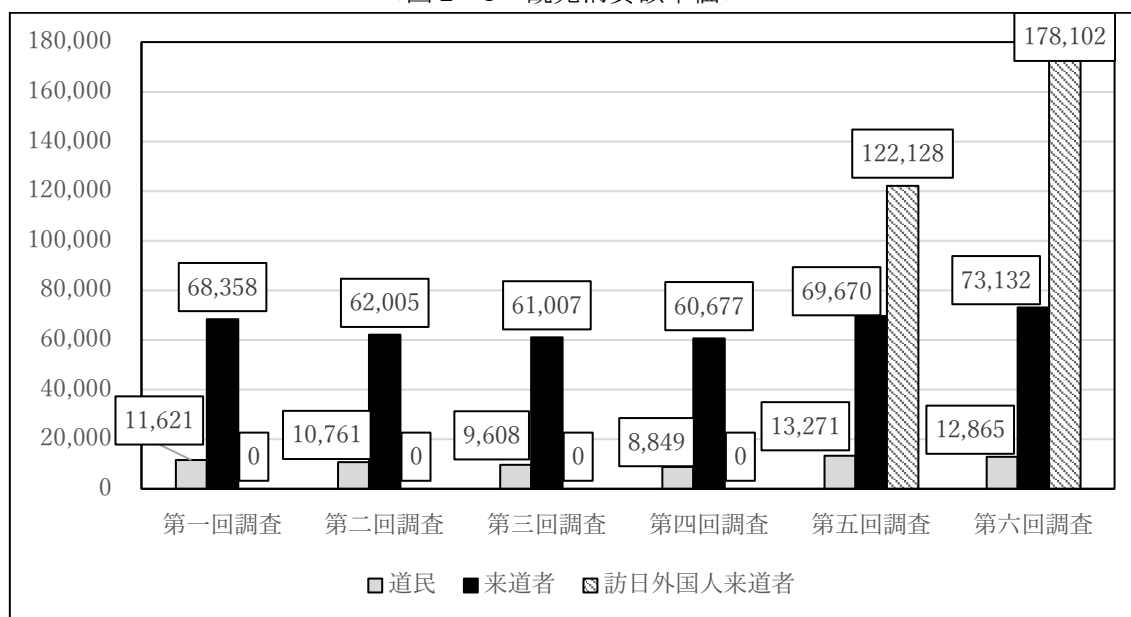
2-2. 観光経済の現状

第2項では札幌市が行っている「札幌観光産業経済効果調査」を基軸として観光経済の分析を行う。この調査は「札幌市民、札幌以外の道民、道外及び外国人観光客の消費動向や動態等を把握することにより、観光経済が札幌市の与える影響を調査・分析することを目的として実施するもの」(第5回札幌観光産業経済効果調査報告書 1-1 調査の目的より抜粋)で、1年間を4期に分けて調査を行っている。調査は平成5年から5年おきに実施されているが、外国人観光客の調査は第4回目に開始されたため、それ以前の調査では対象外であった。

2-3. 札幌市の総観光消費額

以下の3つの図は観光消費額単価と総観光消費額²の推移である。まずは北海道全体と札幌市の観光消費額を比較する。

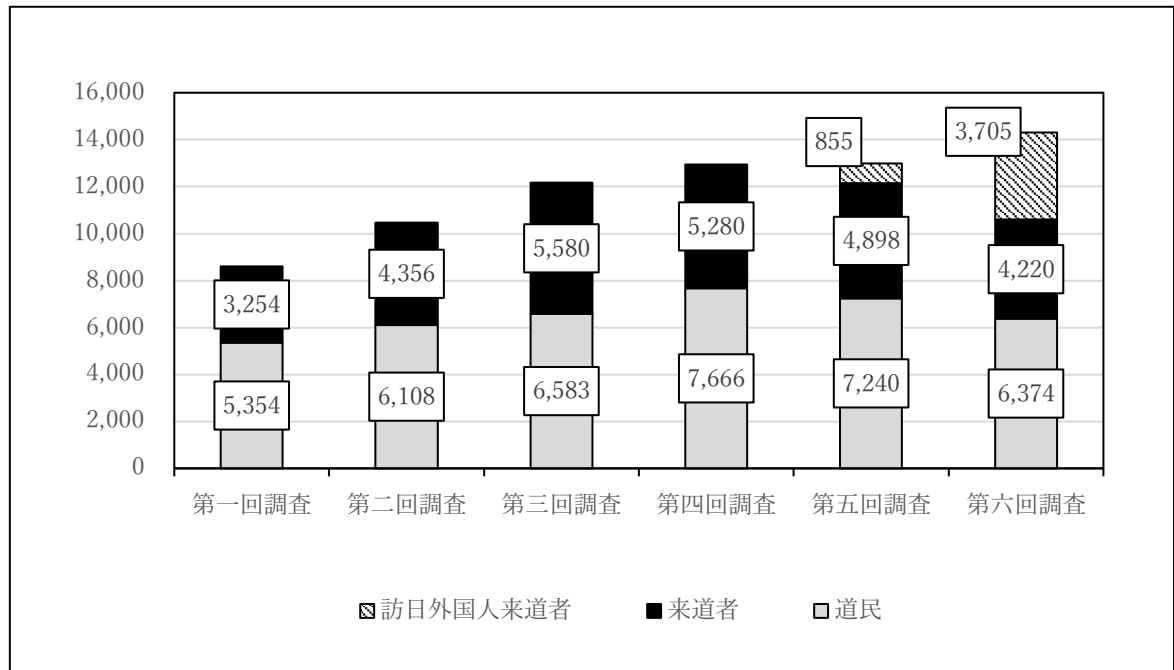
<図2-1 観光消費額単価>



出所：「北海道観光産業経済効果調査」(平成29年5月)

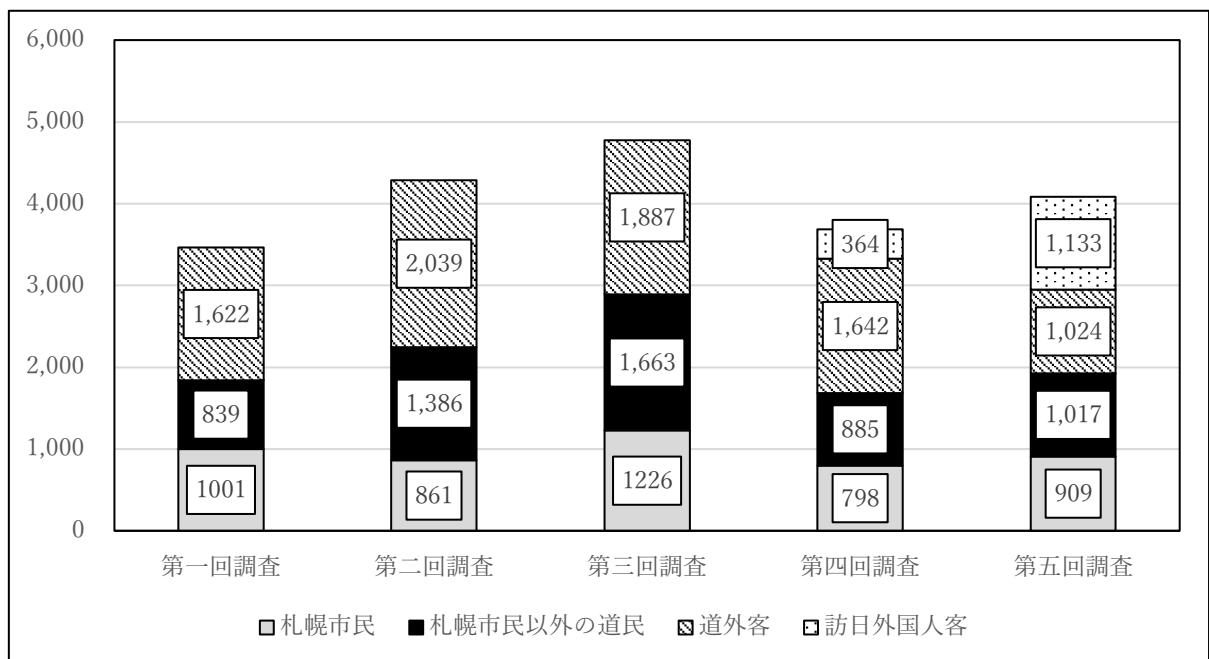
² 旅行のためにとった消費行動額

<図 2-2 北海道の総観光消費額の推移>



出所：「第六回北海道観光産業経済効果調査」（平成 29 年 5 月）

<図 2-3 札幌市の総観光消費額の推移（億円）>



出所：「札幌市産業経済効果調査報告書」（平成 29 年 12 月）

図 2-1 より、1 人当たりの消費額は道民で 1 万円前後、道外の旅行客だと 6 万から 7 万円程度、外国人旅行客だと 12 万から 17 万程度消費している事が見てわかる。道内客に比べ、その他の来道客による消費額が大きいのは交通費が原因である。道民は比較的自家用車の保有率が高く（札幌郊外除く）、日帰りでの旅行が可能である反面、道外から訪れた場合には飛行機代や宿泊費がかさむ上に、お土産なども多く購入することが予想されるためこの金額になる。外国人旅行客の単価は道内、道外客と比べて突出しているが、第 5 回調査から第 6 回調査までに金額が急に伸びている。この時期は平成 21 年から平成 27 年であり、ちょうど中国人旅行客が増加した時期に重なる。爆買いという言葉が定着した時期もこの頃で、消費単価の急な伸びはそれが原因だと推測する。

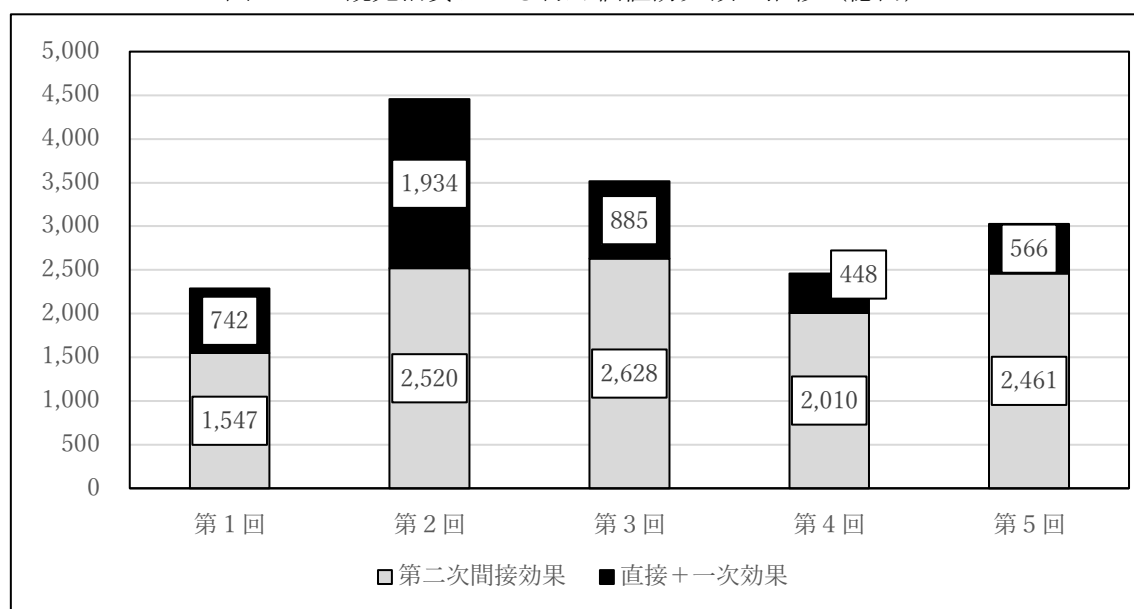
図 2-2 より、北海道の観光消費額は年々増加傾向にあり、第 1 回調査から第 6 回調査の総観光消費額は 5,691 億円増加した。道民による観光消費額はやや停滞し道外客による消費額は減少しているが、外国人観光客による観光消費額は図 2 に連動して増加している

その反面図 2-3 から、札幌市の総観光消費金額は第 3 回の平成 16 年をピークに減少しているが、こちらも外国人観光客は増加している。しかし、札幌市民や道民客はやや停滞しており、道外客に至っては大幅に減少している。

2-4. 生産波及効果

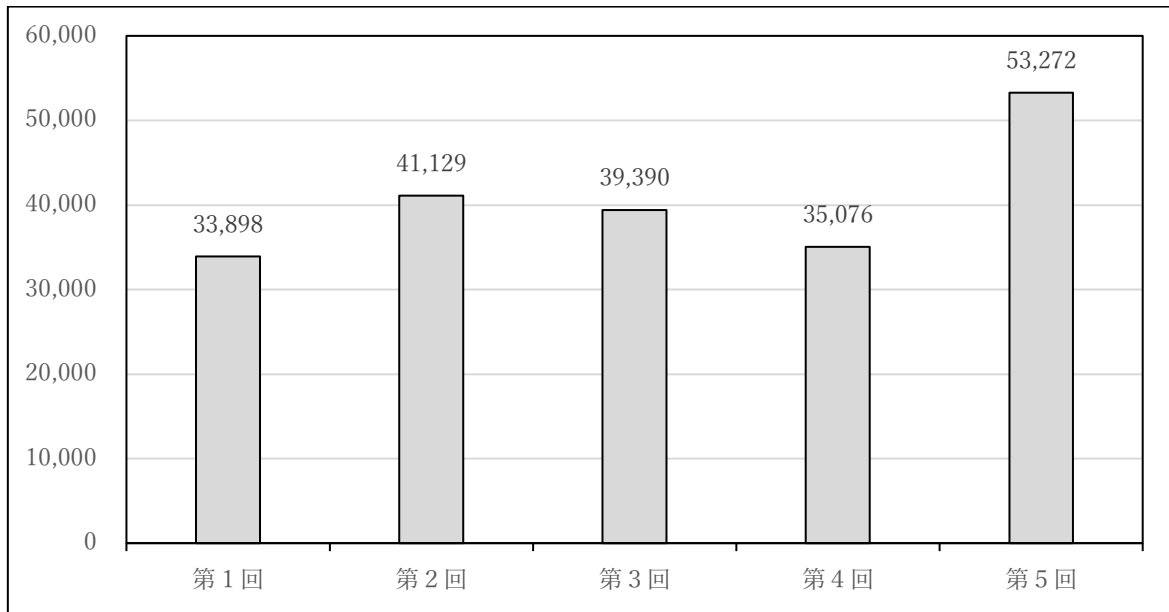
次に札幌市民、札幌市民以外の道民、道外客、外国人客の観光消費額を基に、観光消費による札幌市の産業経済効果への波及効果を見ることにする。

< 図 2-4 観光消費による付加価値誘発額の推移（億円） >



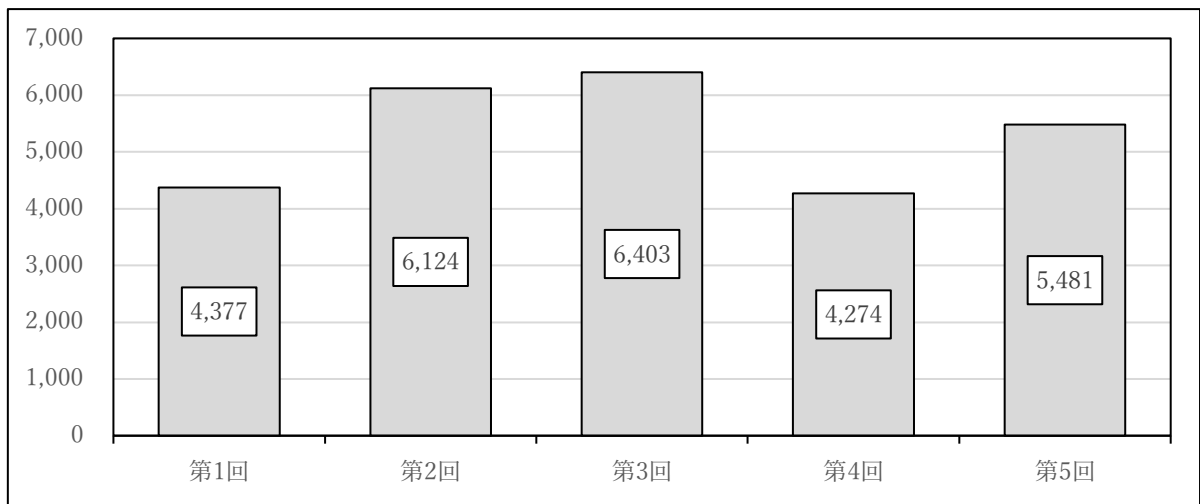
出所：「札幌市産業経済効果調査報告書」（平成 29 年 12 月）

< 図 2-5 雇用誘発者数の推移（人） >



出所：「札幌市産業経済効果調査報告書」（平成 29 年 12 月）

< 図 2-6 生産誘発額の推移 >



出所：「札幌市産業経済効果調査報告書」（平成 29 年 12 月）

図 2-4 は観光消費による付加価値誘発額の推移である。第 1 回調査の 2,289 億円から始まり、第 2 回調査では 4,454 億円まで増加したがその後は急激に下がり第 4 回調査では 2,458 億円になった。札幌観光産業経済効果調査報告書によると「付加価値誘発額とは、生産物の販売額から中間投入額をさし引いた額（付加価値額）が消費を行うことにより直接または間接的に誘発される効果」のことである。また、「直接効果とは最終需要額のこと、新規最終需要額の発生による生産増加のことであり観光消費が産業の売上高に直接的に貢献する効果」だ。また、「第一次間接効果とは直接効果の生産に投入される中間需要を生産するた

めに誘発される生産増加」、「第二次間接効果³とは直接効果及び第一次間接効果により増加した生産によって雇用者所得が増加し、それが消費に転換することによって更なる生産誘発を生み出す効果」である。総観光消費額は第3回調査が最も大きい値になっていたのに対し、図2-4では第2回調査時が最も大きい値となっている。

図2-5は雇用誘発者数である。雇用誘発者数とは「生産誘発額に雇用係数を乗じることにより、観光消費によって生み出される雇用者数を推測」したものである。どの調査時も3万人から4万人程度であるが第5回調査時のみ5万3千人を超えている。特に直接効果と第一次間接効果による雇用者数は46,384人となっており、第二次間接効果による雇用者数は6,888人である。産業別にはサービス業が28,284人と最も多く、全体の53.1%を占めている。次いで商業が12,985人(24.4%)、運輸・通信業が7,414人(13.9%)、製造業が2,033人(3.5%)の順となっている。

このうちのサービス業の詳細を見ると飲食店が8,512人(16.0%)、宿泊業が8,458人(15.9%)である。

図2-6は生産誘発額の推移である。生産誘発とは「ある産業の最終需要が増加した場合、それを満たすために当該産業の採算が増加するとともに、原材料やサービスの購入や雇用者所得の増加によって他の産業の生産も誘発される」ものである。こちらも総観光消費額の影響を受けており、同じ推移をしているが、第4回調査と第5回調査の間に第二次間接効果の推計方法が変更となったための結果であると推測する。

2-5. まとめ

北海道・札幌市の産業全体において、第三次産業が占めている割合が高いことは上記で述べている。第三次産業がほとんどの割合を占めている北海道で、観光はとても重要であり、観光業の主な支えになっているのが外国人観光客である。第1項の外国人観光客が途中から調査対象に含まれた理由もこれに所以する。

現在、新型コロナウイルスの影響で外国人観光客が減少する中、国内・道内での観光客を増やすための対策が必要であると考え。道民割の導入など、今後もさらに多くの人が集まり、その中でも感染防止対策をしながら観光業を盛り上げていく必要があるだろう。

～参考文献～

- [1]札幌市経済観光局観光・MICE推進部「札幌市産業経済効果調査報告書」(平成29年12月)
- [2]ブランド総合研究所「地域ブランド調査2019」ホームページ <http://www.tiiki.jp/>
- [3]北海道経済部観光局「第6回観光産業経済効果調査」(平成29年5月)
- [4]ジェトロ北海道「目で見ると北海道貿易2019」(2019年)
- [5]日本政府観光局ホームページ [各国・地域への外国人訪問者数ランキング | 統計・データ | 日本政府観光局 \(JNTO\)](#)

³ 第3回までの推計方法は消費転換率に消費支出÷実収入を用いていた。第4回以降は生産額か雇用者所得率から全産業の雇用者所得額を算出し、消費転換率や民間消費パターン、城内自給率及び逆行列係数を乗じるにより求める

[6]平成 26 年度道民経済計算年報，経済部、平成 26 年度国民経済計算確報，内閣府)
(北海道観光入込客数調査報告書，平成 28 年度)

3. 学生の生活実態と旅行意識調査の集計結果

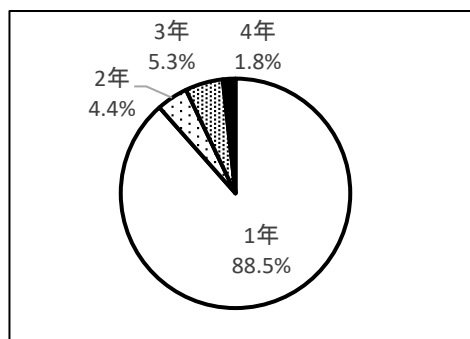
経済学部 of 経済統計学と経営学部 of 経営統計学の履修者を対象に「新型コロナウイルスの感染拡大に伴い学生の生活実態と観光に対する意識調査のアンケート」を実施し、338 名の回答を得た。第 3 章では実施したアンケートを元に単純集計の結果を作成した。以下はそれぞれの質問とそれに対する回答数と構成比である。

質問 1

「あなたの学年を教えてください。」

〈集計結果〉

項目	回答数	構成比
1 年	299	88.5%
2 年	15	4.4%
3 年	18	5.3%
4 年	6	1.8%
合計	338	100.0%



1 年生の割合が高いことがみてとれる。これはアンケートを行った講義の関係上 1 年生が多くなっている為だ。今後はその事に留意する必要がある。

質問 2

「あなたの性別を教えてください。」

〈集計結果〉

項目	回答数	構成比
男性	226	66.9%
女性	112	33.1%
合計	338	100.0%

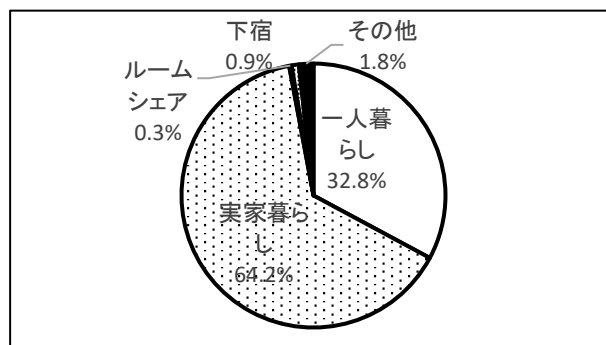
質問 2 では回答者の約 67%が男性であることがわかった。

質問 3

「1人暮らしですか？実家暮らしですか？」

〈集計結果〉

項目	回答数	構成比
一人暮らし	111	32.8%
実家暮らし	217	64.2%
ルームシェア	1	0.3%
下宿	3	0.9%
その他	6	1.8%
合計	338	100.0%



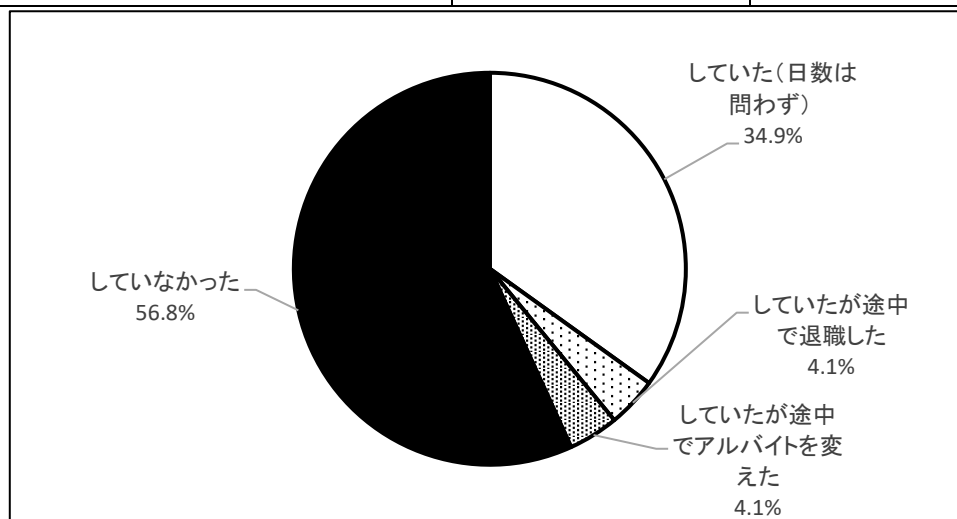
「実家暮らし」が約 64%、人数を見ても 216 人と多いのがわかる。次に多い「一人暮らし」が約 33%、111 人で、実家暮らしと合わせると 97%、327 人とほとんどの人がこの 2 項目に当てはまる。

質問 4

「新型コロナウイルス感染拡大（2020 年 2 月から 2020 年 5 月末まで）の間でアルバイトをしていましたか？」

〈集計結果〉

項目	回答数	構成比
していた（日数は問わず）	118	34.9%
していたが途中で退職した	14	4.1%
していたが途中でアルバイトを変えた	14	4.1%
していなかった	192	56.8%
合計	338	100.0%



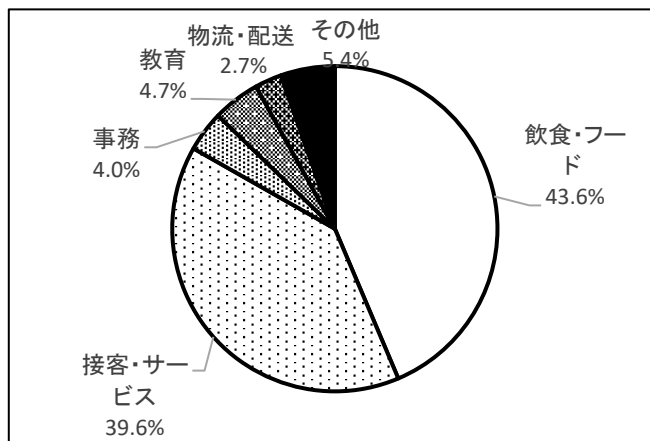
新型コロナウイルス感染拡大（2020年2月から2020年5月末まで）の間アルバイトをしていなかった人の割合は57%と全体の半数を上回る結果となった。

質問5

「質問4で1, 2, 3（3は変える前の業種）を選択した人に質問です。2月から5月末までに働いていた業種を教えてください。」

〈集計結果〉

項目	回答数	構成比
飲食・フード	65	43.6%
接客・サービス	59	39.6%
事務	6	4.0%
教育	7	4.7%
物流・配送	4	2.7%
その他	8	5.4%
合計	149	100.0%



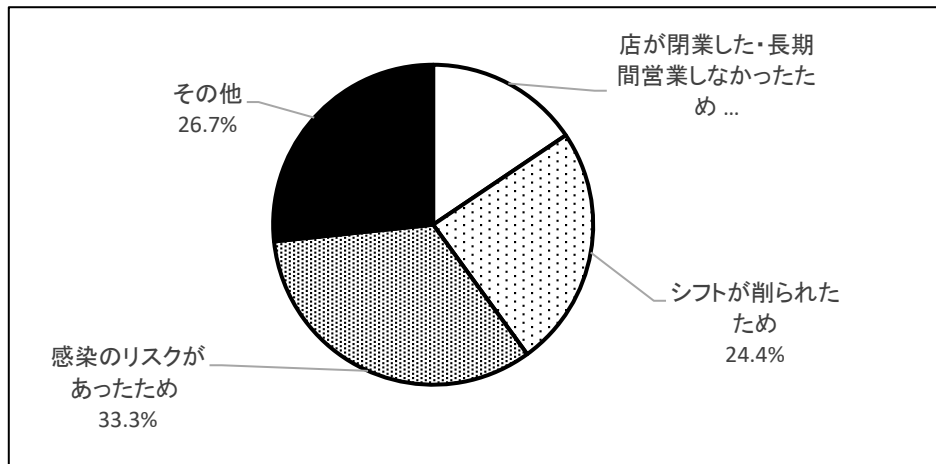
飲食・フード、接客・サービスが全体の約83%と高い割合を占めている。「その他」の回答結果はコールセンターや警備業、親の手伝いで農業などが挙げられた。

質問6

「質問4で②、③を選択した方に質問です。その理由を教えてください。」

〈集計結果〉

項目	回答数	構成比
店が閉業した・長期間営業しなかったため	7	15.6%
シフトが削られたため	11	24.4%
感染のリスクがあったため	15	33.3%
その他	12	26.7%
合計	45	100.0%



質問 6 の集計結果は、「店が閉業した・長期間営業しなかったため」が 15.6%、「シフトが削られたため」が 24.4%、「感染リスクがあった為」は 33.3%であった。

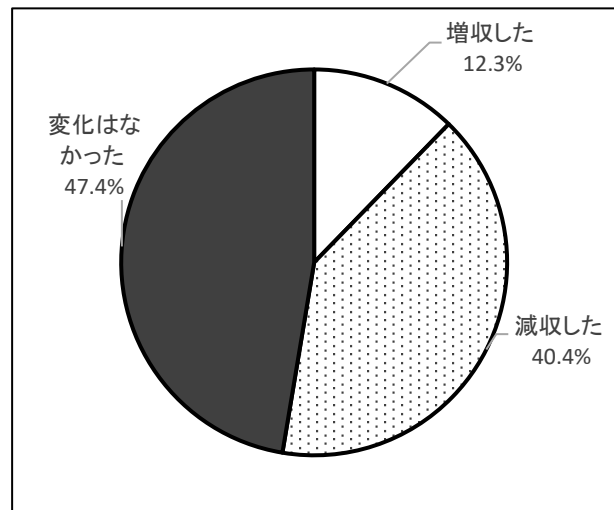
「その他」を選択した方は、その内容としては、引っ越しが 4 名多く、その他では一身上の都合が 2 名、実家にいた場合や心機一転のため変更した場合、大学生活に慣れていない等が挙げられる。

質問 7

「2020 年 2 月から 2020 年 5 月末の間に、それ以前と比べてアルバイトの収入に変化はありましたか？」

〈集計結果〉

項目	回答数	構成比
増収した	21	12.3%
減収した	69	40.4%
変化はなかった	81	47.4%
合計	171	100.0%



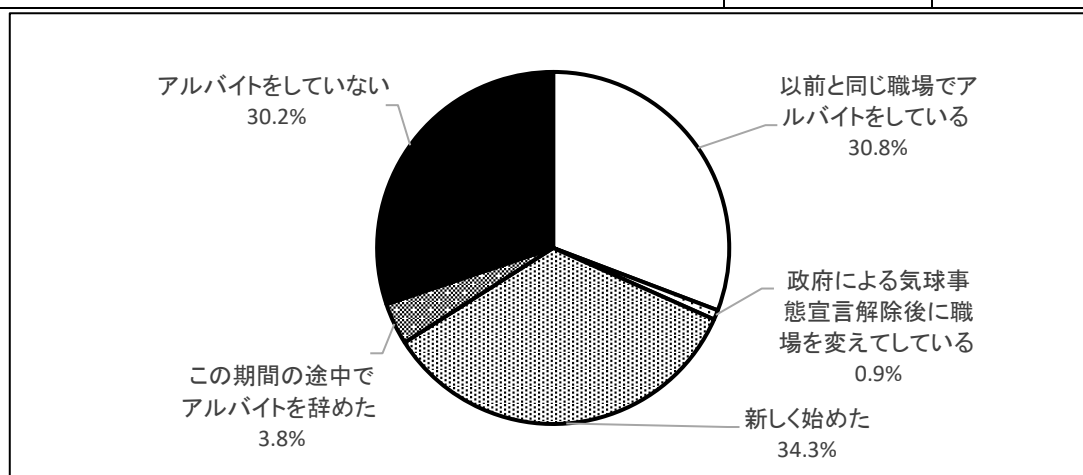
質問 7 の集計結果は、「増収した」が 12.1%、「減収した」が 30.3%、「変わらなかった」が 47.3%という結果となった。

質問 8

「6月以降から現在までのアルバイトの状況を教えてください。」

〈集計結果〉

項目	回答数	構成比
以前と同じ職場でアルバイトをしている	104	30.8%
政府による気球事態宣言解除後に職場を変えてしている	3	0.9%
新しく始めた	116	34.3%
この期間の途中でアルバイトを辞めた	13	3.8%
アルバイトをしていない	102	30.2%
合計	338	100.0%



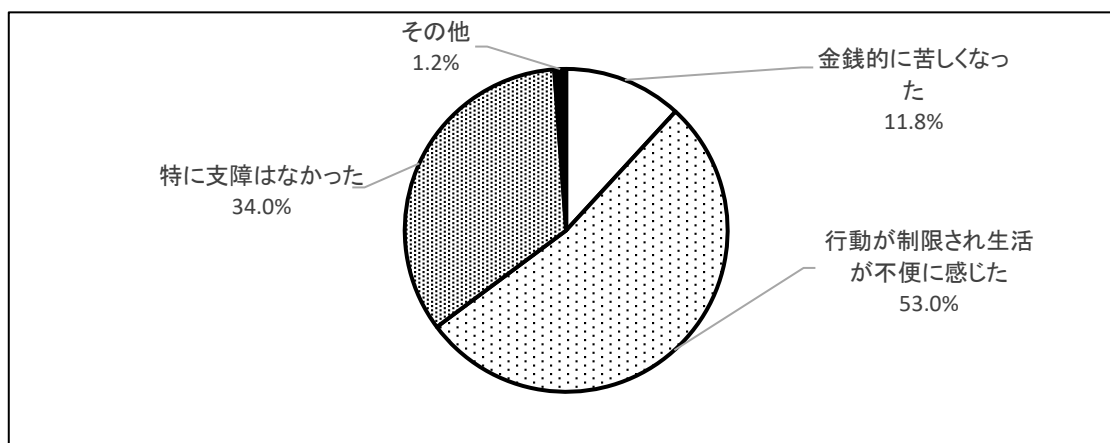
以前と同じアルバイトを継続している学生もアルバイトをしていない学生も同じくらいの割合になっている。「新しく始めた」と回答した学生の割合が一番高くなっている。一つの要因として金銭が不足したためと考えられる。

質問 9

「2020年2月から2020年5月末までに生活にどのような支障をきたしたか教えてください（最も当てはまるものをひとつ回答してください）。」

〈集計結果〉

項目	回答数	構成比
金銭的に苦しくなった	40	11.8%
行動が制限され生活が不便に感じた	179	53.0%
特に支障はなかった	115	34.0%
その他	4	1.2%
合計	338	100.0%



金銭的に苦しくなったことよりも、行動が制限されることが支障をきたすことがわかる。また、「特に支障はなかった」と回答した学生も多い。

質問 10

「自粛期間はどのように過ごしましたか？（具体的にお書きください。）」

・家にいた 75 人 ・オンライン講義、課題 46 人 ・アニメや映画鑑賞 23 人
 ・娯楽（ゲームなど） 21 人 ・アルバイト 16 人 ・スマホ、電話をしていた 8 人
 ・例年と変化なし 6 人 ・趣味 6 人 ・筋トレ、運動 5 人 ・家事 1 人
 ・ドライブ 1 人

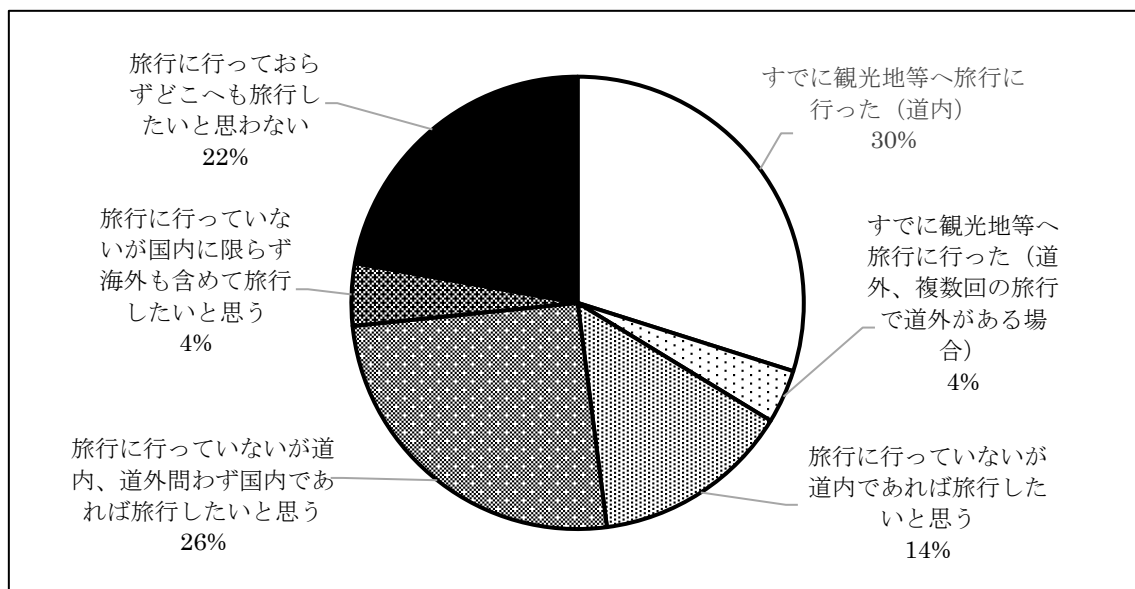
この質問は複数の回答をしてくれた学生もいるため、それらも含むこととした。そのため回答数と数値が異なっている。自粛期間は家にいた学生がほとんどのようだ。また、課題に追われていたと回答した学生も多数見受けられる結果となった。

質問 11

「自粛期間を終え観光地等へ旅行をしましたか？また、観光地等へ旅行したいと思いますか？」

<集計結果>

項目	回答数	構成比
すでに観光地等へ旅行に行った（道内）	101	29.9%
すでに観光地等へ旅行に行った（道外、複数回の旅行で道外がある場合）	13	3.8%
旅行に行っていないが道内であれば旅行したいと思う	48	14.2%
旅行に行っていないが道内、道外問わず国内であれば旅行したいと思う	86	25.4%
旅行に行っていないが国内に限らず海外も含めて旅行したいと思う	15	4.4%
旅行に行っておらずどこへも旅行したいと思わない	75	22.2%
合計	338	100.0%



質問 11 の集計結果は「すでに観光地等へ旅行に行った（道内）」が 29.9%、「すでに観光地等へ旅行に行った（道外、複数回の旅行で道外がある場合）」が 3.8%、「旅行に行っていないが道内であれば旅行したいと思う」が 14.2%、「旅行に行っていないが道内、道外問わず国内であれば旅行したいと思う」が 25.4%、「旅行に行っていないが国内に限らず海外も含めて旅行したいと思う」が 4.4%、「旅行に行っておらず、どこへも旅行したいと思わない」が 22.2%であった。

質問 12

「質問 11 で①、②を選択した方に質問です。旅行の際に国土交通省が行っている Go To トラベルキャンペーンを利用して旅行しましたか？」

<集計結果>

項目	回答数	構成比
利用した	78	56.1%
利用しなかった	61	43.9%
合計	139	100.0%

質問 12 の集計結果は「利用した」が 56.1%、「利用しなかった」が 43.9%であった。

質問 13

「質問 12 で③、④、⑤（⑤は国内旅行を想定して）を選択した方に質問です。旅行する際に国土交通省が行っている Go To トラベルキャンペーンを利用したいと思いますか？」
 <集計結果>

項目	回答数	構成比
利用したいと思う	155	82.0%
利用したいと思わない	22	11.6%
キャンペーンの内容が変われば利用したいと思う	12	6.3%
合計	189	100.0%

質問 13 の集計結果は「①利用したいと思う」が 82%、「②利用したいと思わない」が 12%、「③キャンペーンの内容が変われば利用したいと思う」が約 6%であった。

質問 14

「質問 13 で②を選択した方に質問です。その理由を教えてください。」
 <集計結果>

項目	回答数	構成比
GoTo トラベルそのものがよくわからないため	15	32.6%
手続きや申請に手間と時間がかかりそうだから	20	43.5%
その他	11	23.9%
合計	46	100.0%

質問 14 の集計結果は「GoTo トラベルそのものがよくわからないため」が約 33%、「手続きや申請に手間と時間がかかりそうだから」が約 43%、「その他」が約 24%であった。

「質問 14 で「その他」を選択した方は、その内容を具体的に教えてください。」
 <集計結果>

新型コロナを広める要因に自分が成りたくないため。
特に旅行したいと思わないから。
特に行きたいところがなかった
泊まりを伴った長期の観光ではなく、日帰りで近場の観光地で十分だから。
おうちにいたいから。
本当に興味がないから。
今のこの状況で外には出たくないから。
利権がらみで好ましく思わない。
今外出しようと思うほど浅はかではない。
コロナが拡大して GOTO どころじゃない。

記述の回答内容は、最初から旅行に興味がない人と新型コロナウイルスの影響で旅行を自粛している人に分かれる結果となった。また、「泊まりを伴った長期の観光ではなく、日帰りで近場の観光地で十分だから。」という回答も挙げられていた。

質問 15

「質問 13 で③を選択した方に質問です。キャンペーンの内容がどのようなであれば利用したいですか？」

〈集計結果〉

項目	回答数	構成比
給付額のうち全額全てが旅行代金の割引であれば利用したいと思う	20	51.3%
給付額のうち全額全てが地域共通クーポンであれば利用したいと思う	6	15.4%
給付額が現在よりも多くなれば利用したいと思う	13	33.3%
合計	39	100.0%

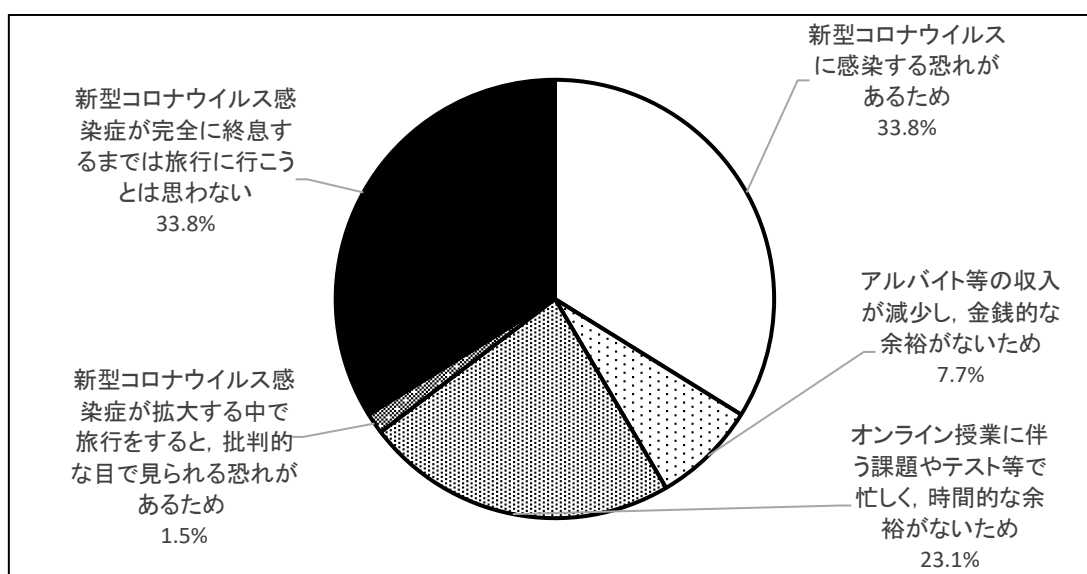
質問 15 は「給付額のうち全額全てが旅行代金の割引であれば利用したいと思う」が過半数を占める結果となった。また、「給付額が現在よりも多くなれば利用したいと思う」と回答した人も 3 割を越える結果となった。

質問 16

「質問 11 で⑥を選択した方に質問です。その理由を教えてください。」

〈集計結果〉

項目	回答数	構成比
新型コロナウイルスに感染する恐れがあるため	22	33.8%
アルバイト等の収入が減少し、金銭的な余裕がないため	5	7.7%
オンライン授業に伴う課題やテスト等で忙しく、時間的な余裕がないため	15	23.1%
新型コロナウイルス感染症が拡大する中で旅行をすると、批判的な目で見られる恐れがあるため	1	1.5%
新型コロナウイルス感染症が完全に終息するまでは旅行に行こうとは思わない	22	33.8%
合計	65	100.0%



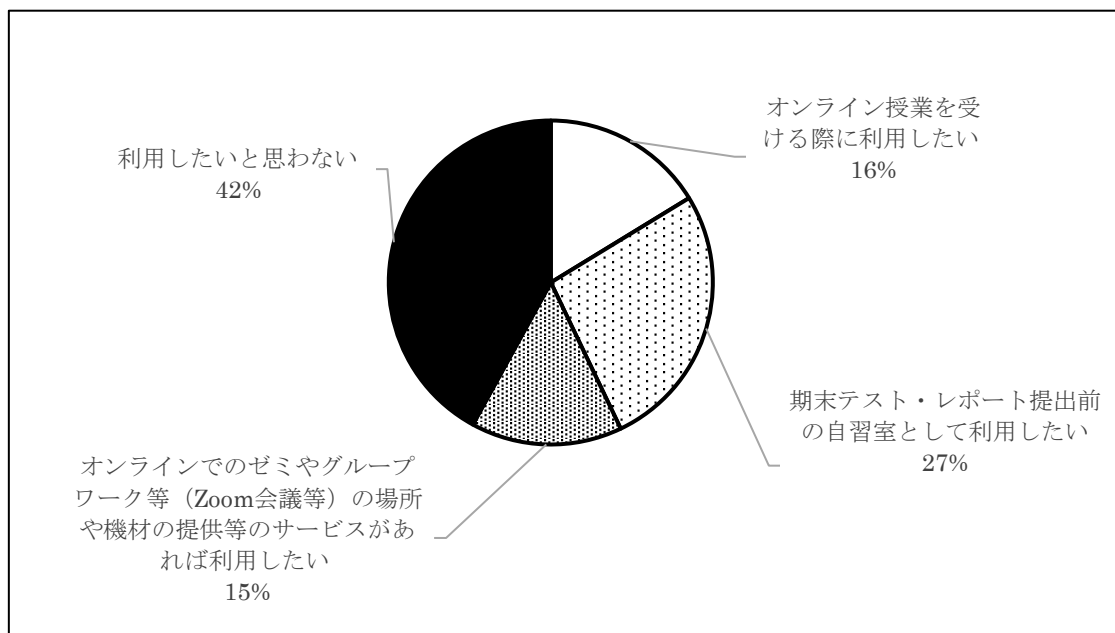
質問 16 は「新型コロナウイルスに感染する恐れがあるため」と「新型コロナウイルス感染症が完全に終息するまでは旅行に行こうとは思わない」が同率で最多となっている。やはり、新型コロナウイルスの影響で旅行しないという選択をしている人が多いようである。また、時間的に余裕がなく旅行に行けないと回答した人も約 23%とコロナの影響の次に旅行に行かない理由となっている。

質問 17

「新型コロナウイルス感染拡大により業績悪化を受けたホテル業界の一部ではホテルをサテライトオフィス、シェアオフィスとして新しい事業を始めています。もしも、学生向けのサービスもある場合、どのような目的であなたは利用したいと思いますか？」

〈集計結果〉

項目	回答数	構成比
オンライン授業を受ける際に利用したい	55	16.3%
期末テスト・レポート提出前の自習室として利用したい	90	26.6%
オンラインでのゼミやグループワーク等（Zoom 会議等）の場所や機材の提供等のサービスがあれば利用したい	51	15.1%
利用したいと思わない	142	42.0%
合計	338	100.0%



質問 17 では利用したいという項目である①～③の合計が 58% となり、過半数を上回る結果となった。利用したいという回答のうち一番多い理由は「期末テスト・レポート提出前の自習室として利用したい」であった。自宅では集中できない人にとってみれば、このサービスは効果があるという意見を次の記述アンケートで多くの回答が寄せられていた。

質問 18

「質問 17 のようなサービスがある場合どのようなメリットや使い道があるか思い浮かべ書いてください。簡単なものでも構いません。」

〈集計結果〉

利点
・自宅よりも集中できる 22 人 ・自宅に設備が整っていない人には便利 12 人 ・ホテルの経営悪化の抑制 4 人 ・通学に時間かかる人の通学時間の短縮 4 人 ・自粛疲れの回復、気分転換 3 人 ・勉強できる環境が増える 3 人 ・普段行かない場所に行くきっかけになる ・新しい生活スタイルの実現に近づく ・ホテルのきれいな背景で面接を受けられるなど
使い道
・交流会、コミュニケーションの場所提供 8 人 ・飲食系のサービス ・カフェにする ・プレゼンテーションの収録 ・物産展 など
反対意見
・わざわざお金を払ってまで集中出来る環境を用意する必要性が見出せない。 ・オフィスのスペースを借りるくらいなら環境整備にお金を使うほうが得なのでは。

利点や使い道を尋ねた記述では上記の結果となった。自宅よりも周囲が静か、ゲームなどの娯楽がないということもあり、ホテルで勉強する方が集中できるという回答が多くなっている。使い道では交流の場所の提供サービスが多く挙げられていた。新型コロナウイルスの影響で対面でのコミュニケーションが難しくなっているため、ホテルの広い空間で感染対策を行い、ゼミなどの交流を図りたいとのことであった。

4. 学生の生活実態

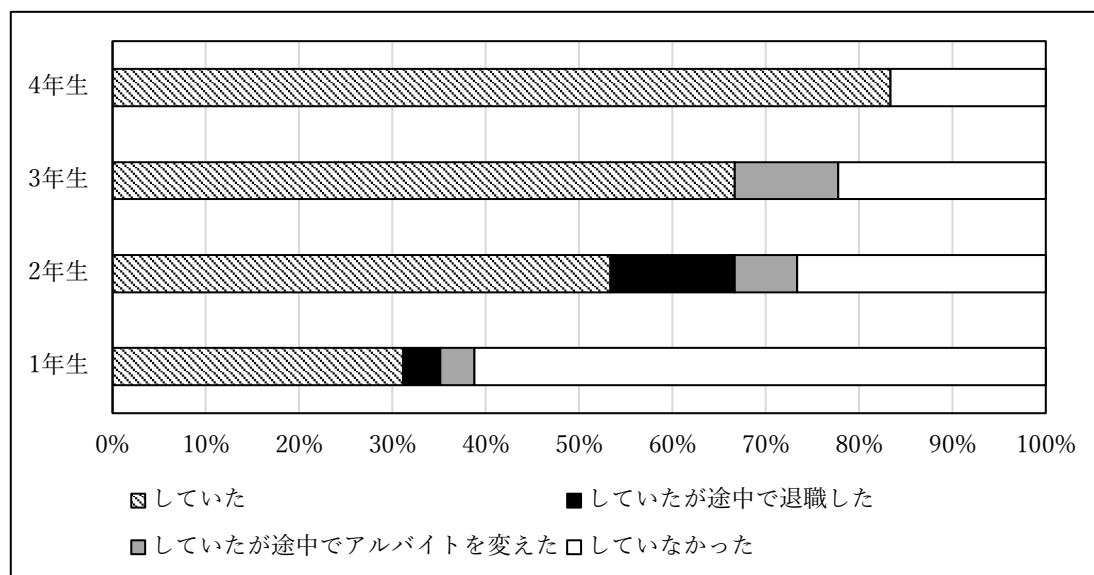
第4章ではコロナ禍における学生の生活実態とその後の変化を明らかにするため、前章の集計結果を用いてクロス集計を行い、コロナ禍での学生の生活実態について詳しく分析をしていく。

4-1. 新型コロナウイルス感染拡大期における学生の生活実態

まずは新型コロナウイルス感染拡大期における学生の生活実態と現在の生活の変化を見ていく。

下の表は質問1「あなたの学年を教えてください」と質問4「新型コロナウイルス感染拡大（2020年2月から2020年5月末まで）の間にアルバイトをしていましたか？」をクロス集計したものである。

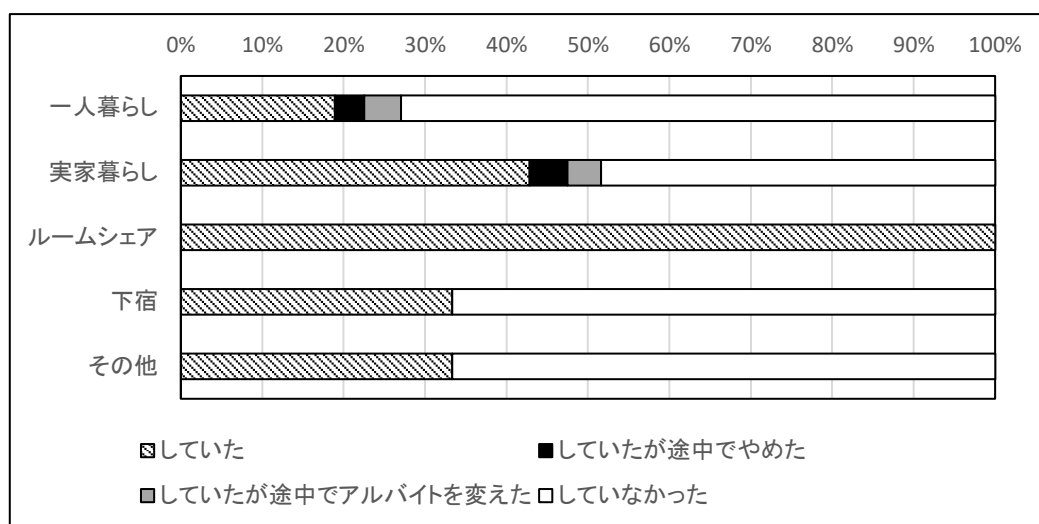
項目		していた	していたが途中で退職した	していたが途中でアルバイトを変えた	していなかった	総計
1年生	人数	93	12	11	183	299
	構成比	31.1%	4.0%	3.7%	61.2%	100%
2年生	人数	8	2	1	4	15
	構成比	53.3%	13.3%	6.8%	26.7%	100%
3年生	人数	12	0	2	4	18
	構成比	66.7%	0.0%	11.1%	22.2%	100%
4年生	人数	5	0	0	1	6
	構成比	83.3%	0.0%	0.0%	16.7%	100%
総計	人数	118	14	14	192	338



1年生の回答者が多いためアルバイトを「していなかった」人数が192人と多い。しかし、母数は少なくなるが2年生から4年生に絞ると2年生と3年生に「していたが途中でアルバイトをかえた」と「していたが途中で退職した」を選んだ学生が若干名いたが、「していなかった」をえらんだ者は2割前後で集計結果に大きな違いは見られない。

次に一人暮らしのほうが実家暮らしよりもアルバイトをしている割合が多く、営業の制限によりアルバイトを変えたりやめたりする学生が多いと予想し、問3「一人暮らしですか、実家暮らしですか？」と、問4「新型コロナウイルス感染拡大（2020年2月から2020年5月末まで）の間にアルバイトをしていましたか？」のクロス集計をとった。

項目		していた	していたが途中でやめた	していたが途中でアルバイトを変えた	していなかった	総計
一人暮らし	人数	21	4	5	81	111
	構成比	18.9%	3.6%	4.5%	73.0%	100.0%
実家暮らし	人数	93	10	9	105	217
	構成比	42.9%	4.6%	4.1%	48.4%	100.0%
ルームシェア	人数	1	0	0	0	1
	構成比	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
下宿	人数	1	0	0	2	3
	構成比	33.3%	0.0%	0.0%	66.7%	100.0%
その他	人数	2	0	0	4	6
	構成比	33%	0%	0%	67%	100%
総計		118	14	14	192	338



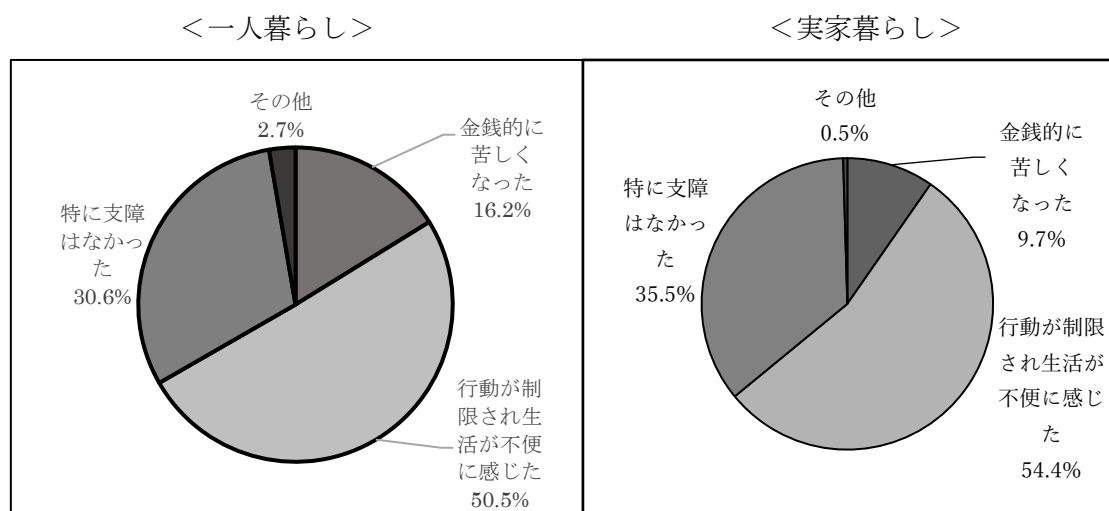
問 3 と問 4 のクロス集計の結果は、全体を占める割合としてはアルバイトを「していない」学生がどの項目においても大半を占めており、アルバイトを変えたりやめたりする学生はごくわずかと分かった。

これもアンケートの回答者は 1 年生が多いというのが理由の一つだと思うが、それを考慮しても新型コロナウイルスはあまり学生のアルバイトの雇用状態にはさほど影響を及ぼしておらず、もとよりアルバイトをしていた場合は同じアルバイト先で勤務している学生が多いことが見てわかる。

では次に、雇用状況ではなく収入面にはどのような影響があったのだろうか。1 年生が多いため他の項目に注目する。

質問 3 「一人暮らしですか、実家暮らしですか？」と質問 9 「2020 年 2 月から 2020 年 5 月末までに生活にどのような支障をきたしたか教えてください」の質問をクロス集計した結果、以下ようになった。

項目		金銭的に苦しくなった	行動が制限され生活が不便に感じた	特に支障はなかった	その他	総計
一人暮らし	人数	18	56	34	3	111
	構成比	16.2%	50.5%	30.6%	2.7%	100.0%
実家暮らし	人数	21	118	77	1	217
	構成比	9.7%	54.4%	35.5%	0.5%	100.0%
ルームシェア	人数	0	0	1	0	1
	構成比	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
下宿	人数	0	1	2	0	3
	構成比	11.8%	53.0%	34.0%	1.2%	100.0%
その他	人数	1	4	1	0	6
	構成比	16.7%	66.7%	16.7	0.0%	100.0%
総計		40	179	115	4	338



質問 3「一人暮らしですか、実家暮らしですか？」の質問に対し、解答人数が多かった、「一人暮らし」と「実家暮らし」の 2 項目を見る。

まず「一人暮らし」と解答した人が選んだ質問 9「2020 年 2 月から 2020 年 5 月末までに生活にどのような支障をきたしたか教えてください」の解答は「行動制限され生活が不便に感じた」が 50.5%と半数を占めている。「実家暮らし」と解答した人も同様に 54.2%と半数を占める割合となった。

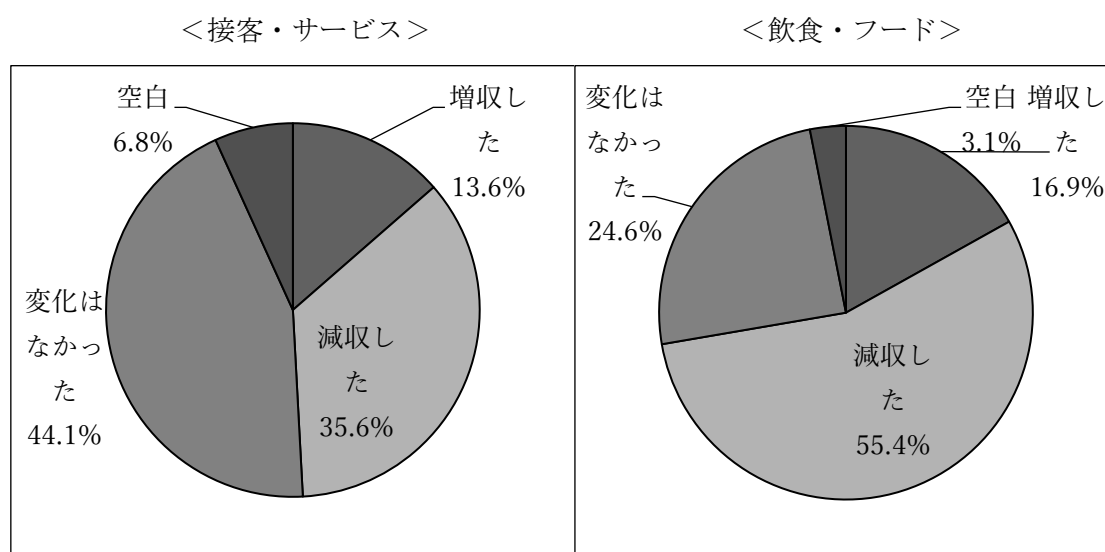
このことから金銭的な面より、行動が制限されたことで生活が不便に感じる人が多いことがわかった。

次に「金銭的に苦しくなった」と解答した人を見ていく。

構成比を見ると、「一人暮らし」が 16.2%、「実家暮らし」が 9.7%と「行動が制限され生活が不便に感じた」や「特に支障はなかった」と解答した人より少ない割合である。しかし、「実家暮らし」よりも「一人暮らし」の方が「金銭的に苦しくなった」を選択した学生の割合が高い。そのことから「一人暮らし」の方が金銭的に厳しい生活をしていたことがわかった。

では、自粛期間の業種別の収入の変化にどのような傾向があるのか見ていこうと思う。収入がどの業種で増減があったのかを調べたかったので、質問 5「質問 4 で①、②、③ (③は変える前の業種) を選択した方に質問です。2 月から 5 月末までに働いていた業種を教えてください。」と質問 7「2020 年 2 月から 2020 年 5 月末の間に、それ以前と比べてアルバイトの収入に変化はありましたか？」でクロス集計を行った。

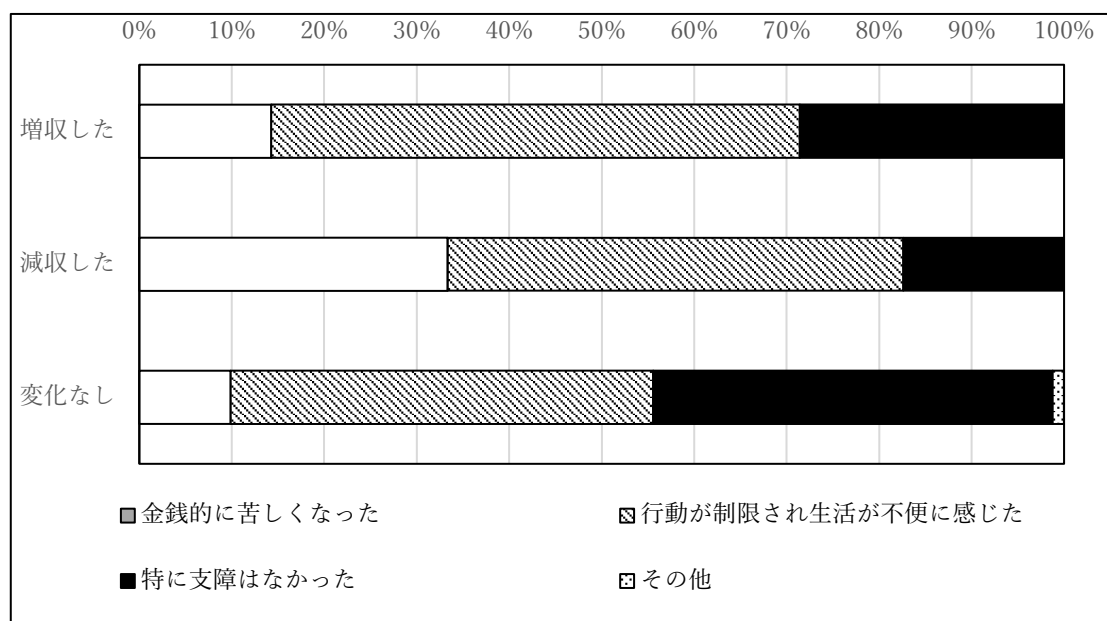
項目		飲食・フ ード	接客・サ ービス	事務	教育	物流・ 配送	その他	(空白)	総計
増収した	人数	11	8	1	1	0	0	0	21
	構成比	16.9%	13.6%	16.7%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	6.2%
減収した	人数	36	21	2	2	0	2	6	69
	構成比	55.4%	35.6%	33.3%	28.6%	0.0%	25.0%	3.2%	20.4%
変化はな かった	人数	16	26	3	3	4	5	24	81
	構成比	24.6%	44.1%	50.0%	42.9%	100.0%	62.5%	12.7%	24.0%
(空白)	人数	2	4	0	1	0	1	159	167
	構成比	3.1%	6.8%	0.0%	14.3%	0.0%	12.5%	84.1%	49.4%
総計		65	59	6	7	4	8	189	338



この表から「飲食・フード」で働いていた人の「減収した」人は55.4%と半分以上の人であることが分かる。これは緊急事態宣言で外出をする人が減ったことが原因であると考えられる。逆に「増収した」を見てみると16.9%と予想していたよりも多かった。これはデリバリーやドライブスルーのある飲食店、家庭での食事が増えたことによるスーパーマーケットなど考えられる。「接客・サービス」の「増収した」はマスクなどが必需品となったためドラッグストアなどが考えられる。他の業種は「変化はなかった」が一番多い結果となった。

上に関連させて、質問7「2020年2月から2020年5月末までの間に、それ以前と比べてアルバイトの収入に変化はありましたか？」と質問9「2020年2月から2020年5月末までに生活にどのような支障をきたしたか教えてください」をクロス集計した。

項目		金銭的に苦しくなった	行動が制限され生活が不便に感じた	特に支障はなかった	その他	総計
増収した	人数	3	12	6	0	21
	構成比	14.3%	57.1%	28.6%	0.0%	100%
減収した	人数	23	34	12	0	69
	構成比	33.3%	49.3%	17.4%	0.0%	100%
変化なし	人数	8	37	35	1	81
	構成比	9.9%	45.7%	43.2%	1.2%	100%
(空白)	人数	6	96	62	3	167
	構成比	3.6%	57.5%	37.1%	1.8%	100%
総計		40	179	115	4	338



「行動が制限され生活が不便に感じた」が一番多く、収入面では大きな差はないように感じる。しかし、「減収した」を選択した学生の約3割は「金銭的に苦しくなった」を選択しており、アルバイトの雇用には影響がないが、店が休業したなどの理由から収入面に大きな影響がある。また、収入に変化がなかった学生のうち4割以上が「特に支障はなかった」と回答している。「増収した」学生よりも高い数値となっているが、それはいったい何故なのだろうか。

北海道独自の緊急事態宣言と政府に用緊急事態宣言が発令されたこの時期は休業要請もされ多くの飲食店が休業していた中、デリバリーの職業や宅配など、需要の高まった職種も存在していた。収入が「増収」し購買意欲は普段より上がった場合、店が営業しておらずほしいものを購入できない、または外出できないしていると欲求が満たすことをできない。その

反面「変化なし」の場合の生活様式の主な変化は「外出自粛」だと考えられる為、「増収した」学生よりも心理的負担は軽いと考えられる。したがって「特に支障はなかった」を選らんだ学生は「増収した」学生よりも「特に支障はなかった」学生のほうが高い。

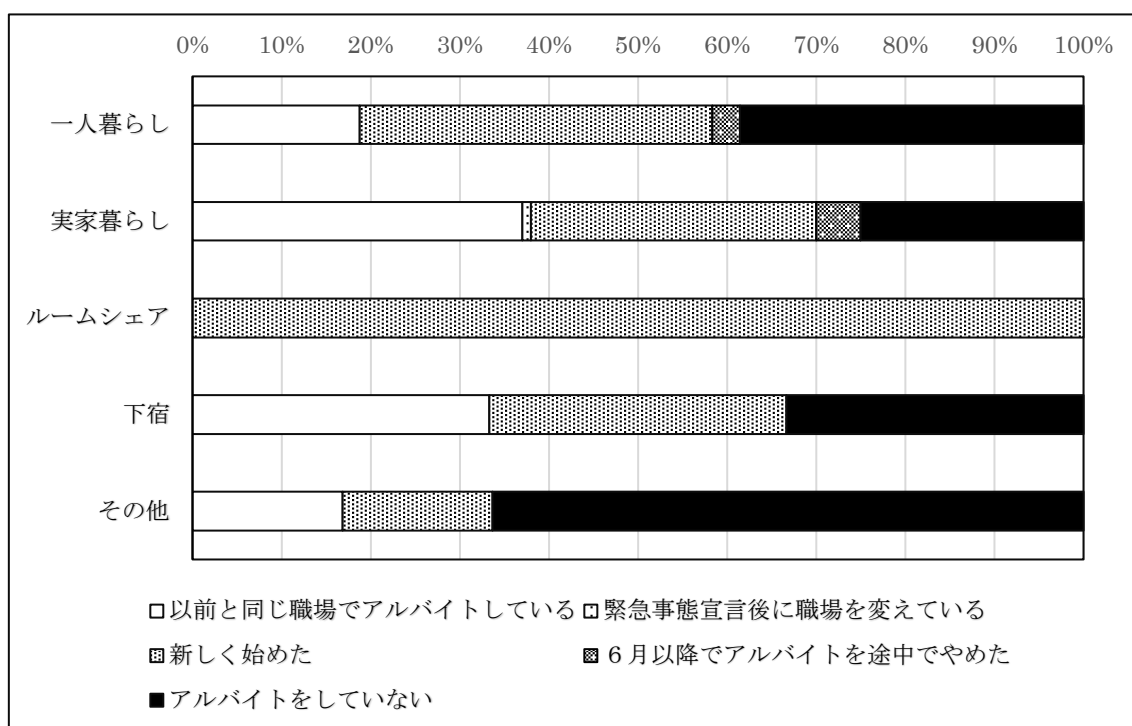
以上のことから、新型コロナウイルス感染拡大時期における学生の生活実態は、収入に影響は少なからず出たが、実際にはアルバイトにさほど影響はなく、行動が制限されえるなどの私生活に支障をきたしたとを感じる学生が多いという結果になった。

4-2. 自粛期間後の学生生活の変化

最後に自粛期間を終えて学生の生活はどのように変化したかを見ることにする。

以下は質問3「一人暮らしですか、実家暮らしですか」と質問8「6月以降から現在までのアルバイトの状況を教えてください」をクロス集計したものだ。

項目		以前と同じ職場でアルバイトをしている	政府による緊急事態宣言解除後に職場を変えている	新しく始めた	この期間の途中でアルバイトを辞めた	アルバイトをしていない	総計
一人暮らし	人数	21	0	44	3	43	111
	構成比	18.9%	0.0%	39.6%	2.7%	38.7%	100.0%
実家暮らし	人数	81	3	69	10	54	217
	構成比	37.3%	1.4%	31.8%	4.6%	24.9%	100.0%
ルームシェア	人数	0	0	1	0	0	1
	構成比	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
下宿	人数	1	0	1	0	1	3
	構成比	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	100.0%
その他	人数	1	0	1	0	4	6
	構成比	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%	66.7%	100.0%
総計		104	3	116	13	102	338



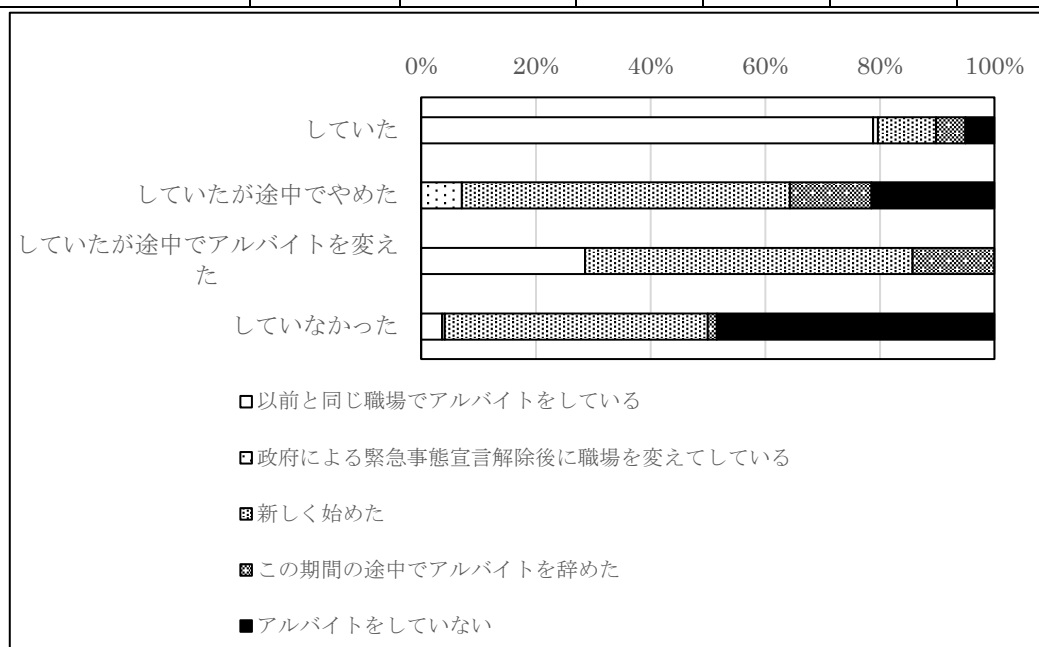
自粛期間後のアルバイトの状況について、一人暮らしと実家暮らしにおいてどのような違いがあるかを調べるためにクロス集計を行った。(ルームシェアや下宿などは人数が少ないため割愛する)

一人暮らしにおいて、最も高い割合を占めるのが「新しく始めた」39.6%であった。次いで高いのは「アルバイトをしていない」38.7%であった。予想では、一人暮らしの場合、実家暮らしと比べて金銭的に苦しく「継続してアルバイトしている」と「新しく始めた」が高い割合を占めていると考えていた。しかし、実際はアルバイトをしていないのが約1/3を占めていた。この原因としては、新型コロナウイルス感染拡大期にアルバイトをしていなかった一年生が多数いたためではないかと考えた。

実家暮らしでは、最も高い割合を占めているのが「以前と同じ職場でアルバイトしている」37.3%、次に高いのが「新しく始めた」31.8%であった。

次に自粛期間後のアルバイト状況を、新型コロナウイルス感染拡大期のアルバイト状況で違いがあるかを調べるために質問4「新型コロナウイルス感染拡大(2020年2月から2020年5月末まで)の間でアルバイトをしていましたか」と質問8「6月以降から現在までのアルバイト状況を教えてください」のクロス集計を行った。

項目		以前と同じ職場でアルバイトをしている	政府による緊急事態宣言解除後に職場を変えている	新しく始めた	この期間の途中でアルバイトを辞めた	アルバイトをしていない	総計
していた	人数	93	1	12	6	6	118
	構成比	78.8%	0.8%	10.2%	5.1%	5.1%	100.0%
していたが途中でやめた	人数	0	1	8	2	3	14
	構成比	0.0%	7.1%	57.1%	14.3%	21.4%	100.0%
していたが途中でアルバイトを変えた	人数	4	0	8	2	0	14
	構成比	28.6%	0.0%	57.1%	14.3%	0.0%	100.0%
していなかった	人数	7	1	88	3	93	192
	構成比	3.6%	0.5%	45.8%	1.6%	48.4%	100.0%
総計		104	3	116	13	102	338



まず、新型コロナウイルス感染拡大期に「アルバイトしていた（日数は問わず）」が一番高い割合を占めているのは「以前と同じ職場でアルバイトしている」の79%であった。

次に、「していたが途中で退職した」で一番高い割合を占めているのが「新しく始めた」57%であった。

また、「していたがアルバイトを変えた」でも一番高い割合を占めているのは「新しく始めた」57%であった。

最後に、「していなかった」では一番高い割合を占めているのが「アルバイトをしていない」48%だった。しかし、「新しく始めた」を選んだ学生の割合も46%とあまり変わらなかった。

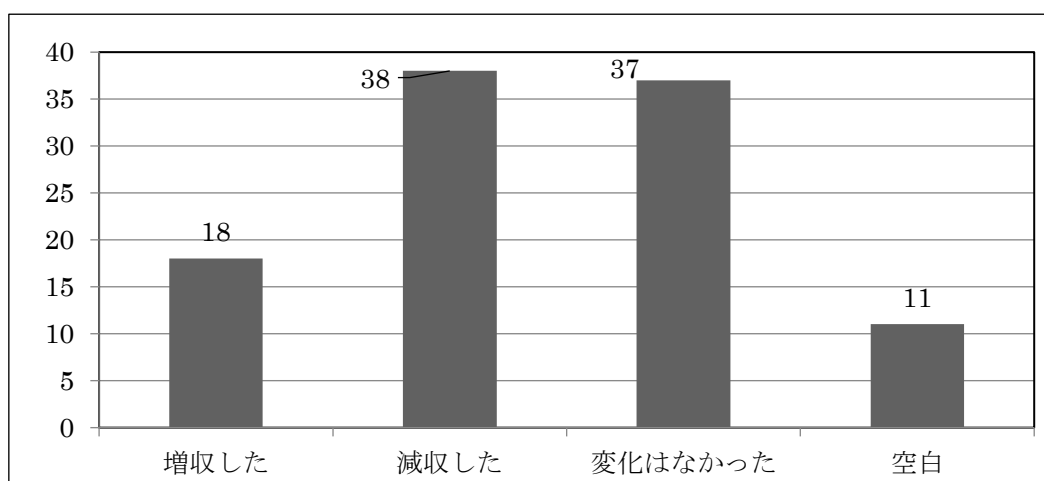
このようなことから、新型コロナウイルス感染拡大期にアルバイトしていた人は自粛期間後も同じ職場でアルバイトしている傾向があった。他にも、新型コロナウイルス感染拡大期にアルバイトを退職・変えた・していなかった人は自粛期間後を機にアルバイトを新しく始めるという傾向があった。しかし、最後の「アルバイトをしていない」割合が高いのは前述したように、1年生が多数いるからではないかと考えた。

最後に、前の集計に関連させて、質問7「2020年2月から2020年5月末の間に、それ以前と比べてアルバイトの収入の変化はありましたか」と質問8「6月以降から現在までのアルバイト状況を教えてください」の2つをクロス集計した。

項目		増収した	減収した	変化はなかった	空白	総計
以前と同じ職場でアルバイトをしている	人数	18	38	37	11	104
	構成比	17.3%	36.5%	35.6%	10.6%	100.0%
政府による緊急事態宣言解除後に職場を変えている	人数	0	2	1	0	3
	構成比	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	100.0%
新しく始めた	人数	2	20	22	72	116
	構成比	1.7%	17.2%	19.0%	62.1%	100.0%
この期間の途中でアルバイトを辞めた	人数	1	4	6	2	13
	構成比	7.7%	30.8%	46.2%	15.4%	100.0%
アルバイトをしていない	人数	0	5	15	82	102
	構成比	0.0%	4.9%	14.7%	80.4%	100.0%

これもアンケートの回答者の1年生の割合が高いことから質問8で「新しく始めた」と回答した人が多いと推測できる。そのことから質問7で「空白」と「変化はなかった」を選ぶ人が多いと考えられる。

この質問8で「新しく始めた」を除いた場合、「以前と同じ職場でアルバイトをしている」と回答した学生が多いと表から読み取れる。



このグラフは質問 8 で「以前と同じ職場でアルバイトをしている」と回答した人のアルバイトの収入の変化を表している。これを見るとわずかな差ではあるが減収したと回答した人が一番多い。アルバイトでの収入が減り新型コロナウイルス感染拡大以前の生活よりは少ない収入での生活になり、金銭的に不便な生活が強いられていると考える。

4-3. まとめ

自粛期間後、一人暮らしの学生はアルバイトをしている学生とアルバイトをしていない学生が高い割合を占めているのがわかる。それに対して、実家暮らし人は自粛期間後アルバイトをしている割合が高いという違いがある。

新型コロナウイルス感染拡大期にアルバイトをしていた人は、自粛期間後も同じ職場でアルバイトしている傾向があった。それに対して、何らかの理由でアルバイト変えた人や退職した人・していない人は自粛期間後にアルバイトを始めるという違いがある。

今後の課題は、自粛期間後についての質問を増やすべきであったことである。自粛期間後の質問を増やすことで、新型コロナウイルス感染拡大期にアルバイト状況との違いが具体的にできるからである。

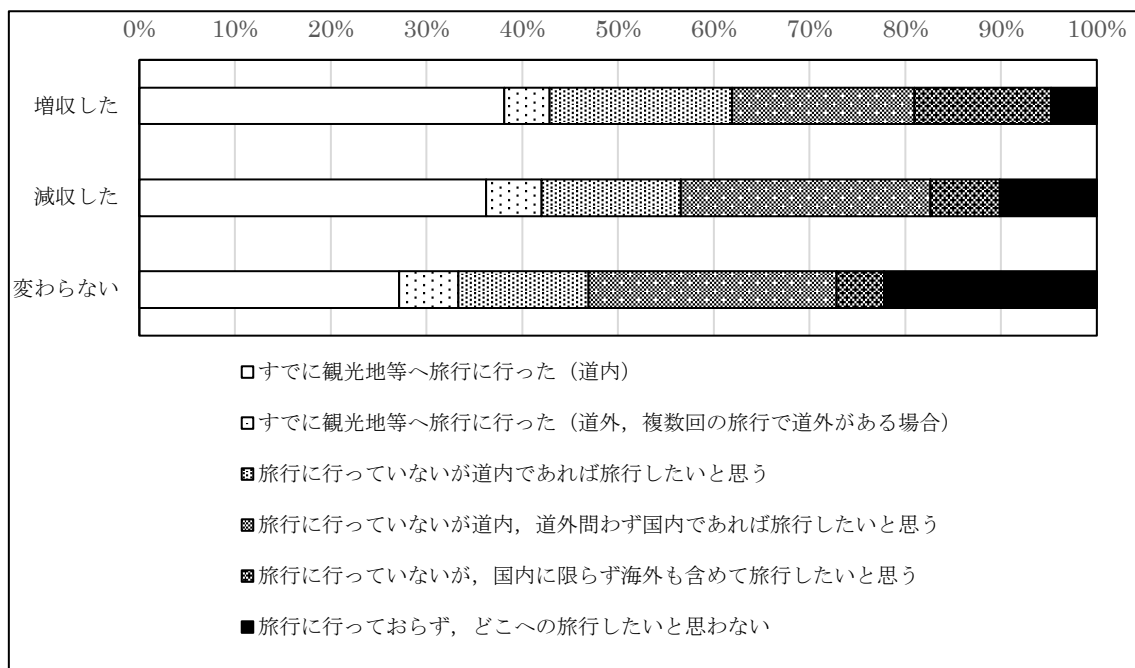
5. 学生の旅行意識調査とホテルの利用意識調査

5-1. 学生の旅行意識

新型コロナウイルスは経済に大きな損害を与えている。そのため、学生のアルバイト先でも新型コロナウイルスの被害に遭い、学生の収入にも大きな影響を与えた。旅行意識と金銭面は大きく関わってくると考えられるため、その関係を見ていく。第 5 章では縦%の表を用いてクロス集計していく。

次の表は、列に質問 7 「2020 年 2 月から 2020 年 5 月末の間に、それ以前と比べてアルバイトの収入に変化はありましたか？」と行に質問 11 の「自粛期間を終え観光地等へ旅行をしましたか？また、観光地等へ旅行したいと思いますか？」をクロス集計したものである。

項目		増収した	減収した	変わらない	総計
すでに観光地等へ旅行に行った（道内）	人数	8	25	22	55
	構成比	38.1%	36.2%	27.2%	32.2%
すでに観光地等へ旅行に行った（道外、複数回の旅行で道外がある場合）	人数	1	4	5	10
	構成比	4.8%	5.8%	6.2%	5.8%
旅行に行っていないが道内であれば旅行したいと思う	人数	4	10	11	25
	構成比	19.0%	14.5%	13.6%	14.6%
旅行に行っていないが道内、道外問わず国内であれば旅行したいと思う	人数	4	18	21	43
	構成比	19.0%	26.1%	25.9%	25.1%
旅行に行っていないが、国内に限らず海外も含めて旅行したいと思う	人数	3	5	4	12
	構成比	14.3%	7.2%	4.9%	7.0%
旅行に行っておらず、どこへも旅行したいと思わない	人数	1	7	18	26
	構成比	4.8%	10.1%	22.2%	15.2%
総計		21	69	81	171
構成比		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



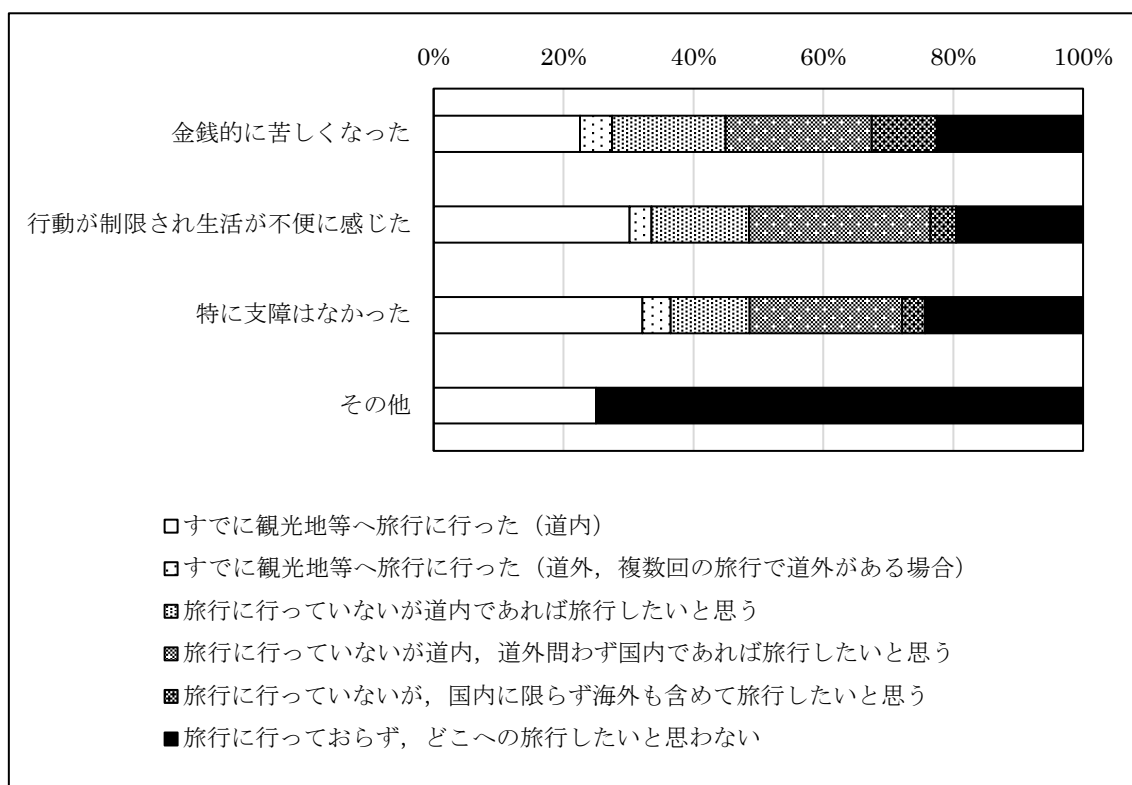
表の人数を見るとやはり増収した人よりも減収した人の方が多くなっている。しかし、割合で見ると旅行に行ったという項目である「すでに観光地等へ旅行に行った（道内）」と「す

でに観光地等へ旅行に行った（道外、複数回の旅行で道外がある場合はこちらを選択）」の合計は「増収した」と回答した人が43%、「減収した」と回答した人が42%とわずか1%しか変化はない。意外なことに収入が「変わらない」と回答した人は旅行に行ったという2つの項目の合計が一番低くなっていた。特徴的なことに収入が「変わらない」と回答した人が「旅行に行っておらず、どこへも旅行したいと思わない」と回答した割合が一番高くなっていた。

旅行意識と金銭面は大きく関係しているとして作ったクロス集計だが、金銭面はさほど旅行意識には関係はないのだと考えられる。

次に列に質問9の「2020年2月から2020年5月末までに生活にどのような支障をきたしたか教えてください（最も当てはまるものをひとつ回答してください）。」と行に質問11の「自粛期間を終え観光地等へ旅行をしましたか？また、観光地等へ旅行したいと思いますか？」をクロス集計した。それが以下の表とグラフである。

項目		金銭的に苦しくなった	行動が制限され生活が不便に感じた	特に支障はなかった	その他	総計
すでに観光地等へ旅行に行った（道内）	人数	9	54	37	1	101
	構成比	22.5%	30.2%	32.2%	25.0%	29.9%
すでに観光地等へ旅行に行った（道外、複数回の旅行で道外がある場合はこちらを選択）	人数	2	6	5	0	13
	構成比	5.0%	3.4%	4.3%	0.0%	3.8%
旅行に行っていないが道内であれば旅行したいと思う	人数	7	27	14	0	48
	構成比	17.5%	15.1%	12.2%	0.0%	14.2%
旅行に行っていないが道内、道外問わず国内であれば旅行したいと思う	人数	9	50	27	0	86
	構成比	22.5%	27.9%	23.5%	0.0%	25.4%
旅行に行っていないが、国内に限らず海外も含めて旅行したいと思う	人数	4	7	4	0	15
	構成比	10.0%	3.9%	3.5%	0.0%	4.4%
旅行に行っておらず、どこへも旅行したいと思わない（→質問16へ）	人数	9	35	28	3	75
	構成比	22.5%	19.6%	24.3%	75.0%	22.2%
総計		40	179	115	4	338
構成比		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

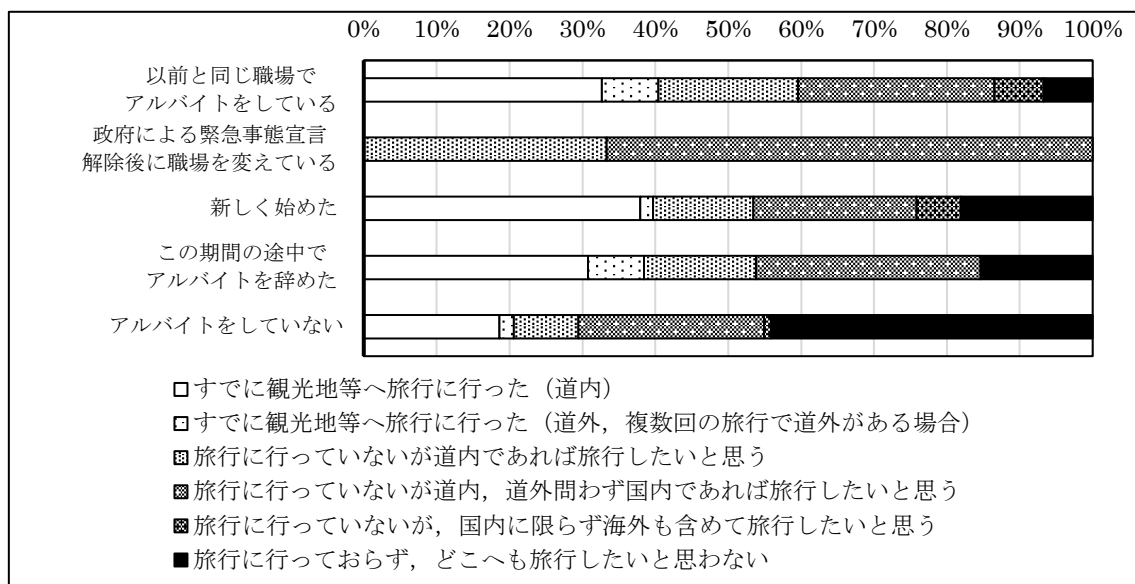


今回はその他にも表とグラフに含まれているが、少人数であるため省くことにする。新型コロナウイルスの影響は様々であるが、今回は質問項目の「金銭的に苦しくなった」「行動が制限され生活が不便に感じた」「特に支障はなかった」をもとに学生の旅行意識の変化を見ていこうと思う。「行動が制限され生活が不便に感じた」と回答した学生は旅行をしたという項目に回答が集中すると考えていた。また、「特に支障はなかった」と回答した学生の旅行意識は推測しづらいがバラバラの回答になると考えていた。旅行意識の変化は「金銭的に苦しくなった」「行動が制限され生活が不便に感じた」「特に支障はなかった」の3項目から違いはほとんど見つからず、似たような結果となっていたのである。グラフを見てみると同じようなグラフになっていることがわかる。

やはり、この表からも「金銭的に苦しくなった」と回答した人が旅行に行った割合は少し下がっているが大きな違いは見られない。旅行と金銭面に大きな関わりは見られないことがわかり、3～4割の人は旅行に行っていることがわかる。

次に列に質問8の「6月以降から現在までのアルバイトの状況を教えてください。」と行に質問11の「自粛期間を終え観光地等へ旅行をしましたか？また、観光地等へ旅行したいと思いますか？」をクロス集計した。それが以下の表とグラフである。

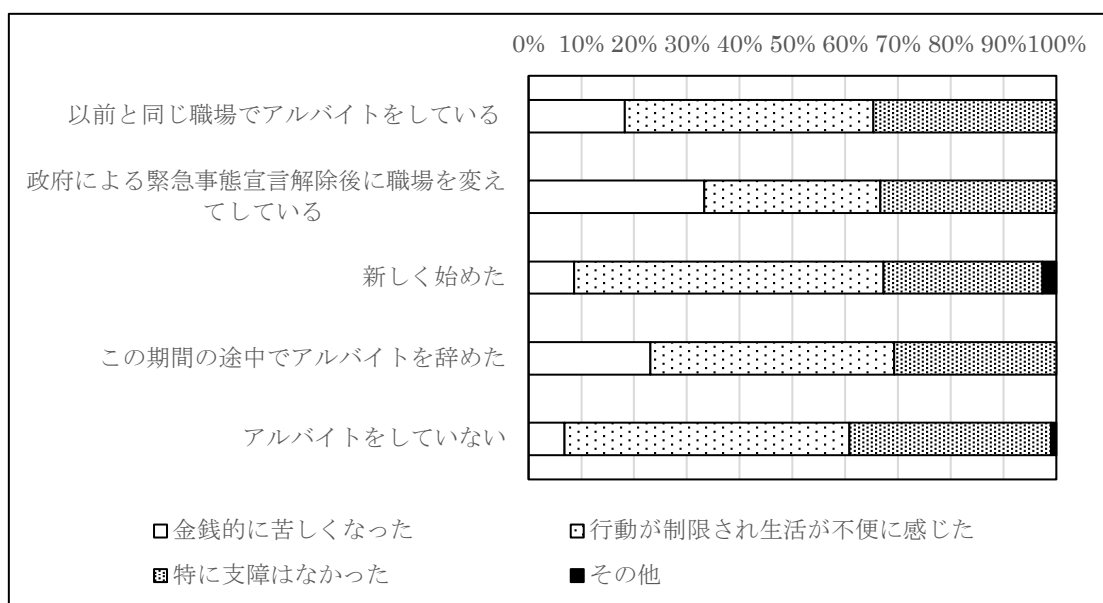
項目		以前と同じ職場でアルバイトをしている	政府による緊急事態宣言解除後に職場を変えている	新しく始めた	この期間の途中でアルバイトを辞めた	アルバイトをしていない	総計
すでに観光地等へ旅行に行った（道内）	人数	34	0	44	4	19	101
	構成比	32.7%	0.0%	37.9%	30.8%	18.6%	29.9%
すでに観光地等へ旅行に行った（道外、複数回の旅行で道外がある場合）	人数	8	0	2	1	2	13
	構成比	7.7%	0.0%	1.7%	7.7%	2.0%	3.8%
旅行に行っていないが道内であれば旅行したいと思う	人数	20	1	16	2	9	48
	構成比	19.2%	33.3%	13.8%	15.4%	8.8%	14.2%
旅行に行っていないが道内、道外問わず国内であれば旅行したいと思う	人数	28	2	26	4	26	86
	構成比	26.9%	66.7%	22.4%	30.8%	25.5%	25.4%
旅行に行っていないが国内に限らず海外も含めて旅行したいと思う	人数	7	0	7	0	1	15
	構成比	6.7%	0.0%	6.0%	0.0%	1.0%	4.4%
旅行に行っておらずどこへも旅行したいと思わない	人数	7	0	21	2	45	75
	構成比	6.7%	0.0%	18.1%	15.4%	44.1%	22.2%
総計		104	3	116	13	102	338
構成比		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



今回は「政府の緊急事態宣言解除後に職場を変えている」も表とグラフに含まれているが、少人数であるため省くことにする。結果としては「以前と同じ職場でアルバイトをしている」と「アルバイトをしていない」に大きな違いが見られた。「以前と同じ職場でアルバイトをしている」で「すでに観光地等へ旅行に行った（道内）」が32.7%に対し「アルバイトをしていない」では18.6%と「以前と同じ職場でアルバイトをしている」と比べて低いことが分かった。また、「旅行に行っておらず、どこへも旅行したいと思わない」の回答では「以前と同じ職場でアルバイトをしている」が6.7%、「アルバイトをしていない」が44.1%と大きな差が見られた。この差は金銭的な問題が要因として考えられるのではないだろうか。

最初に検証した2つの集計で金銭面と旅行意識の関係は見られないと考えていたが、3つ目の集計でアルバイトをしていない学生の旅行意識がかなり低いことがわかった。旅行意識は金銭面と関係があるのかと思い、以下のクロス集計を作成した。

項目		以前と同じ職場でアルバイトをしている	政府による緊急事態宣言解除後に職場を変えている	新しく始めた	この期間の途中でアルバイトを辞めた	アルバイトをしていない	総計
金銭的に苦しなかった	人数	19	1	10	3	7	40
	構成比	18.3%	33.3%	8.6%	23.1%	6.9%	11.8%
行動が制限され生活が不便に感じた	人数	49	1	68	6	55	179
	構成比	47.1%	33.3%	58.6%	46.2%	53.9%	53.0%
特に支障はなかった	人数	36	1	35	4	39	115
	構成比	34.6%	33.3%	30.2%	30.8%	38.2%	34.0%
その他	人数	0	0	3	0	1	4
	構成比	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	1.0%	1.2%
総計		104	3	116	13	102	338
構成比		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



この表とグラフは列に質問 8 の「6 月以降から現在までのアルバイトの状況を教えてください。」と行に質問 9 の「2020 年 2 月から 2020 年 5 月末までに生活にどのような支障をきたしたか教えてください」をクロス集計したものである。今回はアルバイトをしていない学生に注目する。その結果、アルバイトしていない学生が「金銭的に苦しくなった」と回答した割合は 6.9%であった。他の項目と比較しても一番低くなっている。つまり、アルバイトをしていない学生の旅行意識の低い原因は金銭面とは言えない。

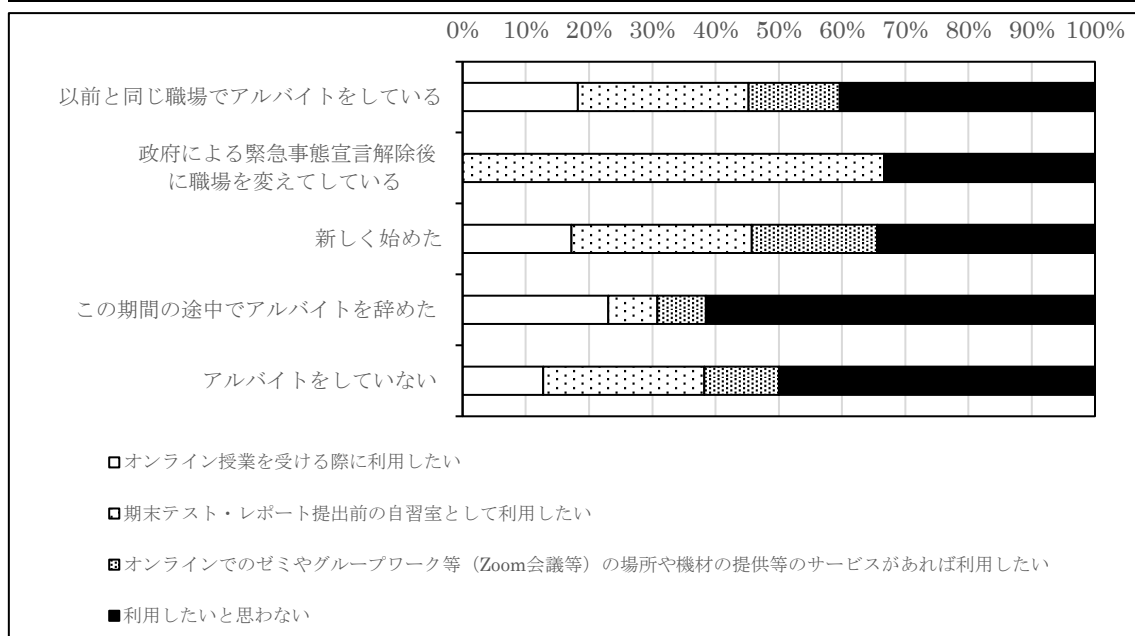
前のクロス集計で浮上してきた金銭面と旅行意識の関係であるが、このクロス集計で金銭面がおもな原因ではないことが判明した。新型コロナウイルスが流行し、政府や市町村独自の旅行を促進する政策により、お金がなくても旅行できるようになったのではないかと。道民割や Go TO キャンペーンで旅費の割引や国が一部負担するようになったため、旅行にかかるコストが減少したのではないかと。普段よりも低コストで旅行に行けるために金銭面と旅行意識の関係が薄れたのだと考えられる。

5-2. ホテルの利用意識

今回旅行意識と同時に調べたことがもう一つある。質問 17「一部のホテル業界がホテルをサテライトオフィス、シェアオフィスとして新しい事業を始めています。もしも、学生向けのサービスもある場合、どのような目的であなたは利用したいと思いますか？」という学生のホテル利用意識調査である。この調査結果を旅行意識と同様にクロス集計を行い見ていく。

5-1 と同様に今回もホテルの利用意識を金銭面から見ていく。以下の表とグラフは質問 8「6 月以降から現在までのアルバイトの状況を教えてください。」と質問 17「新型コロナウイルス感染拡大により業績悪化を受けたホテル業界の一部ではホテルをサテライトオフィス、シェアオフィスとして新しい事業を始めています。もしも、学生向けのサービスもある場合、どのような目的であなたは利用したいと思いますか？」をクロス集計したものである。

項目		以前と同じ職場でアルバイトをしている	政府による緊急事態宣言解除後に職場を変えている	新しく始めた	この期間の途中でアルバイトを辞めた	アルバイトをしていない	総計
オンライン授業を受ける際に利用したい	人数	19	0	20	3	13	55
	構成比	18.3%	0.0%	17.2%	23.1%	12.7%	16.3%
期末テスト・レポート提出前の自習室として利用したい	人数	28	2	33	1	26	90
	構成比	26.9%	66.7%	28.4%	7.7%	25.5%	26.6%
オンラインでのゼミやグループワーク等（Zoom 会議等）の場所や機材の提供等のサービスがあれば利用したい	人数	15	0	23	1	12	51
	構成比	14.4%	0.0%	19.8%	7.7%	11.8%	15.1%
利用したいと思わない	人数	42	1	40	8	51	142
	構成比	40.4%	33.3%	34.5%	61.5%	50.0%	42.0%
総計	人数	104	3	116	13	102	338
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

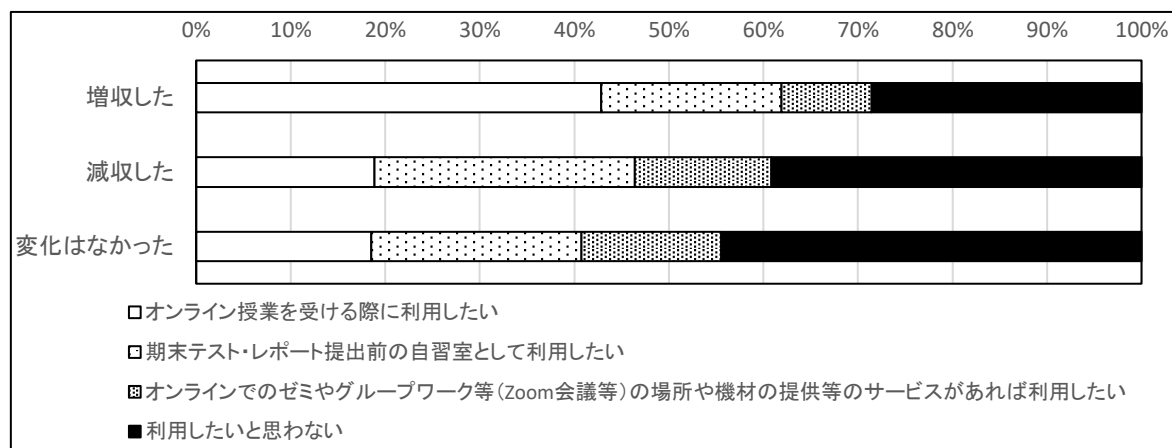


今回は「政府による緊急事態宣言解除後に職場を変えてしている」と回答した人数が少ないため対象外とする。グラフから学生向けのサービスがあったらホテルを利用したいと考えている学生の回答は「以前と同じ職場でアルバイトをしている」と「新しく始めた」であった。そのなかでも「期末テスト・レポート提出前の自習室として利用したい」が多くなっている。アルバイトを新しく始めた学生の約 65%はホテルの利用に前向きな捉え方をしている。逆に利用したいと思わない学生の回答は「この期間の途中でアルバイトを辞めた」と「アルバイトをしていない」である。利用したいと思わない学生が過半数を超えており、アルバイトをしている学生の回答とは異なっている。

このことからホテルの利用意識と金銭面が関係していると考えられる。

次にホテルの利用意識と金銭的な状況が関係あるのか詳しく見ていくため、質問 7「2020 年 2 月から 2020 年 5 月末の間に、それ以前と比べてアルバイトの収入に変化はありましたか？」と前のクロス集計と同様に質問 17 をクロス集計した。

項目		増収した	減収した	変化はなかった	総計
オンライン授業を受ける際に利用したい	人数	9	13	15	37
	構成比	42.9%	18.8%	18.5%	21.6%
期末テスト・レポート提出前の自習室として利用したい	人数	4	19	18	41
	構成比	19.0%	27.5%	22.2%	24.0%
オンラインでのゼミやグループワーク等（Zoom 会議等）の場所や機材の提供等のサービスがあれば利用したい	人数	2	10	12	24
	構成比	9.5%	14.5%	14.8%	14.0%
利用したいと思わない	人数	6	27	36	69
	構成比	28.6%	39.1%	44.4%	40.4%
総計	人数	21	69	81	171
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

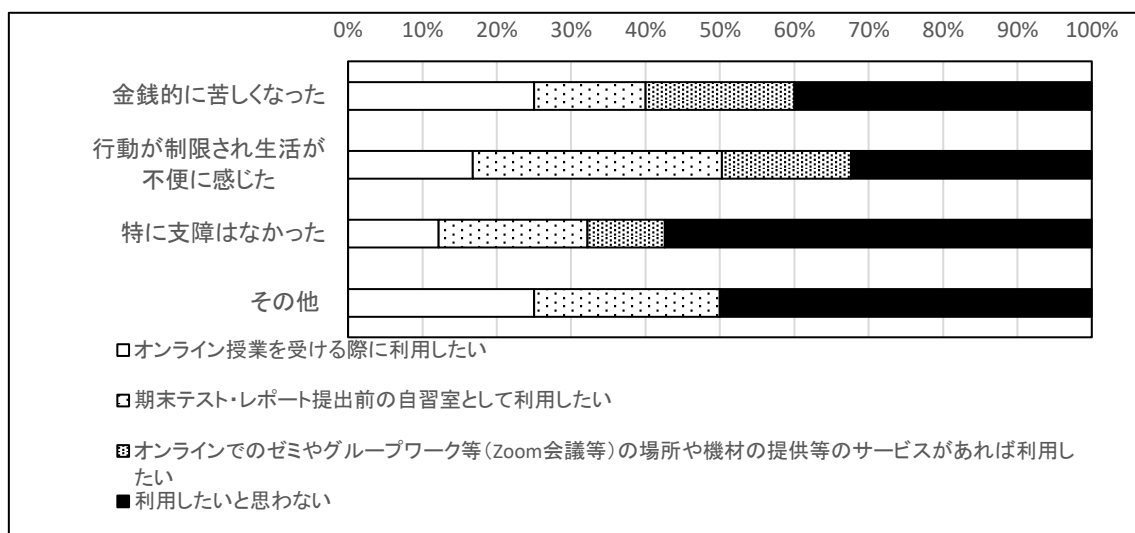


表の人数を見ると「増収した」人は「オンライン授業を受ける際に利用したい」と回答した割合が42.9%と高くなっており、「減収した」人は「利用したいと思わない」を回答した割合が39.1%、「変化はなかった」を選択した人は「利用したいと思わない」を回答した割合が44.4%と高くなっていることがわかる。

この結果によりホテル利用意識と金銭面は関係があることがわかる。

前のクロス集計で「減収した」と「変化はなかった」と回答した学生では「ホテルを利用したいと思わない」という傾向があった。以下の表とグラフは質問9「2020年2月から2020年5月末までに生活にどのような支障をきたしたか教えてください」とこれまでと同様に質問17をクロス集計したものである。

項目		金 銭 的 に 苦 し く な っ た	行動が制 限され生 活が不便 に感じた	特に支 障はな かった	その他	総計
オンライン授業を受ける際 に利用したい	人数	10	30	14	1	55
	構成比	25.0%	16.8%	12.2%	25.0%	16.3%
期末テスト・レポート提出前 の自習室として利用したい	人数	6	60	23	1	90
	構成比	15.0%	33.5%	20.0%	25.0%	26.6%
オンラインでのゼミやグル ープワーク等 (Zoom 会議等) の場所や機材の提供等のサ ービスがあれば利用したい	人数	8	31	12	0	51
	構成比	20.0%	17.3%	10.4%	0.0%	15.1%
利用したいと思わない	人数	16	58	66	2	142
	構成比	40.0%	32.4%	57.4%	50.0%	42.0%
総計	人数	40	179	115	4	338
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

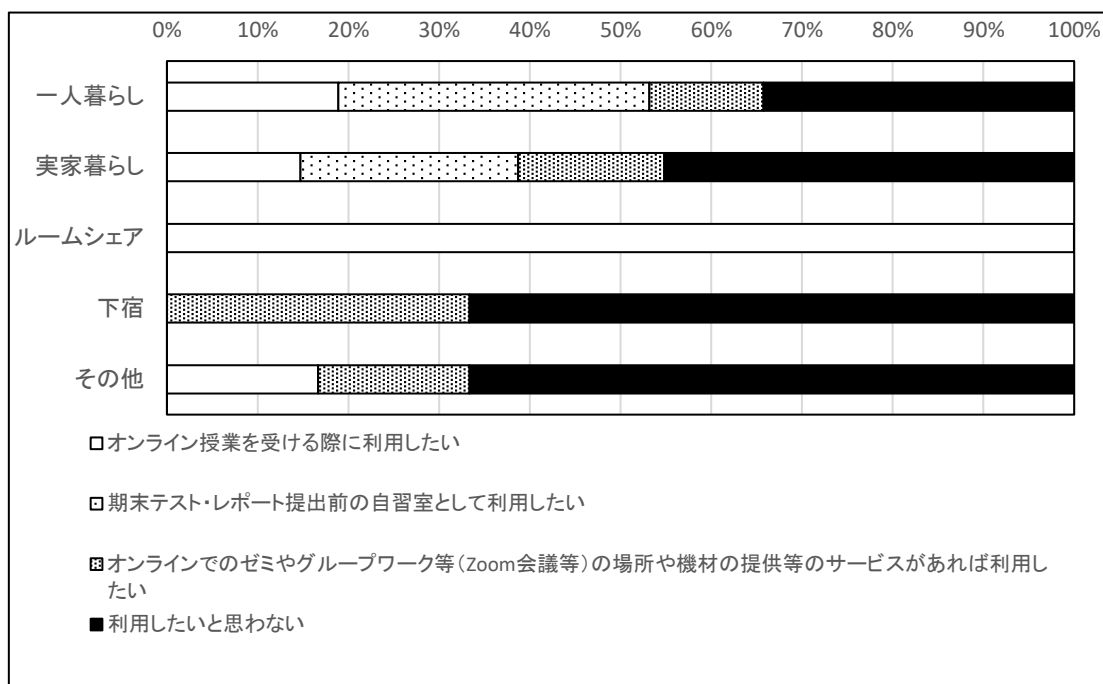


今回の考察において「その他」と回答した学生は少ないため捨象する。「行動が制限され生活が不便に感じた」と回答した学生はホテルを利用したいと回答が多かった。やはり、新型コロナウイルスの影響により、自粛が続いたために気分転換もかねて外でテスト勉強をしたいようである。

ホテルを利用したいと思わない学生の回答は「金銭的に苦しくなった」と「特に支障はなかった」であった。「特に支障はなかった」と回答した学生は、ホテルの「利用をしたい」と思わない学生が過半数を超えており、高い数値となっている。収入面や生活面で新型コロナウイルスの影響を受けていない学生は、相対的には影響が小さかったと考えられる。そのため、ホテルの学生向けサービスの需要がないのではないだろうか。

以下のグラフは質問3「一人暮らしですか、実家暮らしですか？」と、前回と同様に質問17をクロス集計した結果である。

項目		一人暮らし	実家暮らし	ルームシェア	下宿	その他	総計
オンライン授業を受け る際に利用したい	人数	21	32	1	0	1	55
	構成比	18.9%	14.7%	100.0%	0.0%	16.7%	16.3%
期末テスト・レポート提出 前の自習室として利用したい	人数	38	52	0	0	0	90
	構成比	34.2%	24.0%	0.0%	0.0%	0.0%	26.6%
オンラインでのゼミや グループワーク等 (Zoom 会議等) の場所 や機材の提供等のサービス があれば利用したい	人数	14	35	0	1	1	51
	構成比	12.6%	16.1%	0.0%	33.3%	16.7%	15.1%
利用したいと思わない	人数	38	98	0	2	4	142
	構成比	34.2%	45.2%	0.0%	66.7%	66.7%	42.0%
総計	人数	111	217	1	3	6	338
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



今回は「ルームシェア」と「下宿」、「その他」も表とグラフに含まれているが、少人数のため省略する。

結果を見ると、「一人暮らし」の人は「期末テスト・レポート提出前の自習室として利用したい」を選んだ割合が 34.2%と高くなっている。他方「実家暮らし」の人は「利用したいと思わない」を選んだ割合が 45.2%と最も高くなっていることがわかる。「一人暮らし」の人より「実家暮らし」の人の方が「利用しようと思わない」を選択した人が多いのは不要な外出によって、新型コロナウイルスに感染してしまった場合、親や兄弟に迷惑をかけてしまうため、「利用しようと思わない」と考えられる。

5-3. まとめ

5-1 で行った学生の旅行意識調査で金銭面がおもな原因ではないことが判明した。その理由の一つとして、新型コロナウイルスが流行し、政府や市町村独自の旅行を促進する政策により、お金がなくても旅行できるようになった点である。道民割や Go TO キャンペーンで旅費の割引や国が一部負担するようになったため、旅行にかかるコストが減少し、例年よりも低コストで旅行に行けるために金銭面と旅行意識の関係が薄れたのだと考えられる。

5-2 で行ったホテルの利用意識調査の結果により、ホテルを利用しようと思わないのは金銭的問題がある人、新型コロナウイルスの影響をあまり受けていない生活に変化のない人、及び新型コロナウイルスの感染を恐れている人ということがわかる。利用したいと思う人はもちろんだが、利用しようと思わない人にもホテルを利用してもらえるように改善していく必要がある。例えば学生割引の導入や感染症対策の徹底などがあげられる。このようなことを行い、ホテルの利用客が増えれば、経営悪化を防ぐことが可能になると考えられる。

終わりに

本稿では、札幌の経済に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染が収束した後、札幌でどのような対策が必要になるかを過去の訪日・来札外国数のデータ、学生の実生活実態、及び旅行意識調査のアンケートを用い検討した。その結果、京都や福岡のように観光客数を減少、停滞させないように価格競争や人手不足を解消していき、東京や大阪のように空港から観光地までのアクセスを容易にし、外国人観光客向けの案内や施設を充実させる必要があるということがわかった。さらに新型コロナウイルスの感染が蔓延している現在も道民割や学生割引などの対策が必要だということがわかった。それはホテルの経営を維持していくためである。新型コロナウイルスが収束後の経済回復にホテル業界は重要である。ホテルは外国人観光客や国内旅行者のほとんどが利用する施設であるため、ホテル業界に対する対策を何も行わなければ経営悪化が続き、いずれ倒産し経済回復が難しくなるためである。

今後の課題として、旅行に行かない理由を推測することしかできなかったため、その内容をアンケートの質問項目に入れる必要がある。また旅行・観光消費動向調査は4半期に1回更新されているため引き続き調査する必要がある。